

見附市こども計画(案)

【令和7年度～令和 11 年度】

令和 7 年〇月

見附市

目次

第1章 計画策定にあたって	5
1.1 計画策定の背景と趣旨	6
1.2 計画の位置づけ	7
1.3 計画の対象	8
1.4 計画の期間	8
1.5 計画の策定体制	9
第2章 見附市のこども・子育てを取り巻く現状	10
2.1 統計による見附市の現状	11
2.1.1 人口の推移	11
2.1.2 世帯数の推移	14
2.1.3 人口の自然動態・社会動態の推移	17
2.1.4 性別・年齢別就業者数の推移	18
2.1.5 母親の年齢別出生数等の推移	19
2.1.6 未婚の状況	20
2.2 保育・教育施設の状況	22
2.2.1 保育施設等の利用状況	22
2.2.2 各種学校の状況	24
第3章 こども・若者・子育て家庭へのニーズ調査	25
3.1 幼児を対象としたニーズ調査	26
3.1.1 調査の内容	26
3.1.2 調査の結果	27
3.2 こども・若者を対象としたニーズ調査	30
3.2.1 調査の内容	30
3.2.2 調査の結果	31
3.3 子育て家庭を対象としたニーズ調査	38
3.3.1 調査の内容	38
3.3.2 調査の結果	39
第4章 第2期見附市子ども・子育て支援事業計画の評価	48
4.1 計画の概要	49
4.2 事業の取り組み状況	50

第5章 こども・子育てを取り巻く現状の総括・課題	55
5.1 見附市のこども・子育てを取り巻く現状の整理・総括	56
5.2 見附市のこども・子育てを取り巻く課題	57
第6章 計画の基本理念・目標	58
6.1 計画の基本理念	59
6.2 計画の目標	60
第7章 目標達成のために行う事業	61
7.1 課題・基本理念・目標・施策の対応関係	62
7.2 施策の取り組み	64
7.3 取り組みの詳細	67
7.4 本計画におけるこども・若者施策と貧困対策	71
7.4.1 こども・若者施策について	72
7.4.2 こども・若者の貧困について	76
第8章 こども計画における量の見込みと確保方策	80
8.1 教育・保育提供区域の設定	81
8.2 幼児期の教育・保育	81
8.3 地域こども・子育て支援事業	89
第9章 計画の推進方法	108
9.1 計画の推進体制	109
9.2 PDCA サイクルによる計画の推進	110
9.3 評価指標と目標値の設定	111
第10章 付属資料	112
10.1 見附市こども・子育てどまんなか条例	113
10.2 見附市子ども・子育て地域協議会委員名簿	117

第1章 計画策定にあたって

mitsukeshi kodomo keikaku

1.1 計画策定の背景と趣旨

現在、我が国では15歳以下のこどもの人口が、昭和57年から43年連続で減少しており、過去最少を年々更新し続けています。また、出生児数の減少に伴い、総人口に占める15歳以下のこどもの割合も50年連続で減少しており、令和6年4月1日時点で11.3%に留まっています。一方で、高齢者人口および総人口に占める高齢者割合は増加傾向にあり、少子高齢化の進行が大きな問題となっています。さらに、ライフスタイルの多様化により、若者を中心とした未婚化・非婚化・晩婚化が進行しています。

また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感が増し、仕事と子育ての両立が難しい環境も問題となっており、ヤングケアラーやひきこもり、いじめ、ニート、障がいなど支援が必要なこども・若者も増加しています。加えて、全国で貧困状態にあるこどもの割合は令和3年時点で11.5%であり、こどもの貧困が深刻な問題として認識されています。

このような背景を受けて、我が国ではこどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据え、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。併せて、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が制定されるなど、政府全体を通して、こども施策を推進する動きが強まっています。

こうした背景を受けて、見附市ではこれまでに、こどもと子育てを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、幼児期の教育・保育の提供体制および地域こども・子育て支援事業の内容などを示した「第2期見附市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、学校と家庭、地域の連携を強化しながら、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」の理念のもとで、大人が総がかりでこどもの育ちを支える取り組みを推進してきました。

さらに、こども・子育てを社会の「どまんなか」におきながら、保護者、行政はもとより、地域、事業者等社会全体でこどもや子育てを支え、こどもが「見附市で育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して、令和6年4月に「見附市こども・子育てどまんなか条例」を制定し、こども・子育て支援事業を総合的に推進してきました。

この度、「第2期見附市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終了することから、計画の評価を行うとともに、こども・若者自身と子育て家庭へのニーズ調査を実施することで、見附市の現状と課題を改めて分析し、こども・若者・子育て家庭を社会のどまんなかで据え、笑顔かがやくまちみつけの実現を目指して「見附市こども計画」を策定しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、見附市子ども・子育てどまんなか条例第 15 条に基づき（※本計画で定める施策と見附市子ども・子育てどまんなか条例における条文との対応については、62 ページに記載）、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために以下の計画と一体のものとして策定します。

- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画

さらに、国の示す指針に基づき、「第 5 次見附市総合計画後期基本計画」、「見附市地域福祉計画」および「見附市健幸づくり計画」、「第 7 期見附市障がい福祉計画・第 3 期見附市障がい児福祉計画」等、関連する諸計画と整合を図りながら、教育・保育および地域における子ども・若者・子育て支援に関する事業の総合的な提供に向けて計画を策定し、事業を推進します。

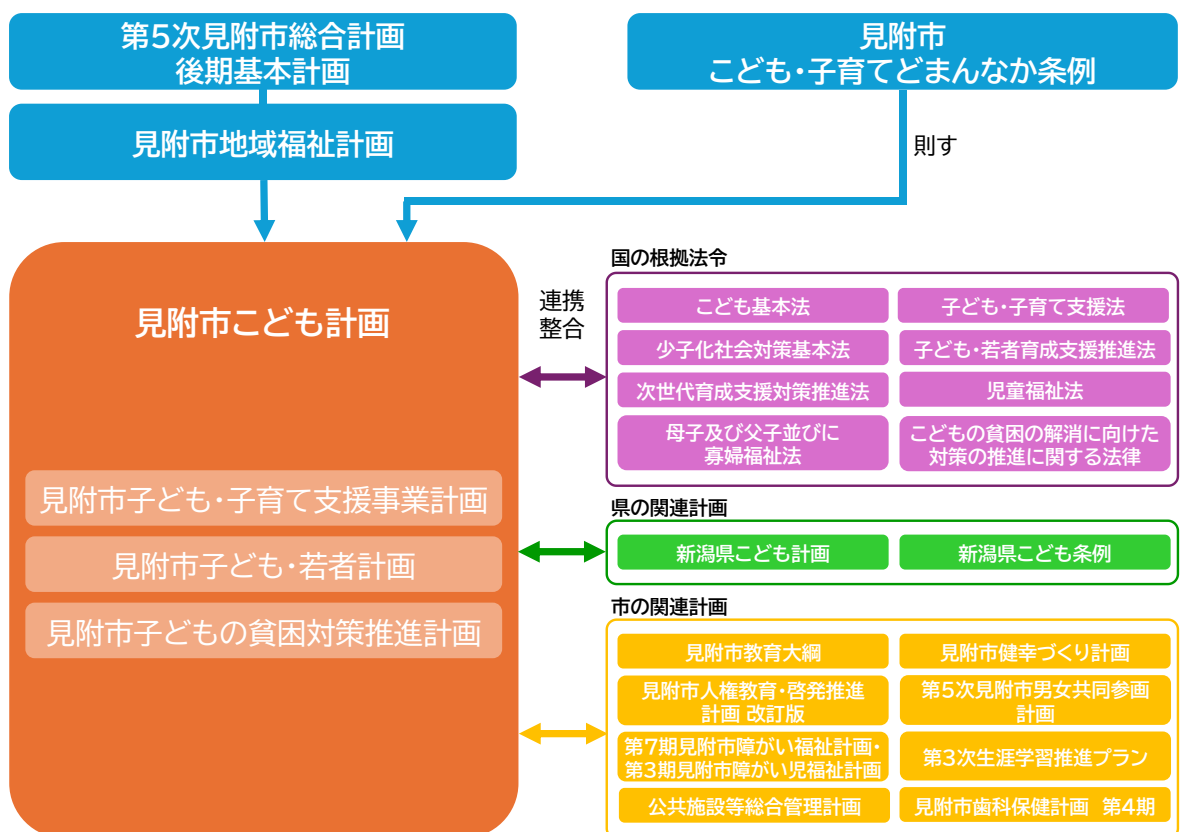


図 見附市子ども計画の位置づけ

1.3 計画の対象

本計画における「こども」とは、「子供・若者育成支援推進大綱」における「子供」と「若者」の総称とし、対象は0歳から概ね40歳未満までと、その家族（妊娠期間も含む）とします。

※こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」では、以下のとおり定義されている。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生から概ね18歳まで）の者。

若者：思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

1.4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画の半期となる令和9年度に中間見直しを実施します。

なお、計画の推進期間中であっても、法制度の改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合には見直しを行います。

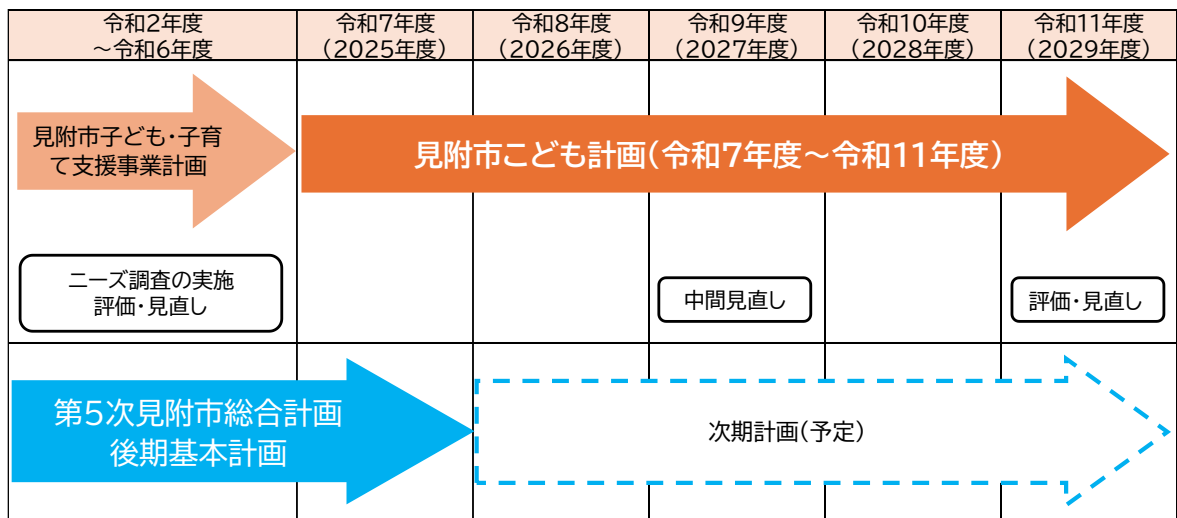


図 計画期間

1.5 計画の策定体制

(1) 見附市子ども・子育て地域協議会

本計画の策定にあたっては、「見附市子ども・子育て地域協議会」にて、こども・子育ての支援の施策等について協議を実施しました。

(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、こども・若者自身の意見や、子育て家庭が置かれた状況並びに子育てに関するニーズを把握し、市の現状と今後のこども・子育て支援における課題を整理することを目的に、就学前から高校までの児童・生徒及び若者自身、並びに子育て家庭の保護者を対象として、アンケートやヒアリング等によるニーズ調査を実施しました。

また、計画案を公開し、広報およびホームページを通じてパブリックコメントを実施しました。

第2章 見附市のこども・子育てを取り巻く現状

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

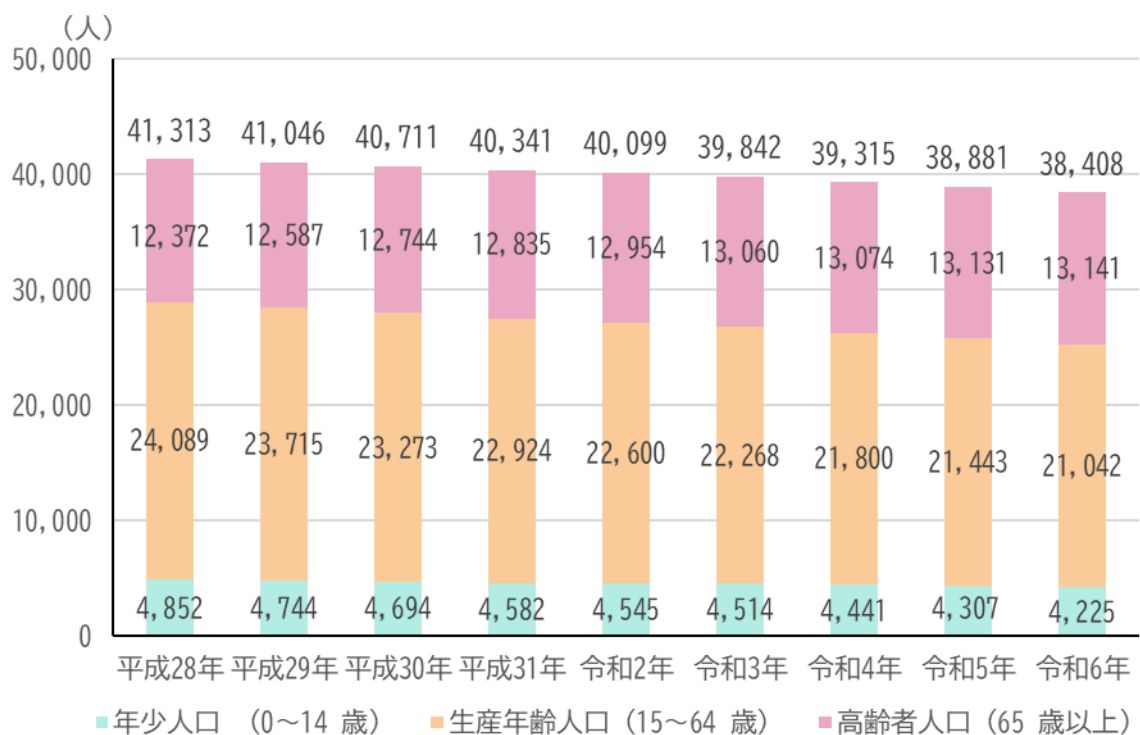
2.1 統計による見附市の現状

2.1.1 人口の推移

(1) 総人口

見附市の人口は、平成 28 年から令和 6 年にかけて、緩やかな減少傾向となっており、令和 6 年 4 月 1 日現在で 38,408 人となっています。また、年齢階級別にみた際には、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、高齢者人口は増加傾向となっています。

これにより、人口構成比を見た際には、人口に占める年少人口と生産年齢人口の割合が平成 28 年から令和 6 年までに、それぞれ 0.7 ポイント、3.5 ポイント減少し、同期間の高齢者人口の割合が 4.3 ポイント増加したことで、少子高齢化が進行し続けている状況となっています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図 総人口の推移

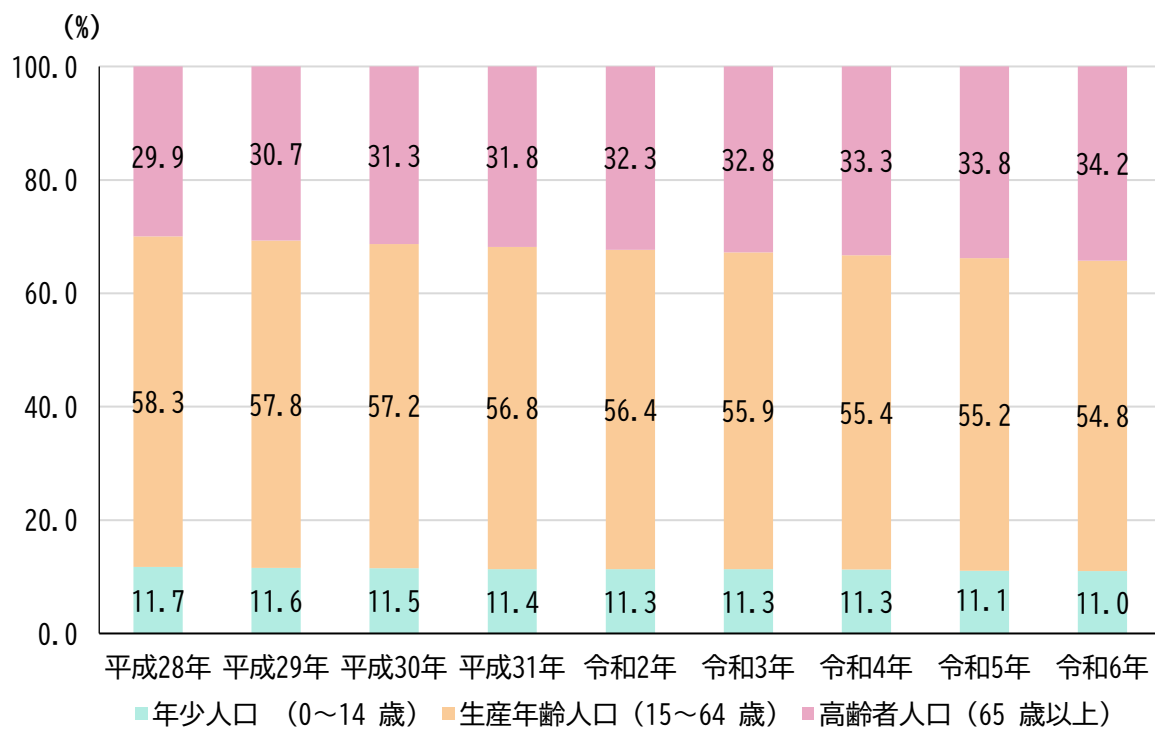


図 人口構成比の推移

(2) 児童人口

見附市の児童人口（0 歳～17 歳）は、平成 28 年から令和 6 年にかけて、就学前児童人口、小学生児童人口、中学生以上児童人口のすべてにおいて減少傾向となっています。また、地区別にみた際の 0～5 歳児童人口は、令和 2 年以降、すべての地区で減少傾向となっています。

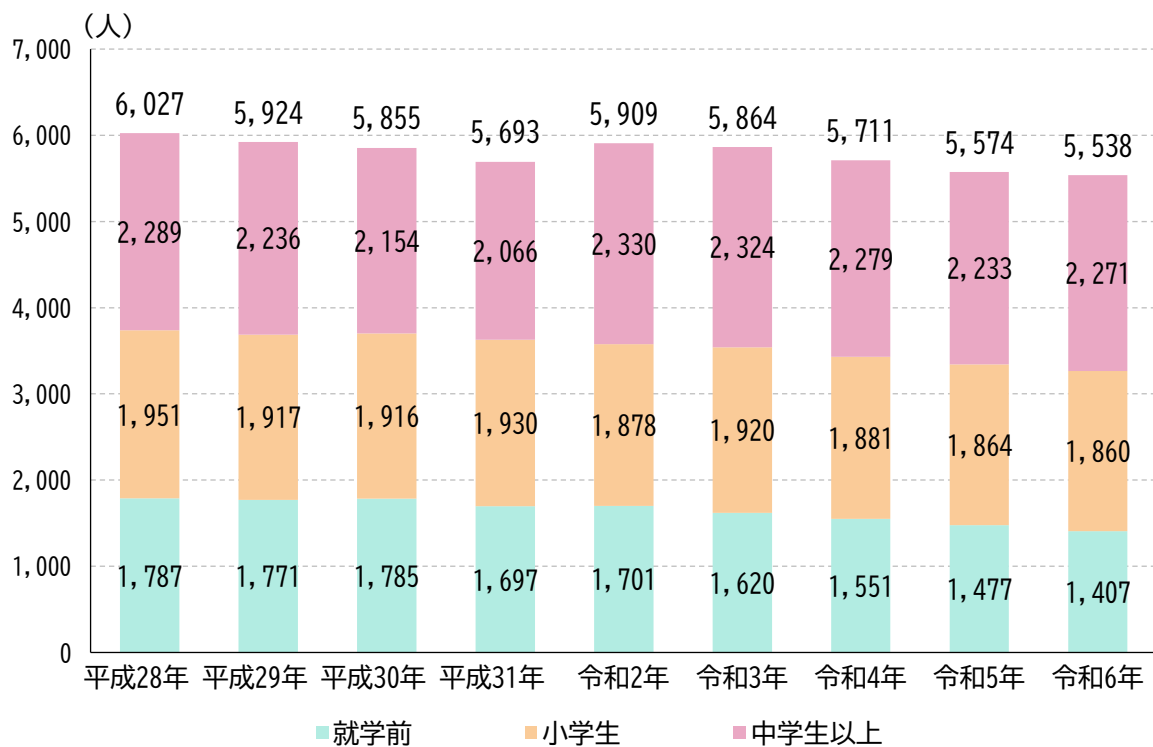


図 児童人口の推移

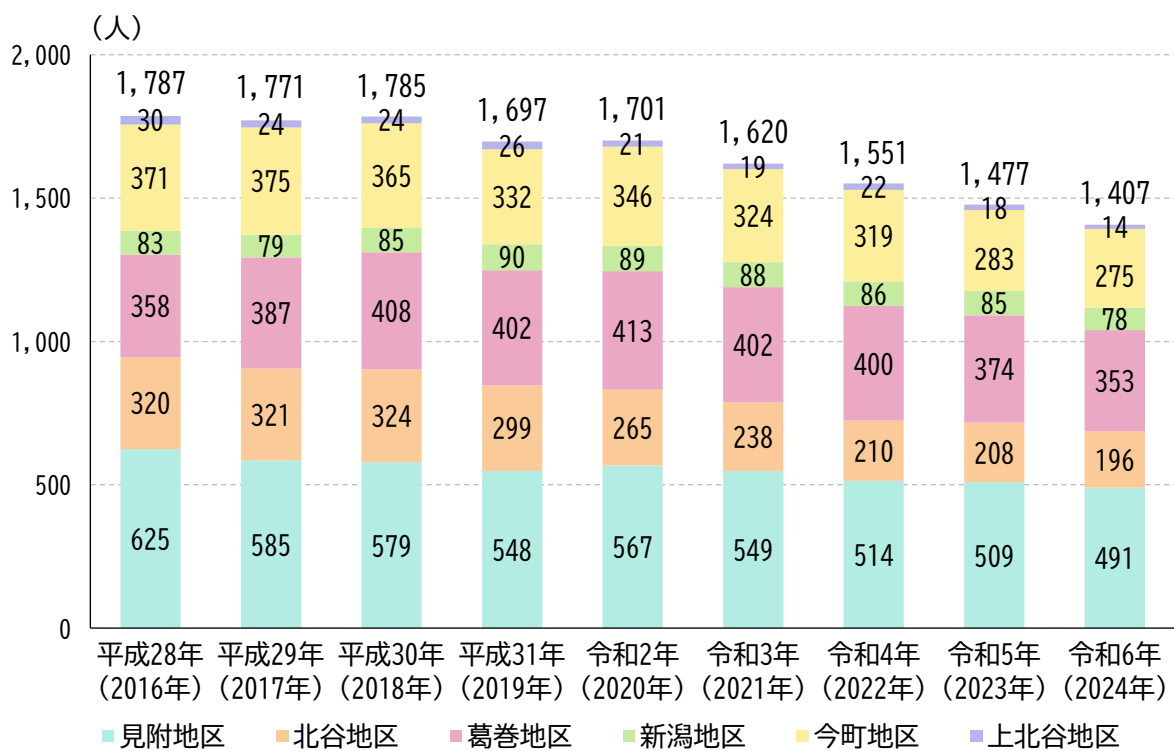
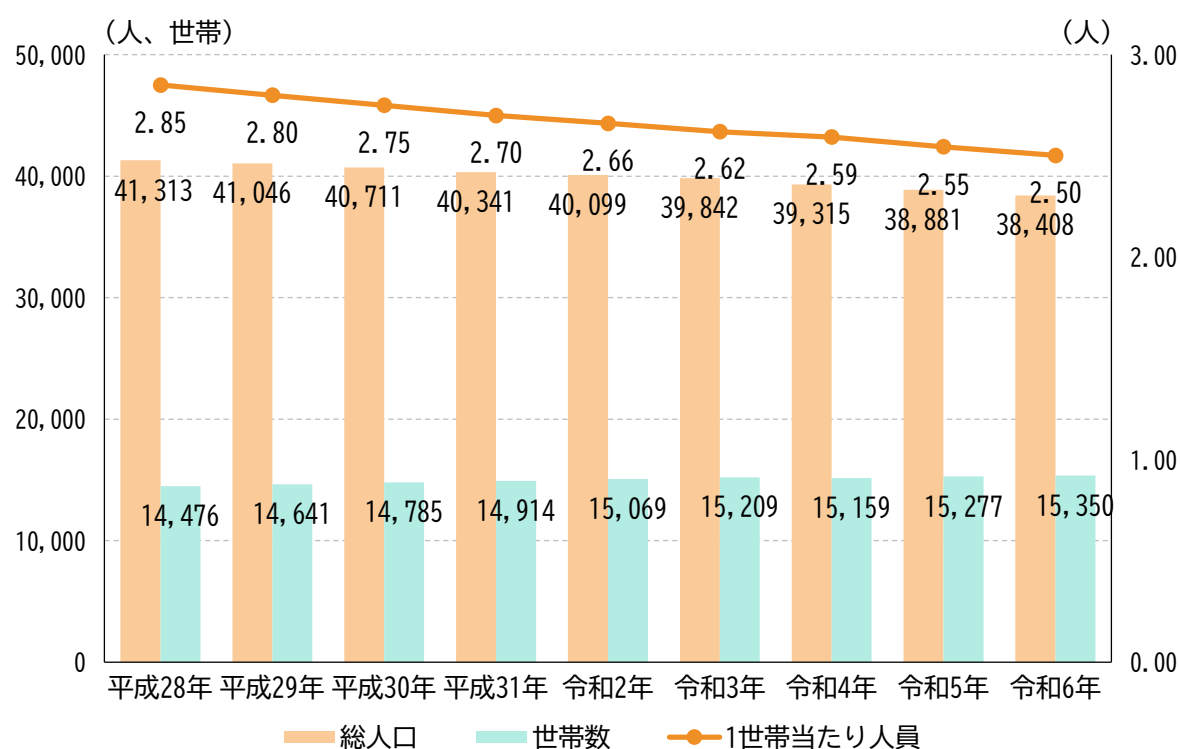


図 地区別の0歳～5歳児童人口の推移

2.1.2 世帯数の推移

(1) 世帯数及び世帯人員

見附市の世帯数は、市内総人口が減少傾向に転じてからも増加傾向となっており、令和 6 年 4 月 1 日現在で、15,350 世帯となっています。また、1 世帯あたりの世帯員数は令和 6 年 4 月 1 日現在で、2.50 人/世帯となっています。1 世帯あたりの世帯員数は減少傾向となっており、平成 28 年と令和 6 年を比較すると、0.35 人/世帯の減少となっています。

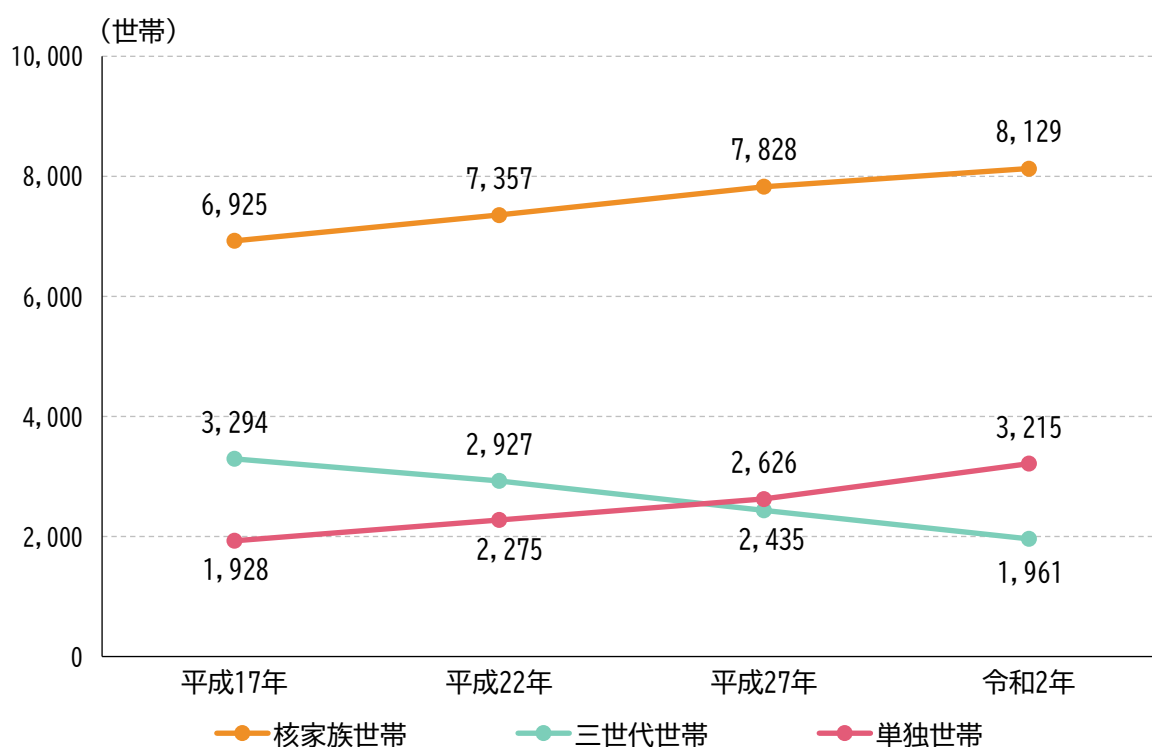


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図 世帯数及び 1 世帯あたりの人員の推移

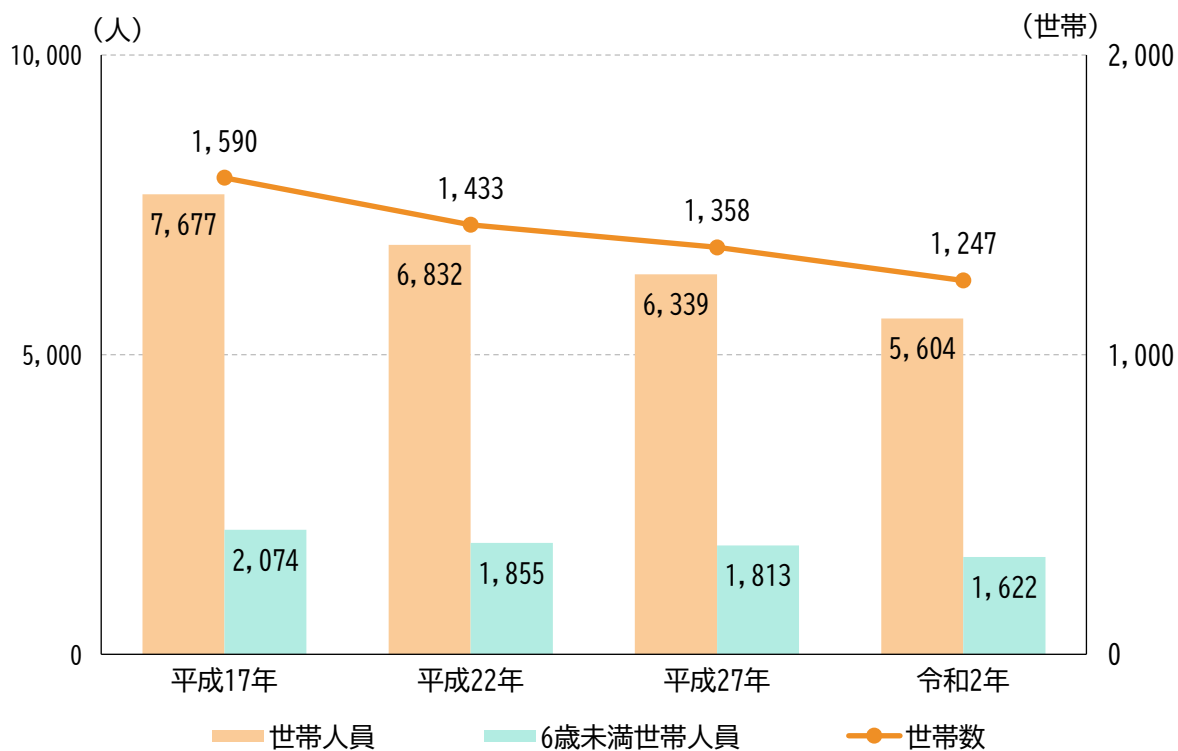
(2) 世帯構成の推移

平成 17 年から令和 2 年の国勢調査結果によると、三世代世帯は 1,333 世帯減と大きく減少しているのに対し、核家族世帯、単独世帯は、それぞれ 1,204 世帯増、1,287 世帯増と大幅な増加傾向になっています。また、同調査での 6 歳未満、18 歳未満の子のいる一般世帯は、それぞれ 343 世帯減、1,024 世帯減と減少傾向となっています。このことより、見附市では依然として核家族化や高齢単身世帯の増加が進行している状況となっています。



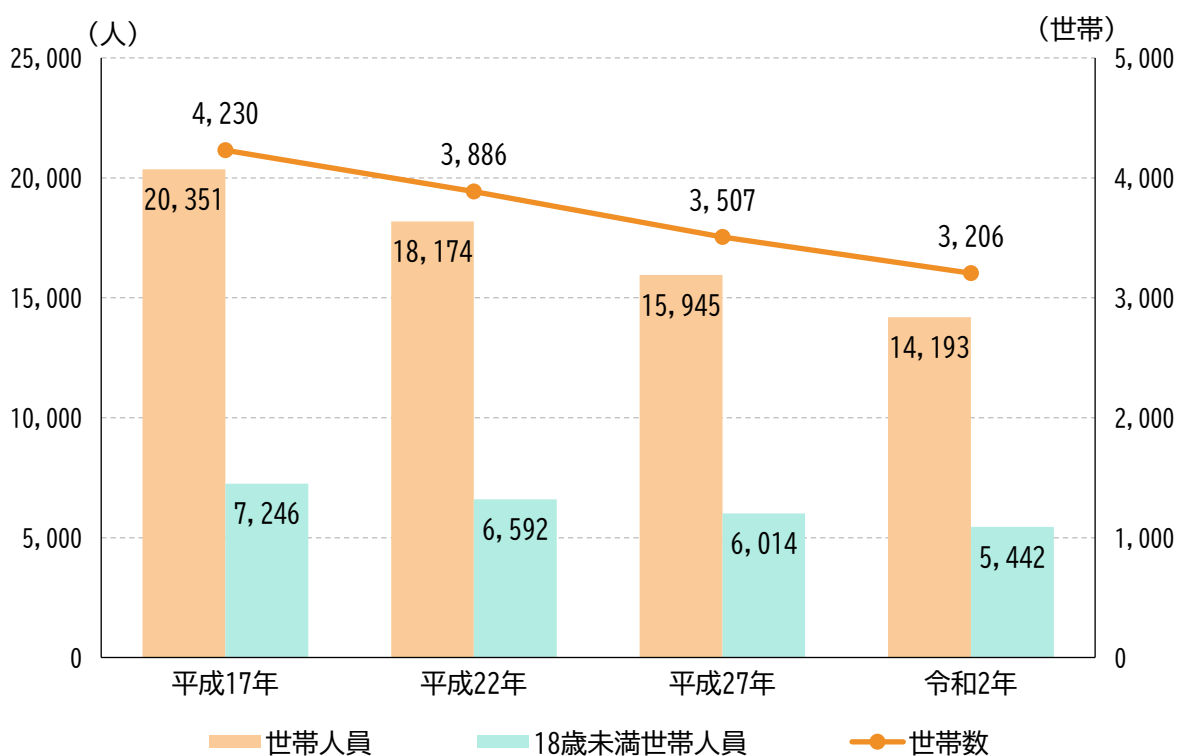
資料：国勢調査

図 世帯構成の推移



資料：国勢調査

図 6歳未満の子のいる世帯の推移



資料：国勢調査

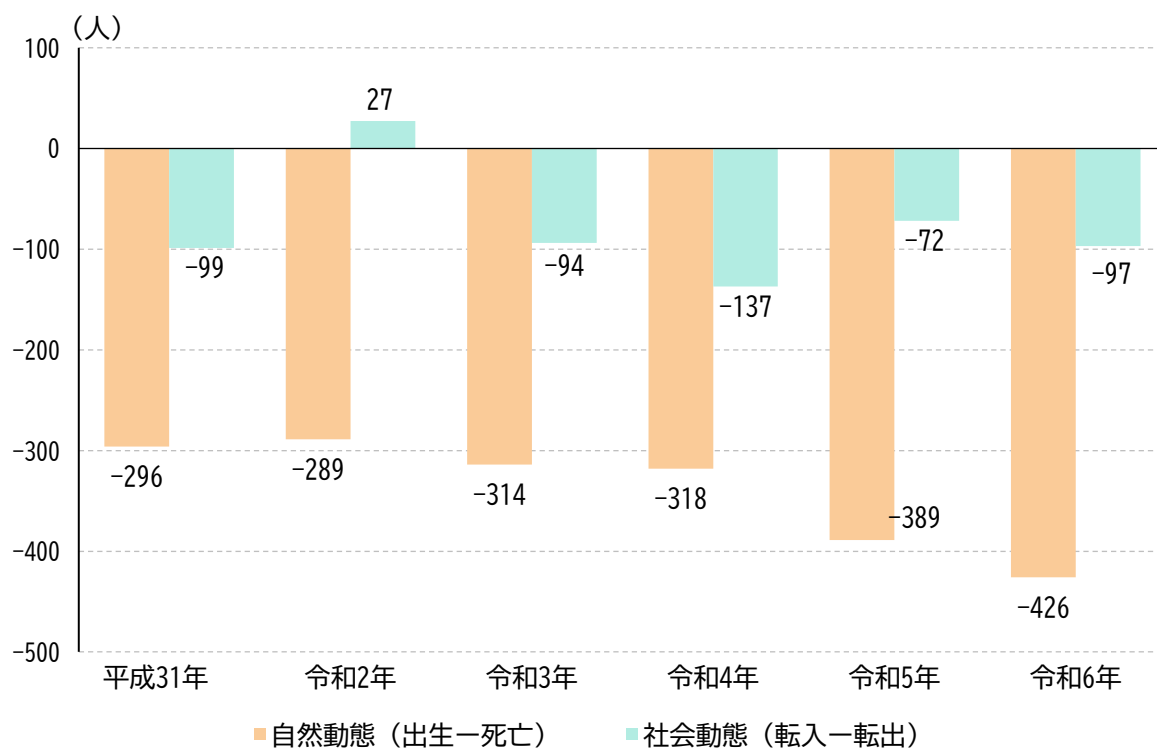
図 18歳未満の子のいる世帯の推移

2.1.3 人口の自然動態・社会動態の推移

人口の増減の要因となる自然動態、社会動態について、人口増加の要因となる出生数と人口減少の要因である死亡数を比較すると、各年で死亡数が上回っています。また、転入数と転出数を比較した際も、令和2年度を除いて、転出が転入を上回っており、見附市においては人口減少が続いています。

区分	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
出生数	235	237	226	210	223	187
死亡数	531	526	540	528	612	613
転入数	911	957	890	836	948	806
転出数	1,010	930	984	973	1020	903

資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

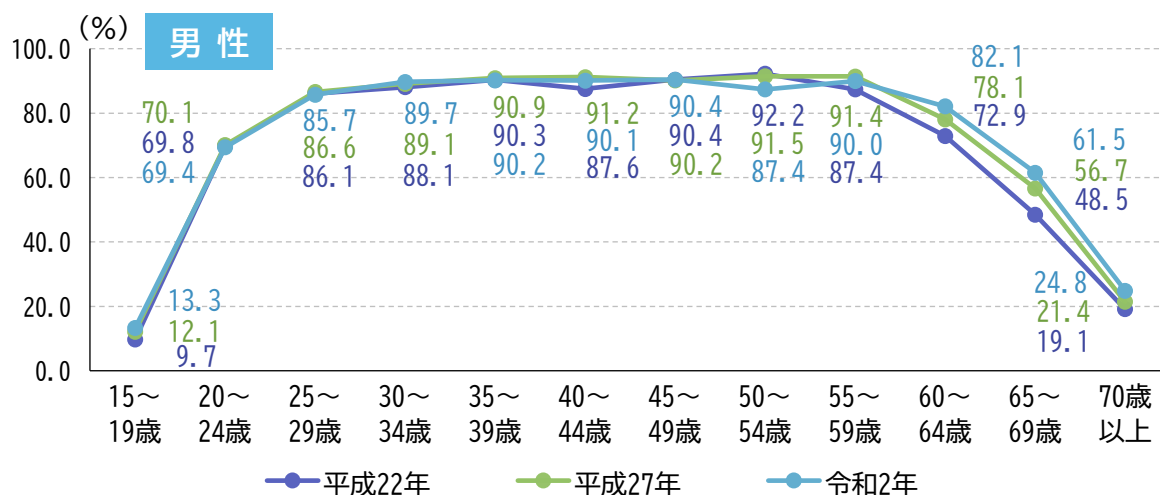
図 自然動態・社会動態の推移

2.1.4 性別・年齢別就業者数の推移

平成22年と令和2年において、男性の就業率は50歳代までは調査年ごとの大きな変化はみられないものの、60歳代以上になると増加傾向となっています。また、女性の就業率は20歳代以降において、すべての年代で増加傾向にあり、特に、50歳代及び60歳代では大きな増加傾向となっています。

区分		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上
R2	人口(人)	863	664	807	973	1087	1316	1386	1240	1256	1399	1439	4222
	就業者数(人)	115	461	692	873	981	1186	1253	1084	1130	1149	885	1049
	就業率(%)	13.3	69.4	85.7	89.7	90.2	90.1	90.4	87.4	90.0	82.1	61.5	24.8
H27	人口(人)	923	716	918	1095	1275	1401	1221	1288	1426	1516	1668	3638
	就業者数(人)	112	502	795	976	1,159	1,278	1,101	1,178	1,304	1,184	945	780
	就業率(%)	12.1	70.1	86.6	89.1	90.9	91.2	90.2	91.5	91.4	78.1	56.7	21.4
H22	人口(人)	976	812	1009	1226	1396	1245	1318	1445	1548	1769	1299	3354
	就業者数(人)	95	567	869	1,080	1,261	1,090	1,192	1,333	1,353	1,290	630	642
	就業率(%)	9.7	69.8	86.1	88.1	90.3	87.6	90.4	92.2	87.4	72.9	48.5	19.1

資料：国勢調査



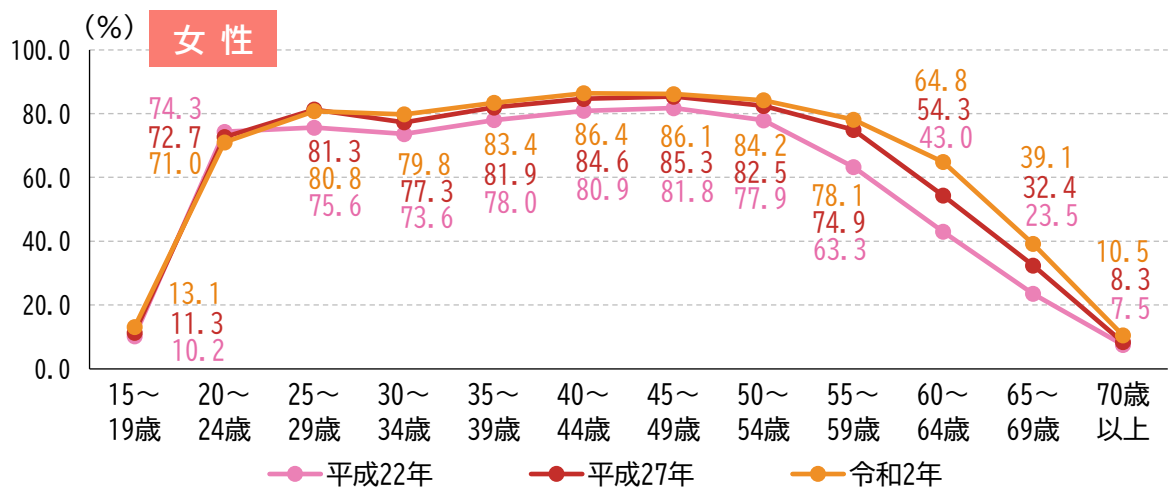
資料：国勢調査

図 就業者数・就業率の推移（男性）

区分		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上
R2	人口(人)	788	645	802	919	1090	1193	1370	1221	1256	1407	1533	5745
	就業者数(人)	103	458	648	733	909	1031	1180	1028	981	912	600	604
	就業率(%)	13.1	71.0	80.8	79.8	83.4	86.4	86.1	84.2	78.1	64.8	39.1	10.5
H27	人口(人)	902	776	882	1052	1206	1405	1249	1271	1431	1538	1677	5174
	就業者数(人)	102	564	717	813	988	1189	1066	1048	1072	835	543	432
	就業率(%)	11.3	72.7	81.3	77.3	81.9	84.6	85.3	82.5	74.9	54.3	32.4	8.3
H22	人口(人)	1021	853	1033	1167	1385	1255	1288	1418	1594	1708	1392	4868
	就業者数(人)	104	634	781	859	1080	1015	1053	1105	1009	734	327	365
	就業率(%)	10.2	74.3	75.6	73.6	78.0	80.9	81.8	77.9	63.3	43.0	23.5	7.5

資料：国勢調査

図 就業者数・就業率の推移（女性） 1/2



資料：国勢調査

図 就業者数・就業率の推移（女性）

2.1.5 母親の年齢別出生数等の推移

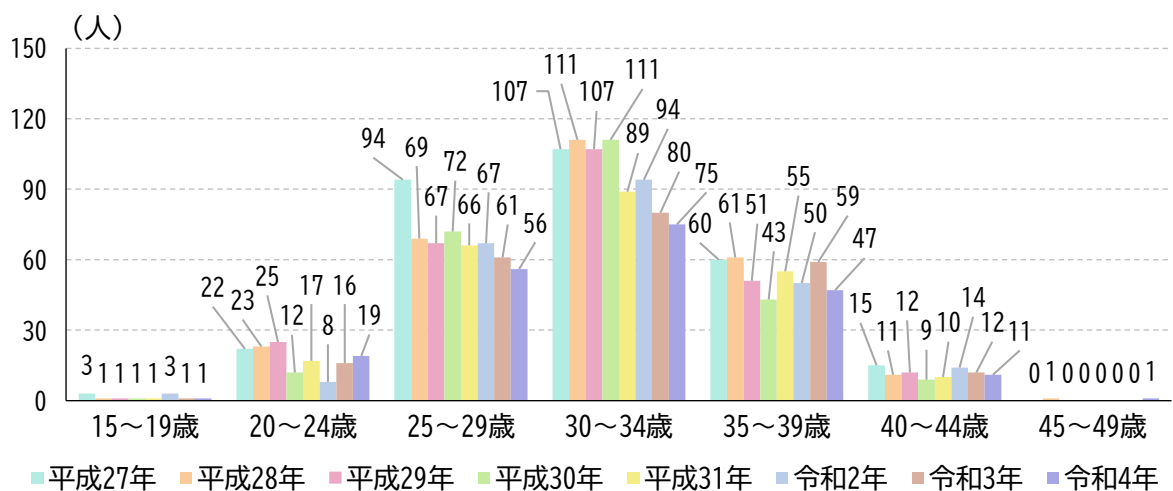
母親の年齢別出生数について、34歳以下の各区分では、平成27年から令和4年まで減少傾向が続いており、35歳以上の区分では、概ね横ばいの推移となっています。

区分	平成27年（2015年）		平成28年（2016年）		平成29年（2017年）		平成30年（2018年）	
	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】
15～19歳	3	1.0	1	0.4	1	0.4	1	0.4
20～24歳	22	7.3	23	8.3	25	9.5	12	4.8
25～29歳	94	31.2	69	24.9	67	25.5	72	29.0
30～34歳	107	35.5	111	40.1	107	40.7	111	44.8
35～39歳	60	19.9	61	22.0	51	19.4	43	17.3
40～44歳	15	5.0	11	4.0	12	4.6	9	3.6
45～49歳	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0
合計	301	-	277	-	263	-	248	-

区分	平成31年（2019年）		令和2年（2020年）		令和3年（2021年）		令和4年（2022年）	
	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】	出生数【人】	年合計に占める割合【%】
15～19歳	1	0.4	3	1.3	1	0.4	1	0.5
20～24歳	17	7.1	8	3.4	16	7.0	19	9.0
25～29歳	66	27.7	67	28.4	61	26.6	56	26.7
30～34歳	89	37.4	94	39.8	80	34.9	75	35.7
35～39歳	55	23.1	50	21.2	59	25.8	47	22.4
40～44歳	10	4.2	14	5.9	12	5.2	11	5.2
45～49歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.5
合計	238	-	236	-	229	-	210	-

資料：新潟県人口動態統計

図 母親の年齢別出生数の推移



資料：新潟県人口動態統計（各年1月1日～12月31日）

図 母親の年齢別出生数の推移

2.1.6 未婚の状況

平成17年から令和2年にかけて男女・全区分において未婚率は増加傾向にあります。特に、令和2年時点での25～29歳の未婚率は、男性で75.7%、女性で63.0%となっており、平成17年と比較して、男性で9.1ポイント、女性で5.8ポイント増加しています。

区分			平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	対 平成17年比	平成27年 (2015年)	対 平成17年比	令和2年 (2020年)	対 平成17年比
男 性	20～ 24歳	総数	891	812		716		660	
		未婚者数	818	738		682		623	
		未婚率	91.8%	90.9%	-0.9ポイント	95.3%	+3.5ポイント	94.4%	+2.6ポイント
	25～ 29歳	総数	1,217	1,009		918		803	
		未婚者数	810	703		653		608	
		未婚率	66.6%	69.7%	+3.1ポイント	71.1%	+4.5ポイント	75.7%	+9.1ポイント
	30～ 34歳	総数	1,372	1,226		1,095		968	
		未婚者数	632	581		527		466	
		未婚率	46.1%	47.4%	+1.3ポイント	48.1%	+2ポイント	48.1%	+2ポイント
	35～ 39歳	総数	1,219	1,396		1,275		1,085	
		未婚者数	421	511		448		399	
		未婚率	34.5%	36.6%	+2.1ポイント	35.1%	+0.6ポイント	36.8%	+2.3ポイント
女 性	20～ 24歳	総数	957	853		776		644	
		未婚者数	833	748		715		587	
		未婚率	87.0%	87.7%	+0.7ポイント	92.1%	+5.1ポイント	91.1%	+4.1ポイント
	25～ 29歳	総数	1,167	1,033		882		799	
		未婚者数	668	580		515		503	
		未婚率	57.2%	56.1%	-1.1ポイント	58.4%	+1.2ポイント	63.0%	+5.8ポイント
	30～ 34歳	総数	1,336	1,167		1,052		919	
		未婚者数	395	391		314		298	
		未婚率	29.6%	33.5%	+3.9ポイント	29.8%	+0.2ポイント	32.4%	+2.8ポイント
	35～ 39歳	総数	1,235	1,385		1,206		1,090	
		未婚者数	199	284		286		232	
		未婚率	16.1%	20.5%	+4.4ポイント	23.7%	+7.6ポイント	21.3%	+5.2ポイント

資料：国勢調査

図 男女年齢階級別の未婚率の推移

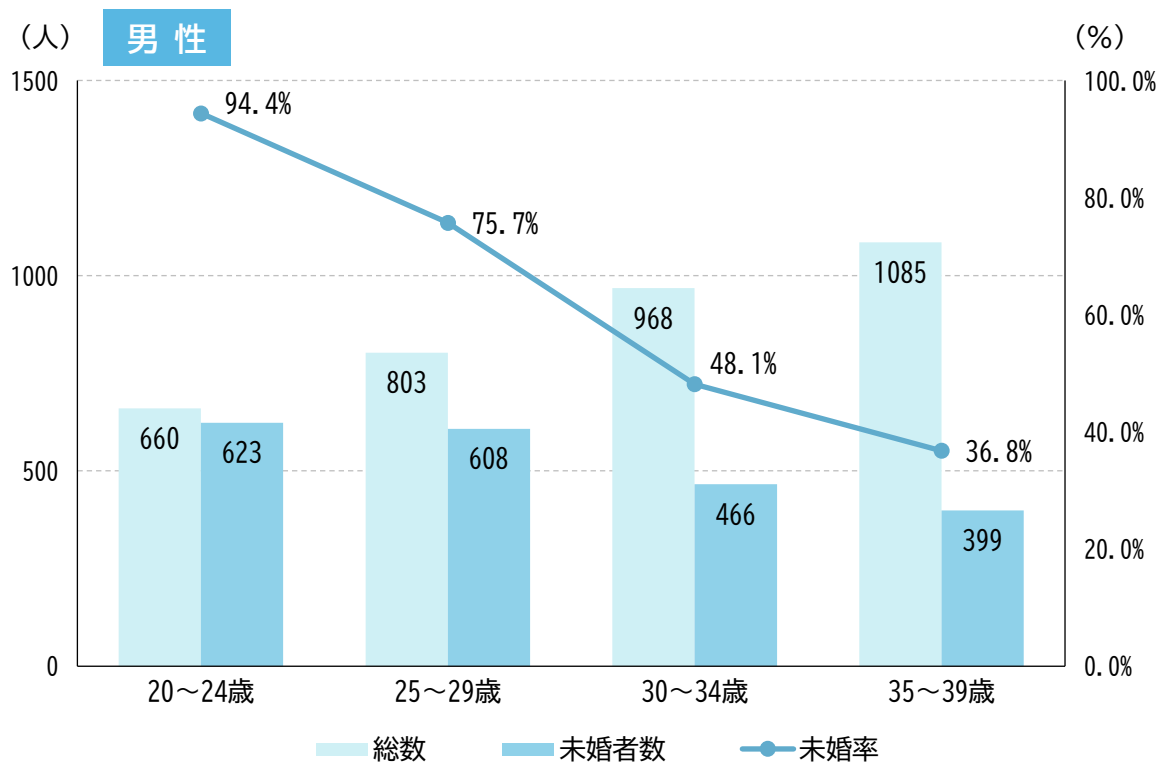


図 男性年齢階級別未婚率（令和2年）

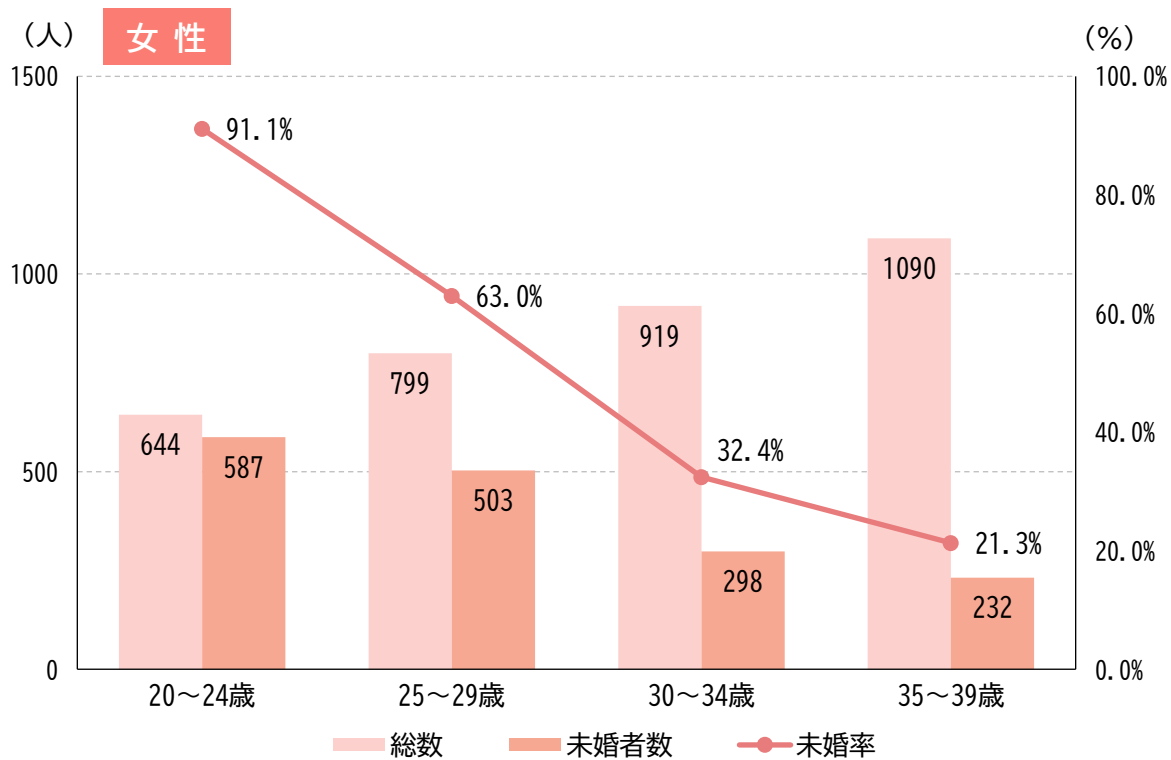


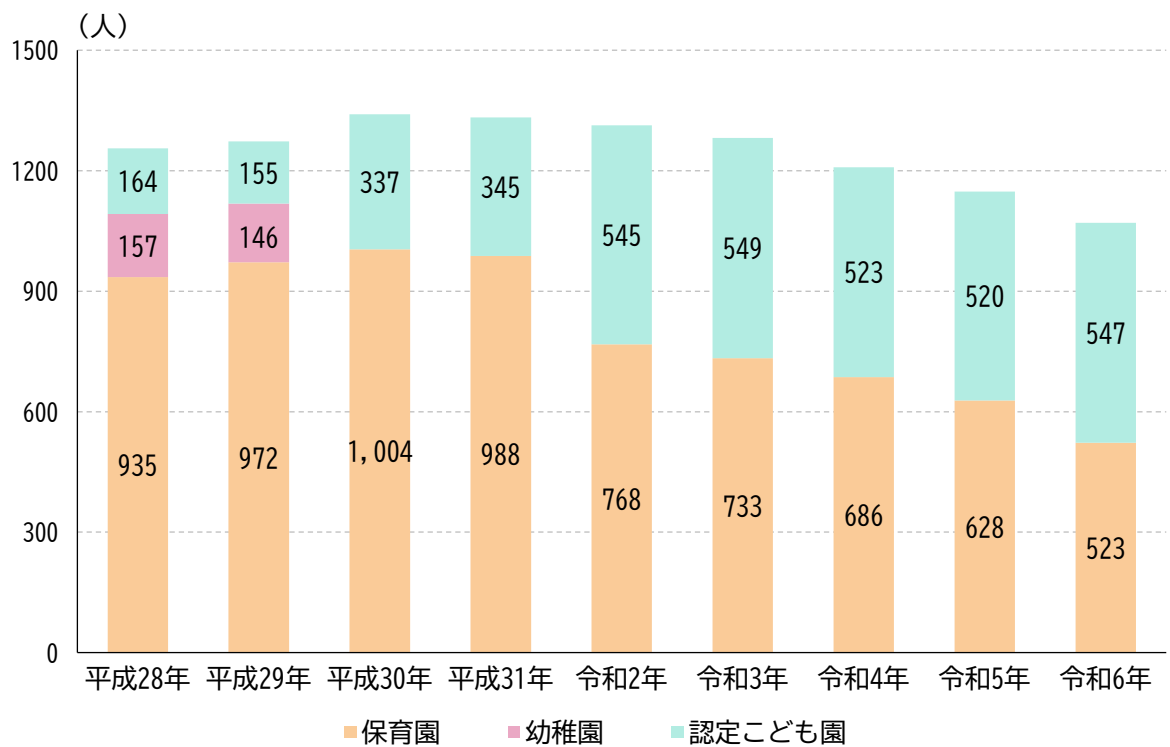
図 女性年齢階級別未婚率（令和2年）

2.2 保育・教育施設の状況

2.2.1 保育施設等の利用状況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の利用児童数

全施設合計の利用児童数は、平成30年を境に減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。

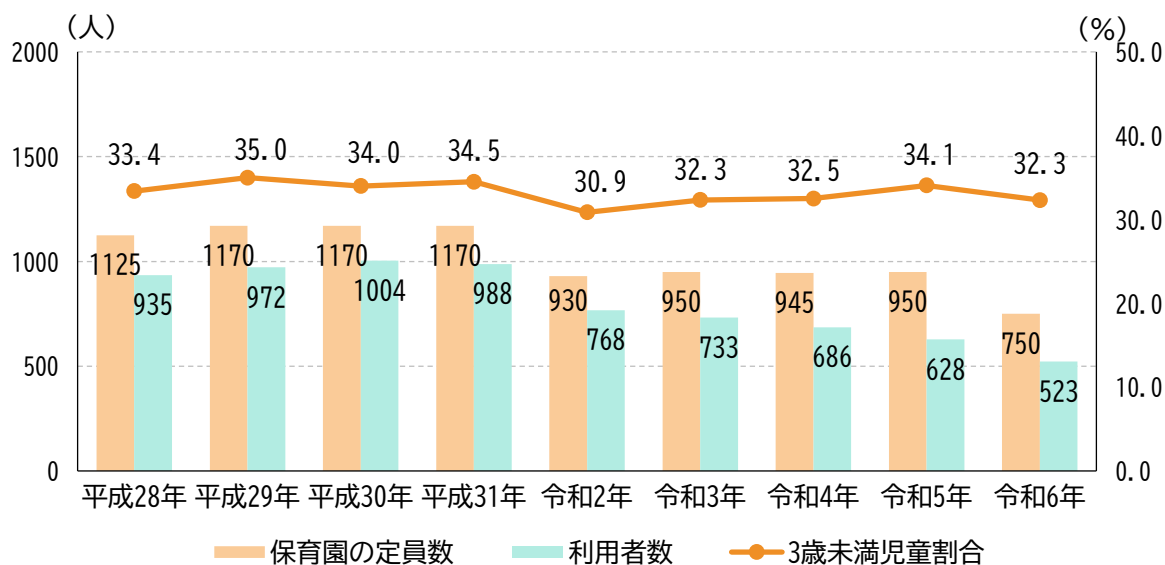


資料：見附市こども課（保育園：各年4月1日現在 幼稚園・認定こども園：各年5月1日現在）

図 保育園・幼稚園・認定こども園の利用児童数の推移

(2) 保育園の定員数、利用者数、3歳未満児童割合の推移

定員数・利用者数ともに減少傾向にあるものの、定員数に対してすべての児童を受け入れています。

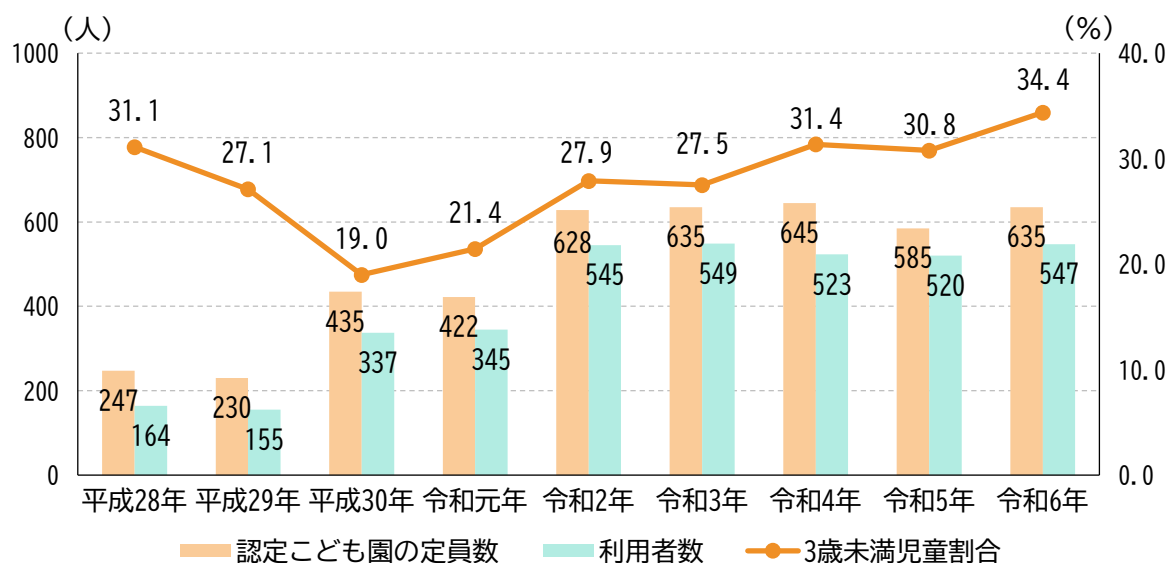


資料：見附市こども課（各年4月1日現在）

図 保育園の定員数、利用者数、3歳未満児童割合の推移

(3) 認定こども園の定員数、利用者数、3歳未満児童割合の推移

令和2年に2つの保育園、令和6年に1つの保育園をそれぞれ認定こども園に移行しました。定員数・利用者数に変動はあるものの、定員数に対してすべての児童を受け入れています。



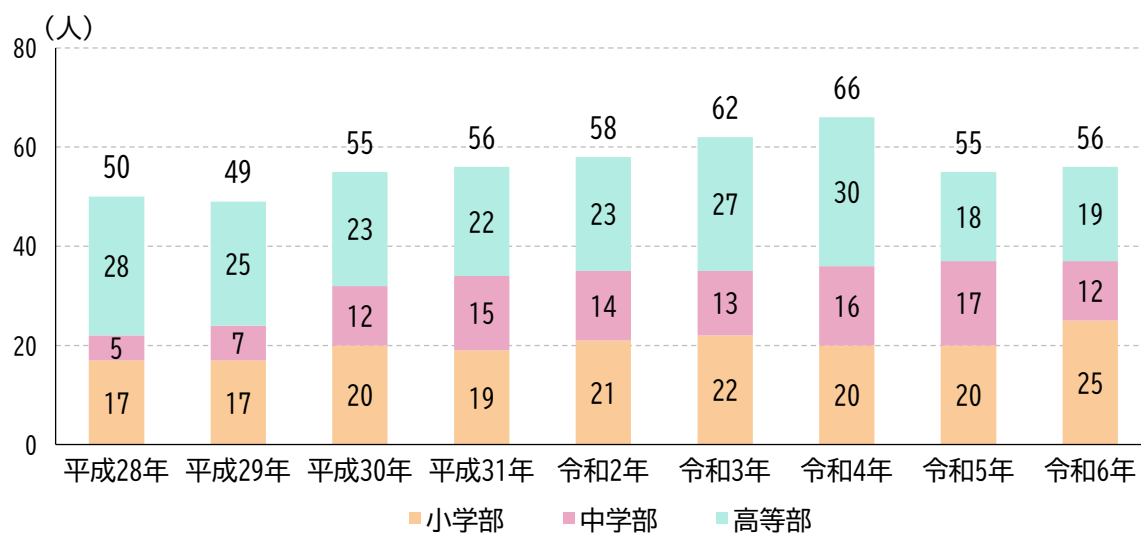
資料：見附市こども課（各年5月1日現在）

図 認定こども園の定員数、利用者数、3歳未満児童割合の推移

2.2.2 各種学校の状況

(1) 見附特別支援学校の状況

平成28年から令和4年まで、小学部・中学部・高等部ともに児童数は増加傾向となっているものの令和5年は減少に転じています。

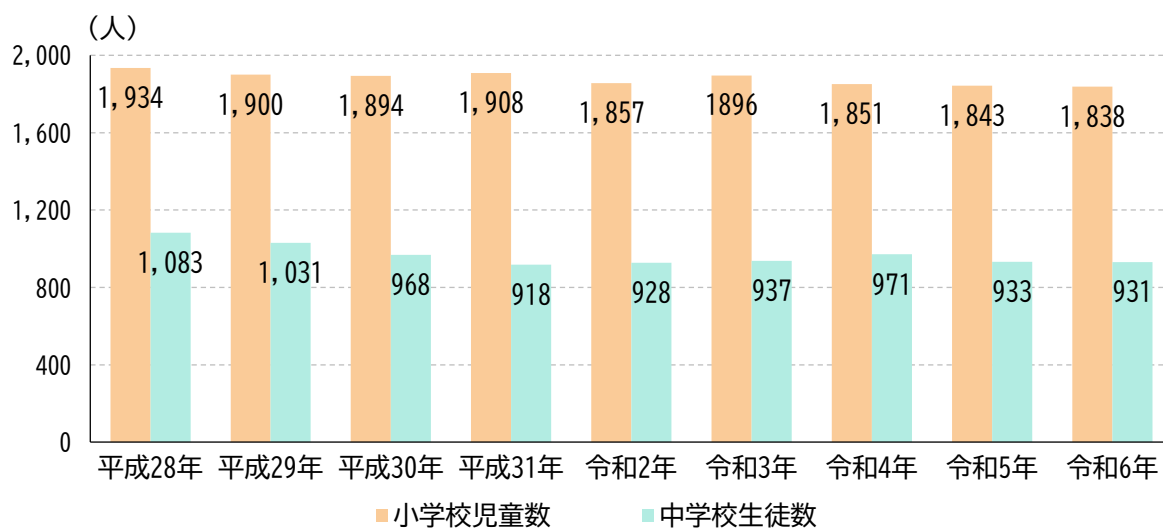


資料：見附市学校教育課（各年5月1日現在）

図 見附特別支援学校の児童生徒数推移

(2) 小学校・中学校の状況

平成28年から令和5年まで、小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向で推移しています。



資料：見附市学校教育課（各年5月1日現在）

図 小学校・中学校の児童生徒数推移

第3章 こども・若者・子育て家庭へのニーズ調査

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

3.1 幼児を対象としたニーズ調査

3.1.1 調査の内容

見附市こども計画の策定に向けて、こどもを権利の主体として尊重し、こどもを地域の“どまんなか”に据えた取り組みを推進していくため、幼児の夢や想いを大切にするとともに、計画策定の基礎資料とするため、幼児を対象としたニーズ調査を実施しました。

表 こども計画策定に向けた幼児を対象とした調査概要

	園児へのヒアリング調査	「絵」を用いた調査
調査対象者	見附市立桜保育園 年長児16人、年中児22人 新潟保育園 年長・年中児30人 ホップこども園 年長児25人	市内公立保育園・私立保育園・ 認定こども園・企業主導型保育園に通う年長児
調査日	見附市立桜保育園 令和6年9月13日(金) 新潟保育園 令和6年9月19日(木) ホップこども園 令和6年9月20日(金)	令和6年 9月4日(水)～10月31日(木)
調査方法	進行役の先生または市職員がテーマを投げかけ、園児が挙手し発言することで、テーマに対するヒアリング調査を実施	各園に依頼し、園活動の中で絵を描いてもらう。その際、絵に込めた想いを園児からヒアリングし、その内容を基に分析を実施
サンプル数	93※調査に参加した幼児数	255

3.1.2 調査の結果

(1) 園児へのヒアリング調査結果

園児へのヒアリング調査より、何をしているときが一番楽しいかに対しては、遊びに関連した意見が多くみられました。中でも、ゲームに関する回答が最も多く、次いで、おもちゃ遊びや泥遊びなどの遊びが多く挙げられました。

また、「住んでいるまちにあったらいいものはなにか」という質問に対しては、自然や生き物に関連した意見が最も多く、次いで、遊具や商業施設及び遊び場という意見が多く挙げられました。

その上で、お出かけや生き物のお世話をしているときが一番楽しいとの意見も挙げられていることから、自然と触れ合えたり、お買い物が出来たりするなかで、楽しさを感じることができる施設を望む意見が多く得られています。

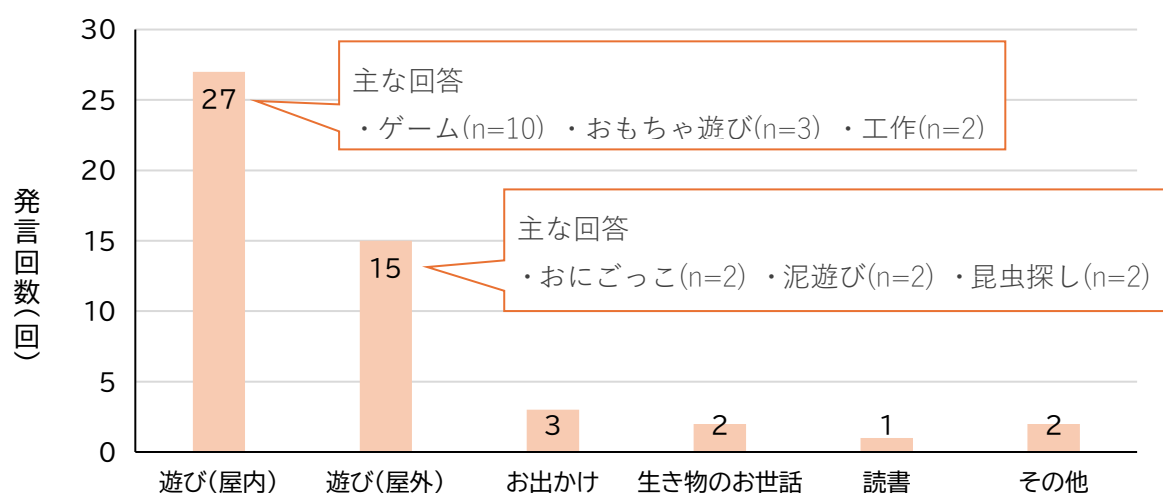


図 何をしているときが一番楽しいかに対する回答

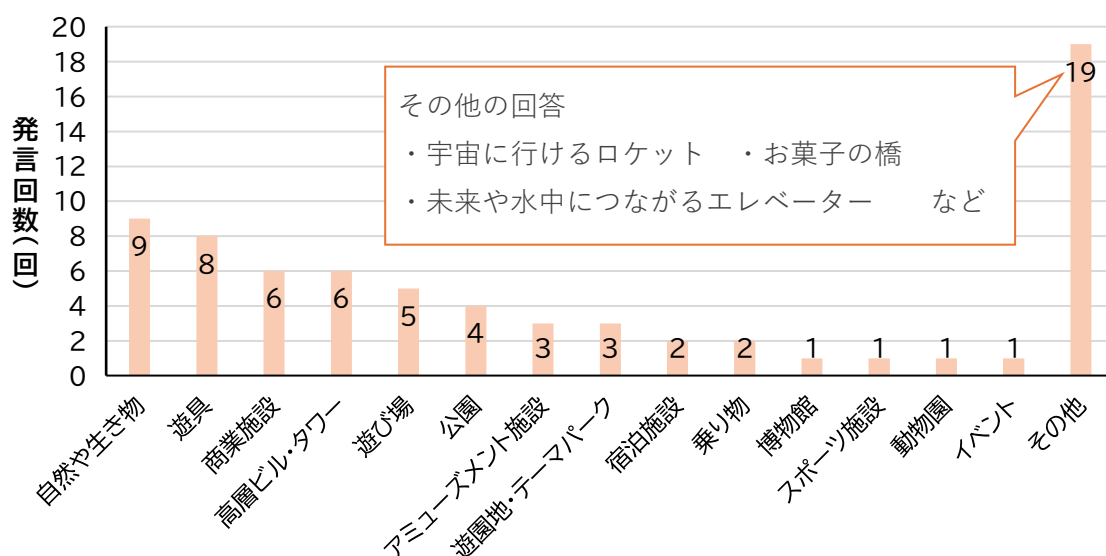


図 住んでいるまちにあったらいいものはなにかに対する回答

(2) 「絵」を用いた調査結果

市内公立保育園・私立保育園・認定こども園・企業主導型保育園に通う幼児（年長児）を対象に、「自分のまちにあったらうれしいモノ・コト・バショ」をテーマに絵を描いてもらい、その絵に込められた想いについてヒアリング調査を実施しました。その結果、遊園地やテーマパークに関する意見が最も多く、次いで自然や生き物、動物園・水族館に関する意見が多い結果となっています。

また、得られた意見について、AI テキストマイニングツール（株式会社ユーザーローカル）を用いて分析を実施しました。その結果、プレイラボや公園、プールなど、市内に既設の公共施設に関する意見が多くみられました。また、動物園や水族館などの生き物を展示する施設と併せて、触れ合えるや遊べるといった行動に関する意見も多く得られています。

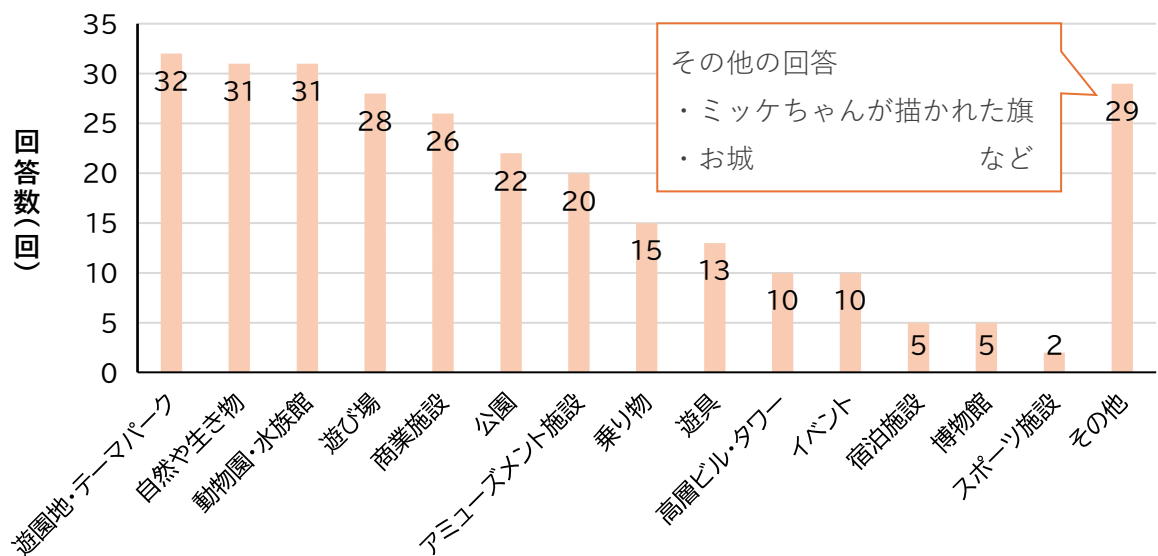
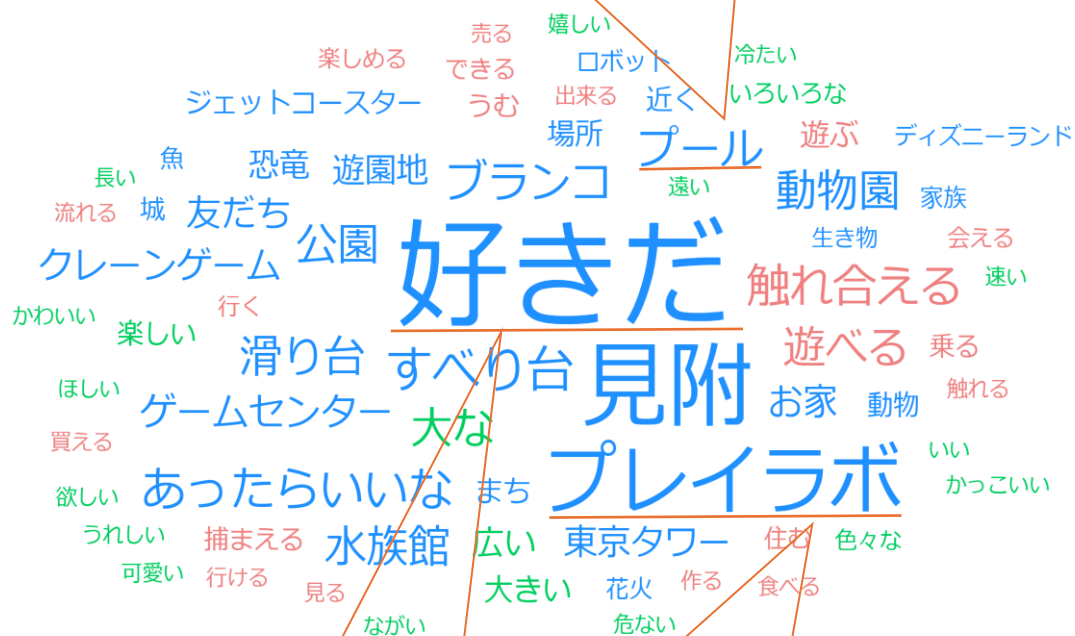


図 自分のまちにあったらうれしいモノ・コト・バショに対する回答

青色:名詞 赤色:動詞
緑色:形容詞・形容動詞

- ・長い滑り台がある大きなプールに行って家族みんなで遊びたい。
- ・家族みんなで遊びに行ける大きなプールがあってほしい。



- ・プレイラボが大好きだから、もっとあるといいな。
- ・高い所が好きだから遊園地もあって観覧車があったらいいな。
- ・恐竜が大好きだから、いろんな恐竜がいる所があると良い。

- ・小さい子が遊べる所、プレイラボみたいなところ、建物の外と中が繋がっている遊び場が欲しい。
- ・プレイラボみたいな遊べる場所がもっと欲しい。

出典:AI テキストマイニング(株式会社ユーザーローカル)

入力した文章（今回であればヒアリング結果）から、単語の出現回数を基にスコアを算出し、さらに、TF-IDF 法という統計処理を用いて特徴語（一般的な文書では出現しないが、調査対象の文書だけによく出現する単語）を抽出した上で重みづけを行っています。

※分析システムの都合上、「大な（大好きな・大きな等から引用されていると考えられる文字列）」など、複数の文の中に現れる文字列が単語として抽出されてしまっている場合があります。

3.2 こども・若者を対象としたニーズ調査

3.2.1 調査の内容

見附市こども計画の策定に向けて、こどもを権利の主体として尊重し、こどもを地域の“どまんなか”に据えた取り組みを推進していくため、こども自身の置かれた状況や意向を把握するとともに、得られた意見を計画策定の基礎資料とするため、こども・若者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査は、下記に示す通り小学生・中学生を対象とした調査及び、高校生・若者を対象とした調査の計2回にわたって実施しています。その上で、こども・若者を取り巻く大きなニーズを把握する観点より、計2回の調査結果をまとめて集計しています。なお、こども・若者自身が抱える想いや状況をきめ細かに把握することを目的に、6つの時間軸に着目したステージ（区分①：小学生、区分②：中学生、区分③：高校生、区分④：専門学生・大学生等、区分⑤：社会人・その他）ごとの集計結果（各設問とも無回答を除く）をまとめています。

結果に記載については、国の示す根拠法令である「こども大綱」の中で、「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標として定めている12個の指標（以下、指標と記載）に対応する本市のこども・若者の現況を掲載しています。なお、次ページに、指標の詳細を掲載したうえで、調査の結果において対応関係を記載しています。

表 こども計画策定に向けたアンケート（こども・若者対象）調査の概要

	小学生・中学生アンケート	高校生・若者アンケート
調査対象者	小学校1年生～中学校3年生までの年代のこども	16歳～39歳
調査日	令和6年9月5日(木)～27日(金)	令和6年3月5日(火)～15日(金)
調査基準日	令和6年4月1日現在	令和6年3月31日現在
配布方法	学校から配布 ※見附市外の学校に通学すること もには、各自宅へ郵送	住民基本台帳から抽出、郵送
回収方法	Web 回収	
配布数	2,837	1,000
回収数	370	174
回収率	13.0%	17.4%

※調査結果の記載にあたっては、カイ二乗検定によって上記5区分間の関連性の有無を検定し、すべての項目について区分間の関連性があることを確認しています。

表 こども大綱が目指す指標

番号	指標
①	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合
②	「生活に満足している」と思うこどもの割合
③	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)
④	社会的スキルを身につけているこどもの割合
⑤	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合
⑥	「どこかに助けしてくれる人がある」と思うこども・若者の割合
⑦	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合
⑧	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合
⑨	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
⑩	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合
⑪	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合
⑫	「こどもの世話や看病について頼れる人がある」と思う子育て当事者の割合

3.2.2 調査の結果

(1) 回答者の属性

回答者の属性については、小学生が50%、中学生が19%、高校生が5%、専門学生・大学生等が6%、社会人・その他が20%となっています。

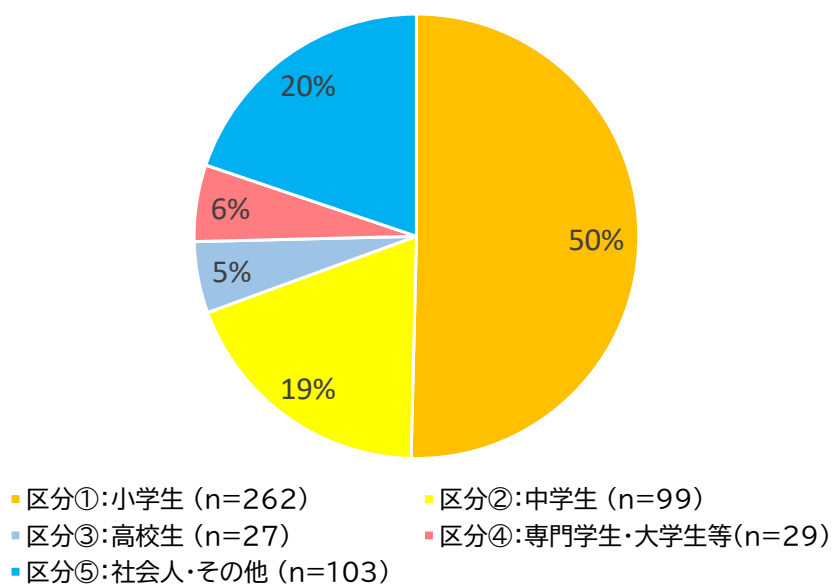


図 回答者の属性

(2) 自分自身に関するアンケート

a) 生活の満足度（指標②に対応）

自分自身の生活に対する満足度について、小学生の93%、中学生の97%、高校生のこどもの100%が、満足している傾向にあるのに対し、専門学生・大学生等と社会人・その他は、それぞれ79%、77%と低下する傾向にあります。

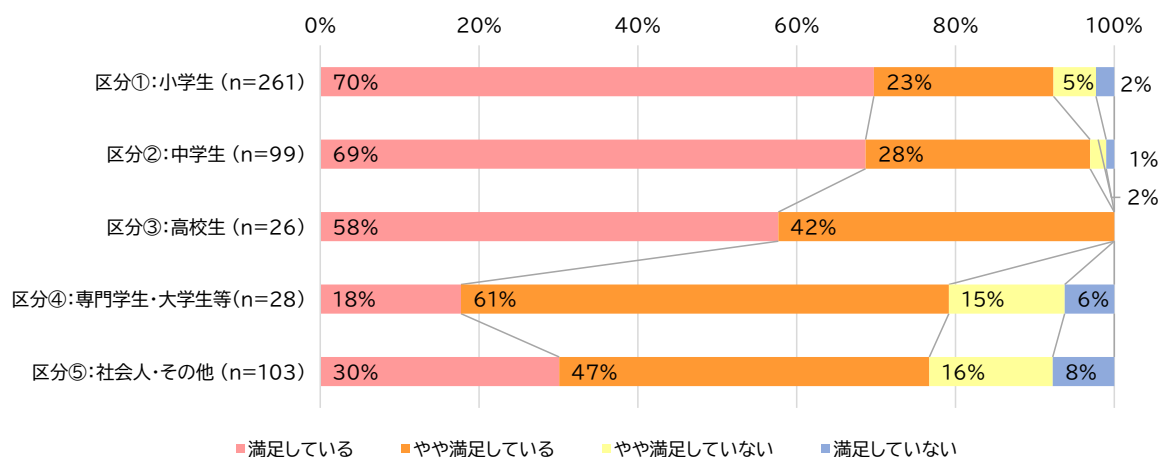


図 自分自身の生活に対する満足度に対する回答

b) 自分自身が好きかに関して（指標③に対応）

自分自身が好きかについて、どの区分においても、回答者の60%以上は自分自身が好きであるという傾向にあります。一方で、専門学生・大学生等と社会人・その他は、それぞれ79%、77%と低下する傾向にあります。

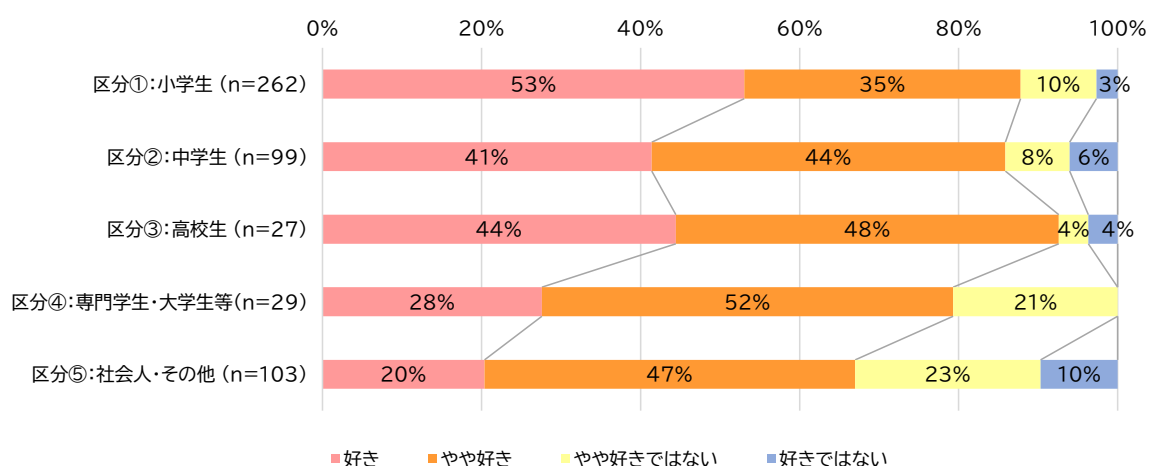


図 自分自身が好きかに対する回答

c) 社会的スキルを身につけられているかに関して (指標④に対応)

自分自身が社会的スキルを身につけられているかについて身につけられていると感じる、またはやや感じると回答している割合は、中学生が最も高く 90% となっている一方で、社会人・その他が最も低く 76% となっています。

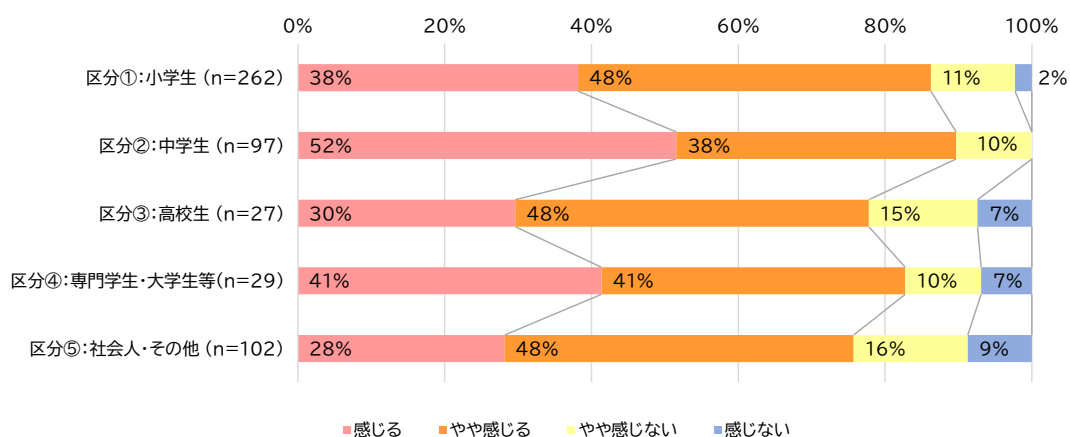


図 社会的スキルを身につけられているかに対する回答

d) 自分らしさに関して (指標⑤に対応)

小学生から専門学生・大学生等までは、自分らしさがあると感じる傾向が高く、どの年代でも 90% 前後の推移となっています。一方で、社会人・その他においては、他の区分と比較して自分らしさを感じる傾向にある割合が低く、72% となっています。

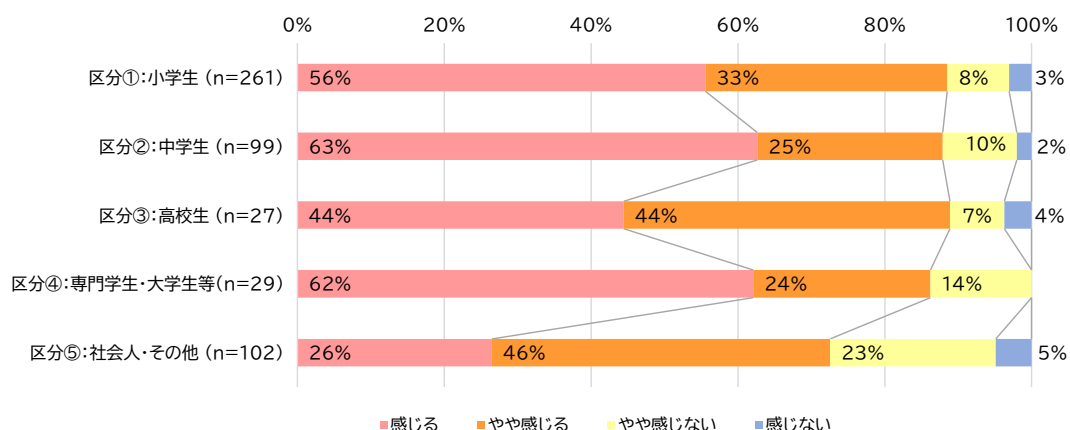


図 自分らしさがあると感じるかに対する回答

e) 困ったときの周りの手助けに関して（指標⑥に対応）

自分が困ったときに周りの手助けがあるかについて、いると回答した割合は、専門学生・大学生等で最も高く、100%であった他、高校生で96%、社会人・その他で98%と高い割合となりました。一方で、中学生において、いると回答した割合が最も低く84%となっている他、高校生の4%がいないと回答しています。

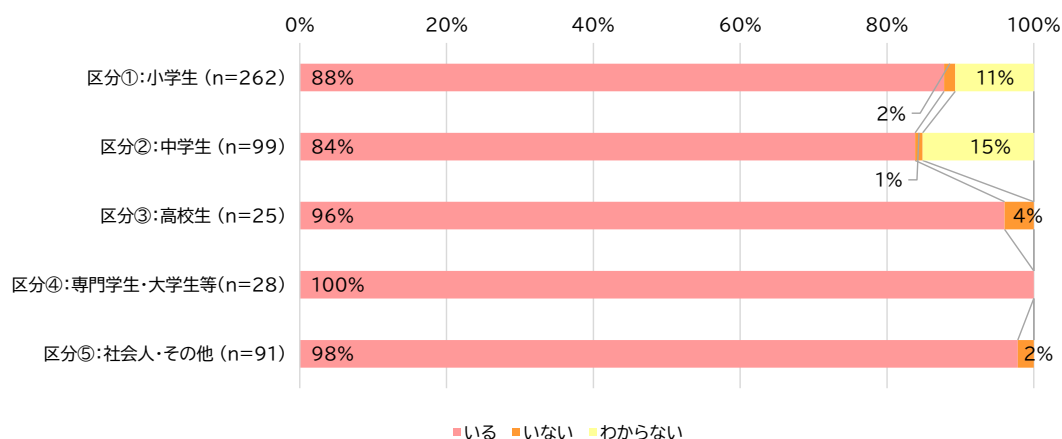


図 自分が困ったときに周りの手助けがあるかに対する回答

f) 日常生活を円滑に送れているかに関して（指標⑦に対応）

日常生活を円滑に生活できているかについて、全ての区分において、円滑に生活できていると感じる傾向にある人の割合は80%を超えています。中でも感じる傾向にあると回答した割合は、専門学生・大学生等で最も高く96%となっており、次いで中学生が高く94%となっています。一方で、社会人・その他において円滑に生活できていると感じる傾向にある割合が最も低く、81%となっています。

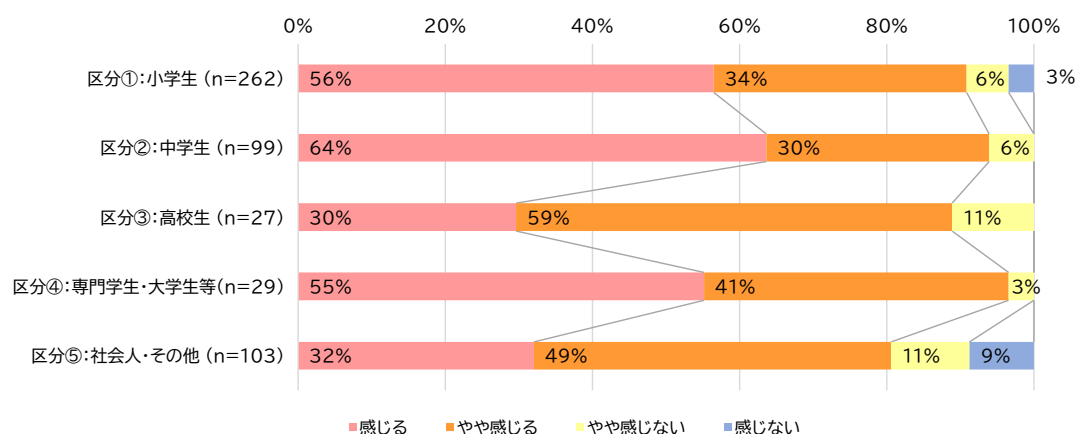


図 日常生活を円滑に生活できていると感じるかに対する回答

g) 将来に明るい希望をもっているかについて (指標⑨に対応)

自分自身の将来に明るい希望があるかについて、もっている傾向にある人の割合は、小学生が最も高く、90%となっています。一方で、時間軸が進むにしたがって減少する傾向にあり、社会人・その他においては、66%となっています。

また、中学生・高校生のそれぞれ 21%、22%が、自分自身の将来に明るい希望をもっていない傾向にあります。

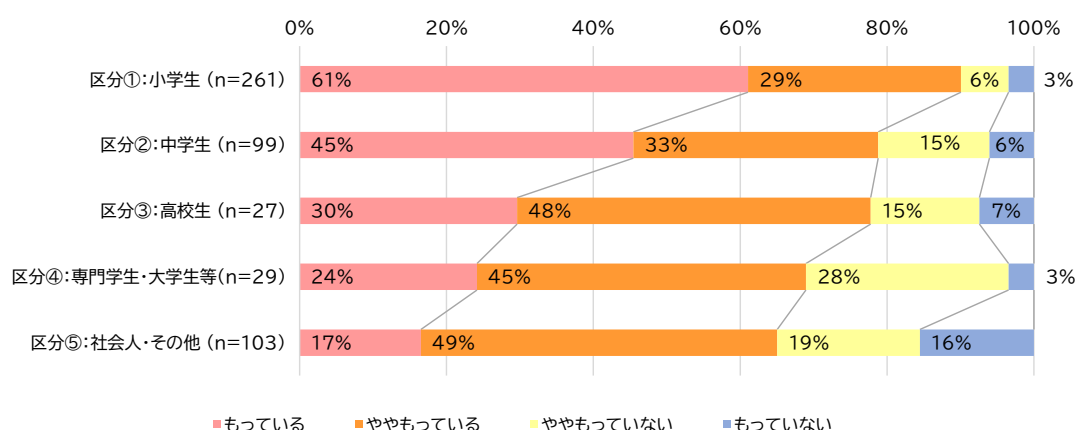


図 自分自身の将来に明るい希望をもっているかに対する回答

h) 子育てについて、頼れる環境の有無(指標⑫に対応)

自分が子育てをする立場になったとき、こどもの世話や看護について頼れる人がいると感じるかについて、感じる傾向にあると回答した割合は、専門学生・大学生等で最も高く、90%となっています。

※本項目については、設問の特性上、高校生・若者を対象としたアンケートのみで調査を実施しています。

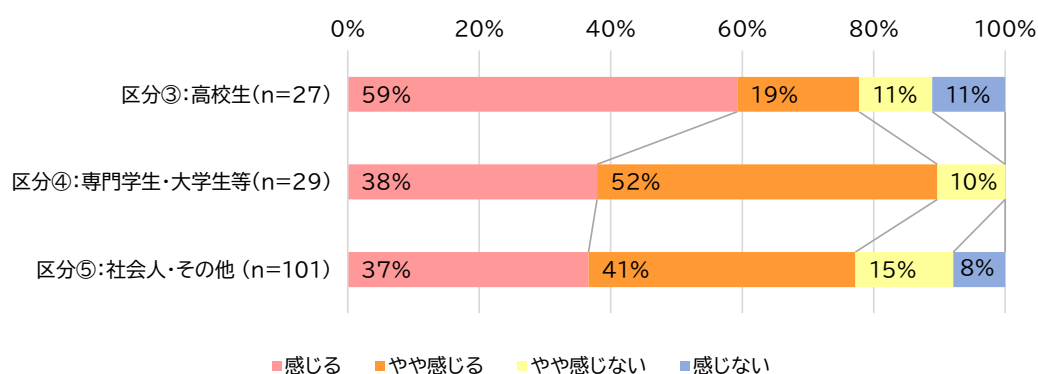


図 子育てをする際に頼れる人がいると感じるかに対する回答

(3) 見附市に関するアンケート

a) こどもまんなか社会※の実現について（指標①に対応）

見附市が、こどもまんなか社会の実現に向かって取り組んでいる都市だと思うかについて、思う傾向にある人の割合は社会人・その他で最も低く、61%となっています。また時間軸が進むにつれて思うと答える割合が減少する傾向にあります。

※こどもまんなか社会：こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する社会

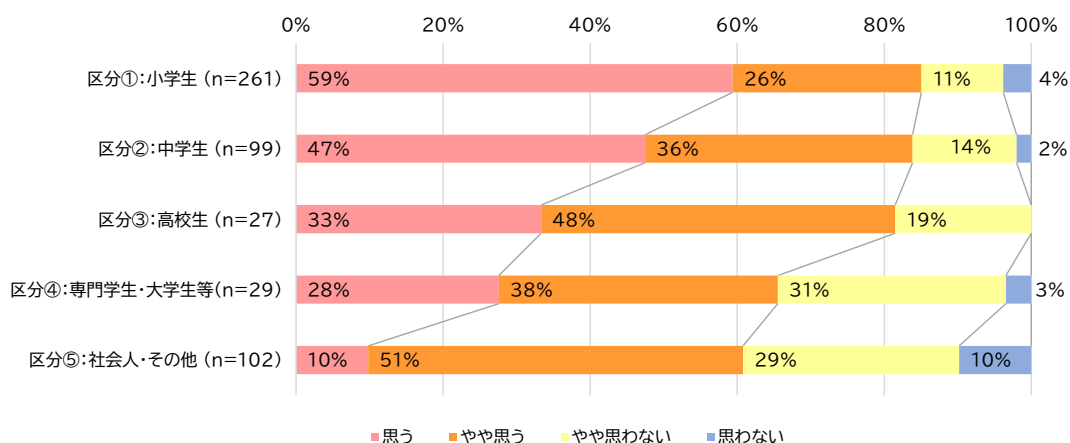


図 こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うかに対する回答

b) 施策に自分の意見が反映されているかについて（指標⑧に対応）

見附市の取り組む施策に関して、自分の意見が聴いてもらえていると感じるかについて、感じる傾向にある人の割合は、専門学生・大学生等で最も高く 65%となっています。一方で、社会人・その他は 34%と最も低くなっています。

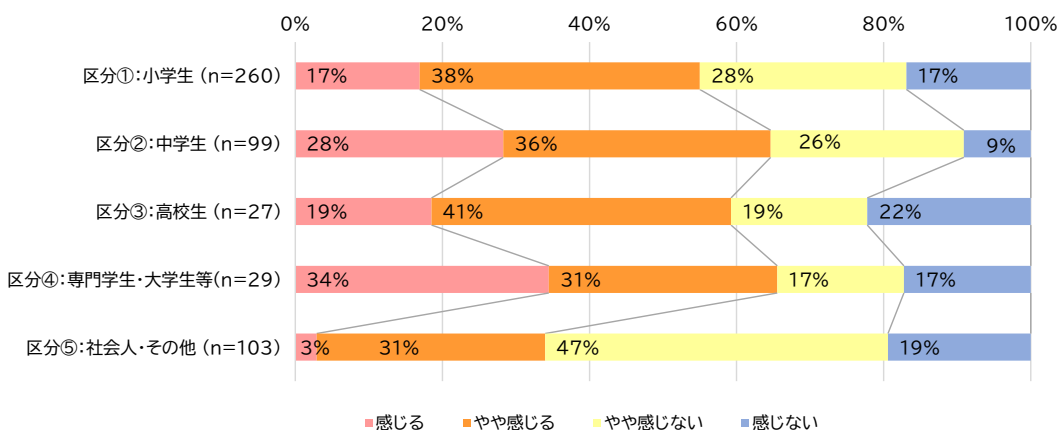


図 施策に自分の意見が反映されていると感じるかに対する回答

c) 見附市の将来が明るいものであるかについて (指標⑩に対応)

見附市の未来は明るいものであると思うかについて、思う傾向にある人の割合は小学生で最も高く、84%となっています。一方で、社会人・その他で61%と最も低く、他の区分に比べて大きく減少しています。

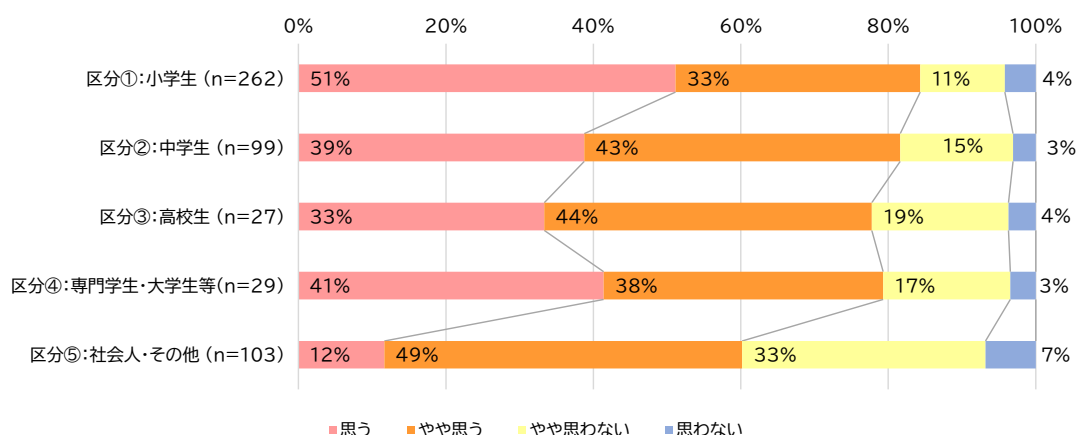


図 見附市の将来が明るいものであると思うかに対する回答

d) 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現について (指標⑪に対応)

見附市が、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって取り組んでいる都市だと思うかについて、思う傾向にある人の割合は、高校生で最も高く、81%となっています。一方で、社会人・その他は63%と最も低く、他の区分に比べて大きく減少しています。

※本項目については、高校生・若者を対象としたアンケートのみ実施しています。

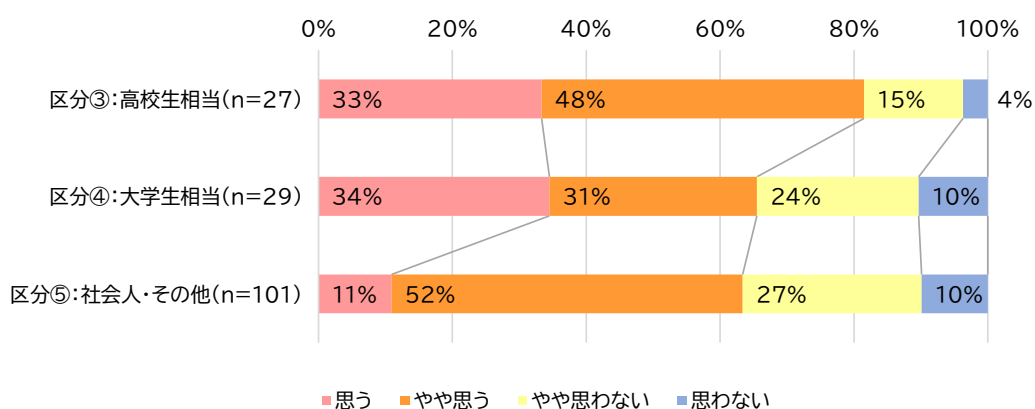


図 見附市が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かって取り組んでいると思うかに対する回答

3.3 子育て家庭を対象としたニーズ調査

3.3.1 調査の内容

見附市こども計画の策定に向けて、保護者の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する利用状況、意向を確認するとともに、計画策定の基礎資料とするため、子育て家庭を対象としたアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

○調査対象者： 0 歳～29 歳までのこどもの保護者

※なお、こども・子育てに関する負担感や満足度、施策ニーズをきめ細かに把握することを目的に、以下表に示す 6 つの時間軸（保護者のこどもの年齢）に着目したステージ（以下、区分）ごとに配布、集計を実施

○調査日：令和 6 年 3 月 5 日（火）～同 18 日（月）

○調査基準日：令和 6 年 3 月 31 日現在

○配布方法・回収方法：以下表のとおり

○配布数・回収数・回収率：以下表のとおり

表 こども計画策定に向けたアンケート（子育て家庭対象）調査の概要

調査対象者 ※保護者の こどもの年齢	配布方法	回収方法	配布数	回収数	回収率
区分①:妊娠期間	妊娠届提出者に郵送 (過去 1 年程度)	Web 回収	81	49	60.5%
区分②:0～2 歳	保育園から配布 住民基本台帳から抽出		643	201	31.3%
区分③:3～6 歳	保育園から配布		800	375	46.9%
区分④:7～12 歳 (小学生)	学校から配布		1,853	612	33.0%
区分⑤:13～14 歳 (中学 1,2 年生)	学校から配布		637	279	43.8%
区分⑥:15～29 歳 (中学 3 年生・高校生、 大学生、社会人等)	住民基本台帳から抽出		1,000	370	37.0%

※調査結果の記載にあたっては、カイ二乗検定によって上記 6 区分間の関連性の有無を検定し、すべての項目について区分間の関連性があることを確認しています。

3.3.2 調査の結果

(1) 回答者の属性

回答者の性別については、女性が82%、男性が18%となっています。

回答者の年齢については、40代の回答割合が46%と最も高く、次いで30代が34%となっています。これは、本アンケートの対象が保護者であるため、区分が30～40代に集中しているものと想定されます。

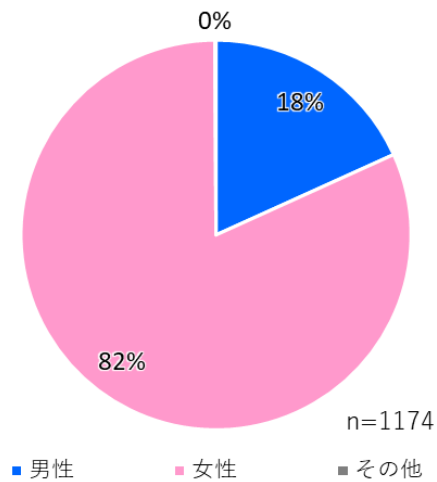


図 回答者の性別

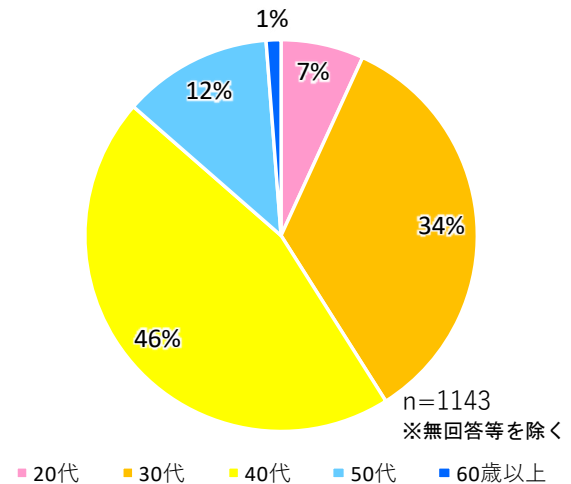


図 回答者の年代

(2) 保護者の精神的・身体的な負担感

父親は、こどもが3～6歳の区分において精神的・身体的の両面から負担感を最も感じている傾向にあり、48.5%の割合となっています。一方で、その後は負担感を感じる割合が減少傾向となり、こどもが15歳以上になると、全体の74.2%で負担感がない結果となりました。

母親は、父親と比較して全ての区分において負担感が20ポイント前後高い傾向にあり、こどもが3～6歳の区分において精神的・身体的の両面から負担感を感じている割合は、70%となっています。

父親、母親いずれにおいても、妊娠期間からこどもが6歳になるまでに負担感は増加する傾向にあり、こどもの年齢が3～6歳で精神的・身体的な負担を感じる割合が最も高くなる傾向にあります。

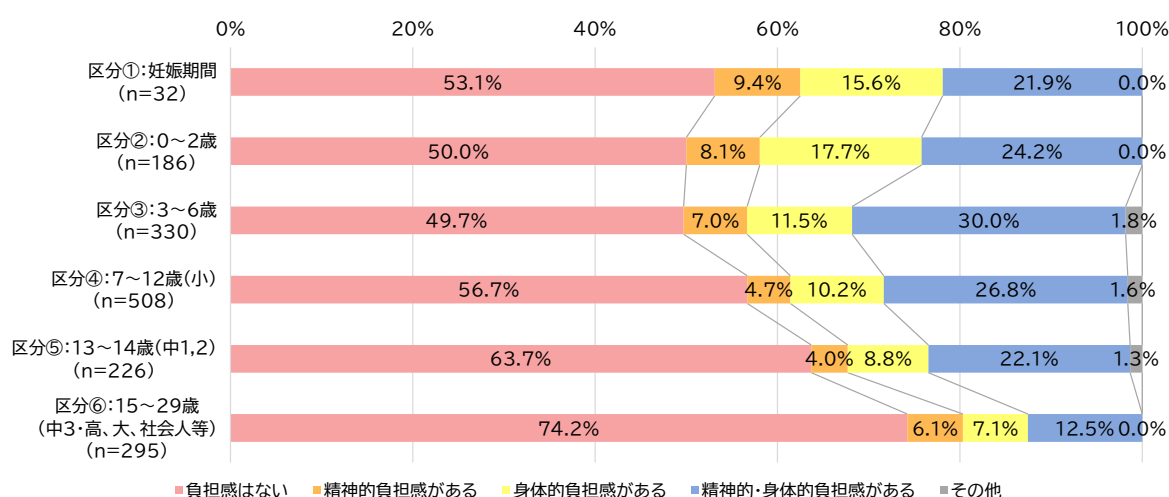


図 精神的・身体的な負担感（父親）

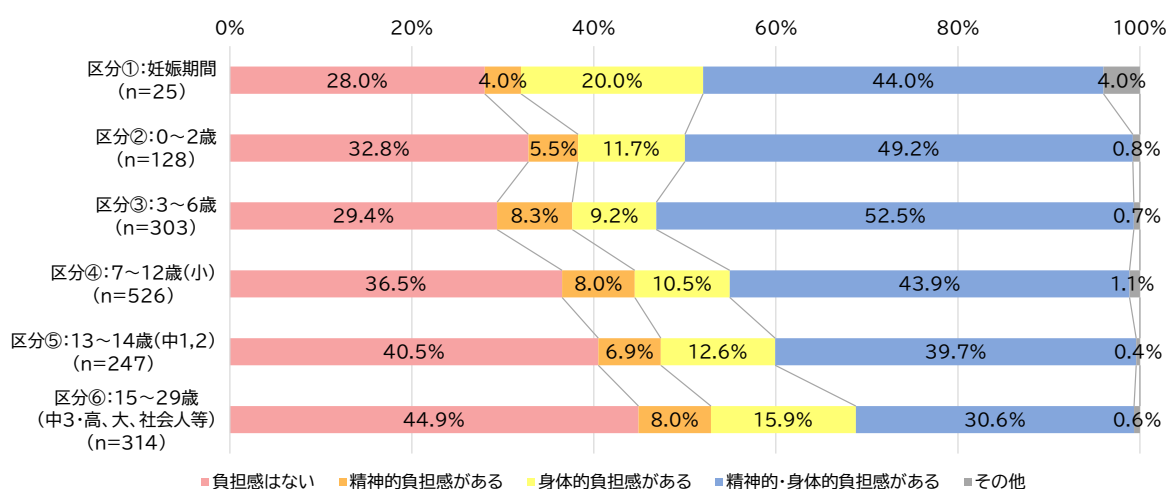


図 精神的・身体的な負担感（母親）

(3) 保護者の生活状況・経済的な負担感

家計全体における現在の生活状況については、妊娠期間からこどもが生まれた後にかけて（区分①から区分②にかけて）、生活状況が苦しい・やや苦しいと感じる割合が増える傾向にあります。こどもが成長する過程においては（区分②から区分⑥にかけては）、生活状況が苦しい・やや苦しいと回答する割合は微増傾向の推移となっています。

こどもに係る経済的状況については、妊娠期間からこどもが成長する過程にかけて（区分①から区分⑥にかけて）、負担に感じる・やや負担に感じると回答する人は増加し続ける傾向にあります。

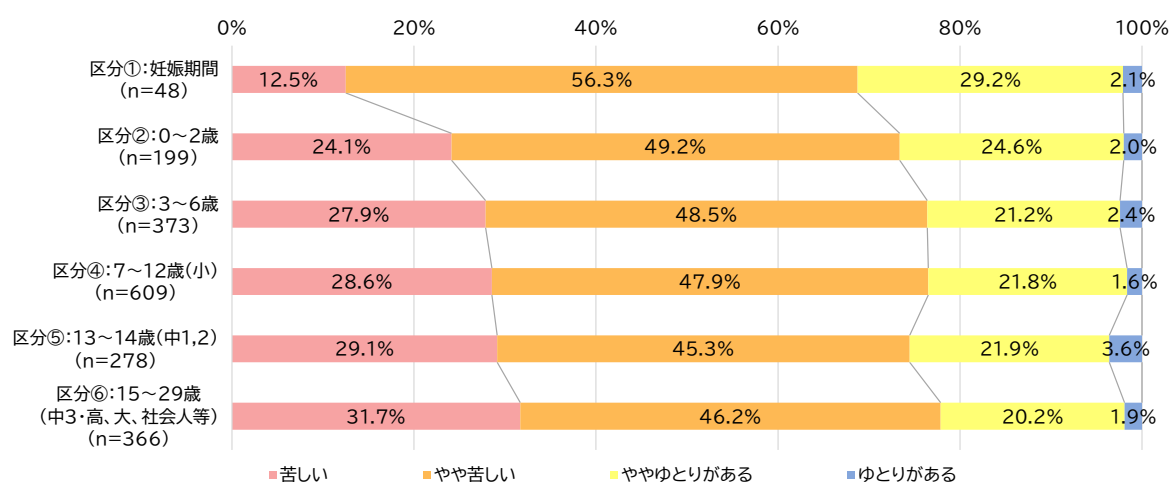


図 家計全体における現在の生活状況

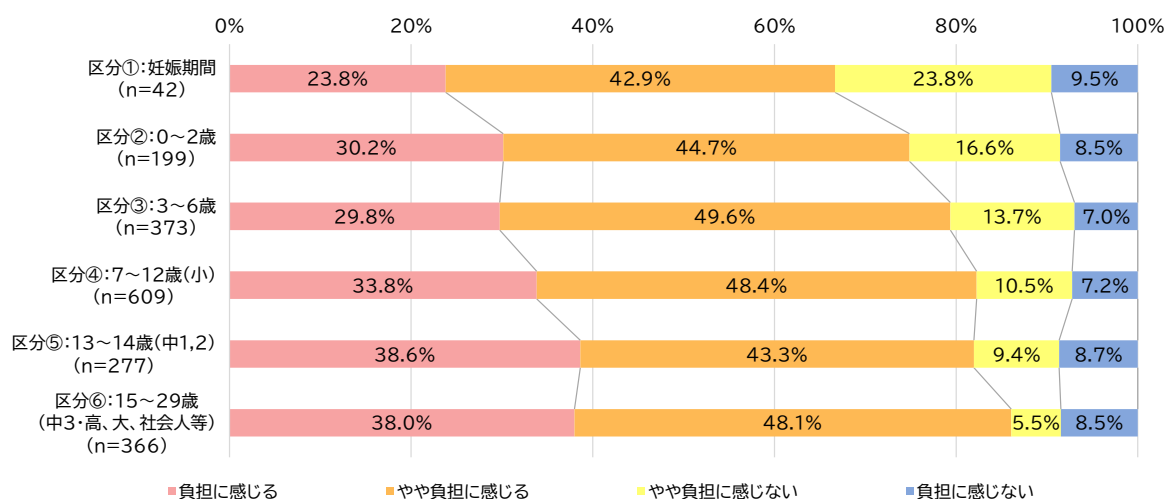


図 こどもに係る経済的状況に対する負担感

(4) こども・子育てに関する見附市の事業への認知度・満足度

各事業の認知度について、全ての区分において各種健診や相談会・各種予防接種・子育て支援センターが高い傾向にあります。こどもが6歳以下の場合(区分②、区分③)は、特に妊産婦・新生児訪問指導・おむつ用ゴミ袋配付事業・おくるみ贈呈事業の認知度が高くなっています。

各事業の満足度について、全ての区分においておむつ用ゴミ袋配付事業や各種予防接種の満足度が高い傾向にあります。また、こどもが6歳以下の場合(区分②、区分③)、妊産婦・新生児訪問指導や子育て支援センターの満足度が高くなっている一方で、全事業を通して妊娠期間(区分①)の満足度が低い傾向にあります。

表 こども・子育てに関する各事業の認知度

凡例	ババママ学級	妊産婦・新生児訪問指導	産後ケア	おむつ用ゴミ袋配付事業	おくるみ贈呈事業	各種健診や相談会	各種予防接種	親子の絆づくりプログラム 「赤ちゃんがきた」	健幸スマイルスタジオ	離乳食教室	ファミリー・サポート事業	一時預かり	一時保育	土曜日保育	早朝・延長保育	病児・病後児保育	発達相談
上位10%※ 下位10%※ ※すべての区分・選択肢(全マス)を母数とした際の上位・下位10%																	
算出方法 無回答を除く全回答のうち、各事業を「知っている」と回答した人の割合																	
単位(%)																	
区分①:妊娠期間	77.1	87.2	77.1	85.1	85.4	87.2	89.8	53.2	47.8	62.2	56.5	71.7	65.2	73.3	80.4	76.6	65.2
区分②:0~2歳	69.4	93.9	81.9	98.0	97.0	95.4	99.0	66.1	51.3	80.8	62.3	72.7	70.2	78.6	85.8	79.1	62.1
区分③:3~6歳	72.7	92.4	76.8	97.0	93.5	95.3	99.5	59.8	47.3	81.3	63.4	72.2	71.2	82.5	89.2	80.8	74.4
区分④:7~12歳(小)	69.4	83.4	68.4	87.9	73.8	90.2	97.6	43.9	34.2	72.8	57.9	68.5	69.0	76.4	83.3	75.7	70.5
区分⑤:13~14歳(中1,2)	62.1	77.0	62.5	82.7	58.8	86.0	95.8	33.6	31.0	66.0	52.2	64.0	64.9	73.9	79.2	71.1	61.7
区分⑥:15~29歳(中3・高・大・社会人等)	64.3	76.0	58.8	74.5	55.0	81.8	93.7	34.9	33.1	60.3	54.3	62.1	63.3	66.6	69.8	61.5	59.4
	初期療育つぼみ	療育教室のびのび	ことばの相談室すこやか	ステップアップ教室	児童家庭相談	わたぼうし	こども家庭センター	ネウボラみつけ	子育て支援センター	プレイラボみつけ	赤ちゃんの駅	放課後児童クラブ	子育てガイドブック	市公式LINE	電子母子手帳てくてく	子育て支援サイト	すまいるみつけ
区分①:妊娠期間	39.1	39.1	46.7	39.1	45.7	39.1	41.3	74.5	91.1	74.5	67.4	65.2	69.6	73.9	58.7	65.2	65.2
区分②:0~2歳	40.8	40.9	43.9	37.6	40.8	42.7	42.8	79.1	93.7	81.1	65.1	59.6	74.9	80.9	58.2	73.3	69.1
区分③:3~6歳	45.1	43.9	53.4	38.0	43.1	50.7	45.0	80.1	94.1	85.9	65.7	75.4	71.8	79.7	52.6	66.1	63.8
区分④:7~12歳(小)	37.9	37.7	49.3	34.1	39.9	51.4	41.1	67.0	89.0	90.2	49.6	83.6	63.9	68.1	41.7	54.3	51.1
区分⑤:13~14歳(中1,2)	36.0	35.0	47.3	33.1	40.6	50.6	37.7	50.2	87.3	72.3	39.4	81.0	56.6	64.1	39.2	46.9	42.7
区分⑥:15~29歳(中3・高・大・社会人等)	36.1	35.7	45.3	34.2	40.8	50.0	39.3	49.5	81.7	63.8	38.6	73.8	52.1	59.1	38.4	42.4	41.2

表 こども・子育てに関する各事業の満足度

凡例 上位10%※ 下位10%※ ※すべての区分・選択肢 (全マス)を母数とした際 の上位・下位10% 設問の選択肢 4. 知っていて満足 3. 知っていてやや満足 2. 知っていてやや不満 1. 知っていて不満 表中には回答の平均値を記載	パ パ マ マ 学 級	妊 産 婦 ・ 新 生 児 訪 問 指 導	産 後 ケ ア	お む つ 用 グ ミ 袋 配 付 事 業	お く る み 贈 呈 事 業	各 種 健 診 や 相 談 会	各 種 予 防 接 種	「親 子 の 絆 づ く り プ ロ グ ラ ム 「 赤 ち ゃ ん が き た 」	健 幸 ス マ イ ル ス タ ジ オ	離 乳 食 教 室	フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト 事 業	一 時 預 かり	一 時 保 育	土 曜 日 保 育	早 朝 ・ 延 長 保 育	病 児 ・ 病 後 児 保 育	発 達 相 談
区分①:妊娠期間	3.3	3.5	3.3	3.2	3.1	3.4	3.6	2.9	2.5	2.9	2.8	3.1	3.2	3.2	3.3	2.6	2.8
区分②:0～2歳	3.2	3.5	3.3	3.6	3.4	3.4	3.8	3.2	2.9	3.2	3.1	3.0	3.0	3.2	3.4	3.1	3.1
区分③:3～6歳	3.2	3.4	3.2	3.5	3.4	3.4	3.7	3.1	2.7	3.2	2.9	3.0	3.1	3.1	3.3	2.9	3.1
区分④:7～12歳(小)	3.2	3.4	3.2	3.5	3.2	3.4	3.6	3.0	2.8	3.2	3.0	3.1	3.1	3.1	3.3	3.0	3.1
区分⑤:13～14歳(中1,2)	3.2	3.3	3.2	3.5	3.2	3.4	3.6	2.7	2.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.0	2.9
区分⑥:15～29歳 (中3・高、大、社会人等)	3.1	3.3	3.2	3.4	3.0	3.3	3.5	2.8	2.7	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.1	3.0
	初 期 療 育 つ ぽ み	療 育 教 室 の び の び	こ と ば の 相 談 室 す こ ゃ か	ス テ ッ プ ア ッ プ 教 室	児 童 家 庭 相 談	わ た ば う し	こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	ネ ウ ボ ラ み つ け	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	プ レ イ ラ ボ み つ け	赤 ち ゃ ん の 駅	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	子 育 て ガ イ ド ブ ッ ク	市 公 式 L I N E	電 子 母 子 手 帳 て く て く	子 育 て 支 援 サ イ ト	す ま い る み つ け
区分①:妊娠期間	2.4	2.4	2.4	2.3	2.5	2.3	2.5	3.1	3.2	2.9	2.8	2.6	2.8	3.0	2.9	3.0	2.8
区分②:0～2歳	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.8	3.0	3.4	3.5	3.3	3.2	3.1	3.2	3.3	3.0	3.1	3.1
区分③:3～6歳	2.8	2.7	2.9	2.6	2.7	2.8	2.8	3.2	3.4	3.4	3.1	3.0	3.0	3.1	2.8	3.0	3.0
区分④:7～12歳(小)	2.8	2.7	3.0	2.6	2.7	2.9	2.8	3.1	3.4	3.4	3.0	3.1	3.1	3.1	2.7	2.9	2.8
区分⑤:13～14歳(中1,2)	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.8	2.7	2.9	3.3	3.3	2.8	3.1	3.0	3.1	2.8	2.9	2.8
区分⑥:15～29歳 (中3・高、大、社会人等)	2.7	2.8	3.0	2.7	2.8	2.9	2.7	2.9	3.3	3.2	2.7	3.1	2.9	3.0	2.7	2.8	2.7

(5) 見附市の子育て環境

見附市の子育て環境について、「育てやすい環境だと思う」、「育てやすい環境だとやや思う」と回答した割合は、こどもが15歳～29歳の区分（区分⑥）で最も低く、78.0%となっています。

一方で、「育てやすい環境だと思う」という回答に着目した場合、その割合は、妊娠期間（区分①）が12.5%と最も低く、こどもが0歳から2歳の区分（区分②）で27.4%と最も高くなり、その後はこどもが成長するにつれて（区分②から区分⑥につれて）、徐々に減少する傾向にあります。

また、子育て環境に求められる要素について、全ての区分において、児童手当などの経済的支援の割合が高い傾向にあります。妊娠期間（区分①）に着目すると、保育園などの入園環境や交流の場、情報が手に入る環境、相談窓口・支援体制の割合が他の区分に比べて高くなっています。

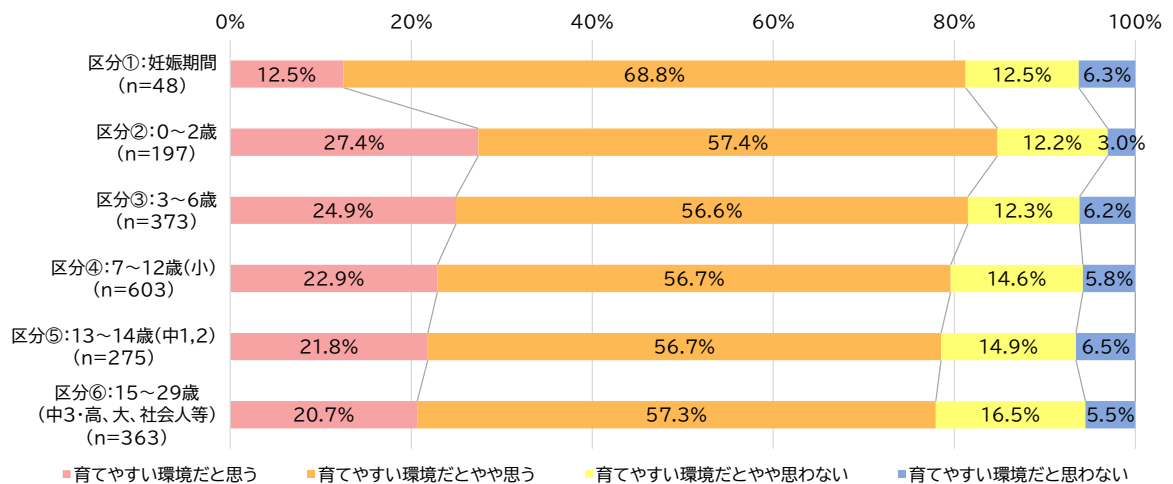


図 見附市の子育て環境に対する評価

表 子育て環境の改善に求められている要素

凡例 ■ 上位10%※ ■ 下位10%※ ※特になし・分からない・その他を除くすべての区分・選択肢(全マス)を母数とした際の上位・下位10% 単位(%)	の子育 解・対 協し が、勤 務先 や環 境場	が子 育に の悩 み環 境を 相 談で きる 人	て保 育園 など の入 園環 境希 望者 が全	身子 育に ある 親の 環 境の 交 流の 場が	て困 った 時や 緊急 時に 、安 心し	れ利 用後 児童 が全 て受 け入 れら れる	充の発 達に課 題ある 子 の支 援た め	所子 供た ちが 安心 して 遊 べる 場	医 療費 助成 が充 実した 環 境
区分①:妊娠期間 n=49	38.8	8.2	38.8	18.4	46.9	18.4	12.2	12.2	38.8
区分②:0～2歳 n=198	47.0	9.1	32.8	12.6	44.9	21.7	8.1	8.1	31.8
区分③:3～6歳 n=372	49.7	13.7	28.5	10.2	43.3	28.8	15.3	15.3	31.7
区分④:7～12歳(小) n=608	39.6	13.7	19.7	9.2	36.3	27.6	18.4	18.4	35.0
区分⑤:13～14歳(中1,2) n=275	33.5	13.8	15.6	7.6	31.6	20.0	17.5	17.5	37.8
区分⑥:15～29歳 (中3・高、大、社会人等) n=363	38.3	13.5	17.9	7.4	30.9	18.7	20.1	20.1	44.4
	充児 実童 した 当 環 境 な ど の 経 済 的 支 援 が	たる 高 校 や 大 学 な ど の 支 援 が 進 充 実 に 係	に子 育 に 関 する 情 報 が す ぐ 手	済不 的妊 支治 療が 助 成 等 し て 妊 娠 前 環 境 の 経	が妊 娠 前 の 相 談 窓 口 や 支 援 体 制	しの妊 娠中 も し く 支 援 体 制 3 年 充 程 実 度	特 に な し	分 か ら な い	そ の 他
区分①:妊娠期間 n=49	65.3	40.8	10.2	8.2	4.1	18.4	0.0	0.0	4.1
区分②:0～2歳 n=198	64.1	38.4	8.1	7.6	2.0	7.6	0.5	0.5	6.1
区分③:3～6歳 n=372	60.2	48.7	8.1	4.3	0.8	3.2	0.0	0.5	5.6
区分④:7～12歳(小) n=608	57.4	62.8	6.3	5.1	1.2	3.0	0.7	1.2	6.7
区分⑤:13～14歳(中1,2) n=275	57.1	74.2	4.0	4.4	0.0	3.6	2.5	2.2	5.5
区分⑥:15～29歳 (中3・高、大、社会人等) n=363	53.2	78.2	7.2	3.6	0.8	1.7	2.8	1.4	3.9

(6) 子育てに関する相談環境

子育てに関する相談環境については、SNS やチャットなど、非対面による相談体制の確保が多く求められています。一方で、セミナーなどの不特定多数が参加する相談会の実施は選択率が低くなっています。このことから、忙しい子育て区分は合間の時間や決まった時間に縛られない相談体制を求めていることが考えられます。また、窓口での対面による相談体制の整備は選択率が高くなっています。このことから、対面とオンラインから選択できるような、自由度の高い相談体制の整備・充実を求めていることが考えられます。

表 子育てに関する相談環境に求められている要素

凡例 上位10%※ 下位10%※ ※特になし・分からない・その他を除くすべての区分・選択肢(全マス)を母数とした際の上位・下位10%	窓口での対面による相談体制の整備	電話での相談体制の整備	オンラインでの相談体制の整備	がセミナーなどの相談会の不特定多数が参加するなどの実施多数	対面によるチャット体制などの整備、非	特になし	分からない	その他
区分①:妊娠期間 n=49	30.6	16.3	28.6	10.2	40.8	20.4	16.3	2.0
区分②:0～2歳 n=198	25.8	21.2	22.7	15.7	43.4	17.7	12.1	3.5
区分③:3～6歳 n=368	28.0	18.8	24.2	12.5	42.4	16.0	17.7	2.7
区分④:7～12歳(小) n=594	23.6	22.2	29.0	12.8	44.3	14.6	16.2	2.9
区分⑤:13～14歳(中1,2) n=270	18.9	20.7	26.7	9.6	43.3	16.3	20.4	3.3
区分⑥:15～29歳 (中3・高、大、社会人等) n=357	23.8	22.4	30.8	9.2	44.0	15.4	17.4	2.2

(7) 仕事と子育ての両立環境

仕事と子育てが両立できる環境に向けて、特に妊娠期間（区分①）は育児休業制度や産前産後休暇の充実を求める割合が他の区分と比較して高い傾向にあります。一方で、3歳以上のこどもがいる（区分③～区分⑥）場合は、勤務先や職場の理解・協力が得られる環境を求める割合が高い傾向にあります。

表 仕事と子育ての両立に求められている要素

凡例 ■ 上位10%※ ■ 下位10%※ ※特になし・分からない・その他を除くすべての区分・選択肢(全マス)を母数とした際の上位・下位10% 単位(%)	産前産後休暇の充実	育児休業制度の普及や充実 (男性の育児休業環境)	長時間労働を定めない 超え（長時間労働を定めない）	勤務時間に関する制度の充実 実働時間短縮、フレックスタイム、所定労働時間など	再就職の容易さ 支援の充実	出産後の職場復帰のため 再就職の充実	各種保育サービスや相談窓口の充実	延長保育や一時保育など家族の理解と協力 配偶者や祖父母など家族の理解と協力	勤務先や職場の理解・協力が得られる環境	特になし	分からない	その他
区分①：妊娠期間 n=49	44.9	61.2	40.8	22.4	22.4	18.4	44.9	0.0	2.0	4.1		
区分②：0～2歳 n=200	33.0	42.5	51.0	27.5	19.0	22.5	49.0	3.5	1.5	4.5		
区分③：3～6歳 n=370	24.3	32.2	46.8	24.6	21.4	26.2	55.9	3.5	1.9	4.1		
区分④：7～12歳(小) n=601	21.6	27.8	42.8	20.1	20.0	26.8	56.6	4.8	3.5	4.0		
区分⑤：13～14歳(中1,2) n=268	22.4	22.4	41.0	16.8	23.9	29.9	53.0	8.2	5.2	2.2		
区分⑥：15～29歳 (中3・高、大、社会人等) n=359	23.7	23.4	38.4	23.1	22.8	26.2	52.1	6.4	5.3	1.7		

第4章 第2期見附市子ども・子育て支援事業計画の評価

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

4.1 計画の概要

見附市では、令和2年3月に「第2期見附市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、この計画に基づいた取り組みを実施してきました。

この計画では、すべてのこどもが健やかに育ち、笑顔があふれるまちの実現をめざして、「みんなで子育て 親とこどもの笑顔があふれるまち みつけ」の基本理念の元、以下の4つの基本目標を掲げ、これを達成するための17の基本的な施策を定めています。

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを推進していくために、保護者の就労や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

多世代との交流や地域の文化に触れることで人間性・社会性を育む体験活動を推進するとともに、子育て家庭が親子で参加して遊び学べる場や機会を提供し、相談や交流を通して子育てに対する不安や孤立感の解消を図ります。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安全で快適な妊娠、出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実をめざします。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、保護者の気持ちを受け止め寄り添う相談体制を充実させるとともに、必要なサービスが必要な方に利用してもらえよう、適切な情報提供に努めます。

基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり

学校、地域、職域等のあらゆる立場の人が、地域住民として共に子どもの健やかな成長を応援するという支え合いの環境づくりを推進します。

虐待や父母の精神的疾患、生活困窮等、特に配慮を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、総合的支援に努めます。

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

多様化しているニーズに対応した教育・保育環境の整備を進めるとともに、子育てしやすい雇用環境の整備を促します。

また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、職業生活と家庭生活の調和に関する意識の普及・啓発を図ります。

4.2 事業の取り組み状況

第2期見附市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）では、4つの基本目標及び17の基本的な施策の達成に向けて、86の取り組みを定めています。

次ページより、17の基本的な施策並びに、86の取り組みの詳細と実施状況、本計画における施策方向性について整理します。

【基本目標1】一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり					
基本的な施策	取り組み	実施主体	評価※	前計画(R2～R6)の施策評価	本計画(R7以降)の施策方向性
(1)教育・保育の充実と質の向上	■保育士研修の実施	こども課	◎ オンライン研修を開始 見附市独自の研修を開始予定	○保育士研修(内容:保育内容指導や安全管理指導)や放課後児童クラブ指導員研修(内容:基礎的な指導内容や障がいのあるこどもへの指導方法)を開催し、教育・保育の質の向上に継続的に実施 ○すくすく園児応援事業など、見附市独自の特色ある事業にも取り組み、充実した教育・保育体制を構築	○前計画を継続し、各事業効果の確かな定着を促進 ○保育士研修をオンライン形式で実施することにより、より多くの参加を促しつつ、保育士の研修参加に対する負担の軽減を促進 ○これまでの保育士研修に加えて、新たに見附市が独自に実施する研修を新設し、見附市ならではの特色のある教育・保育環境を整備
	■すくすく園児応援事業	こども課	○		
	■放課後児童クラブ指導員の研修会の実施	こども課	○		
	■図書館での児童の読書活動の推進(お話し会)	こども課	◎ 学校での図書紹介、学校図書館連携システムの積極的利用を推進		
	■スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	◎ 家庭訪問や校内教育支援センターへの支援など業務内容が拡充		
(2)親子で学び遊べる場の提供	■子育て支援センター(きらきらマミー)におけるイベントの開催 (親子運動あそび・おやこひろば～パパとあそぼう!!～・子どもの食事相談など)	こども課	○	○新型コロナウイルスによる乳児や幼児への影響を考慮し、大人数での集会型イベントを縮小・廃止 ○親子参加型の事業については、人数制限を設け、適切な間隔を保つなどの対策を講じつつ、親子が触れ合う機会を極力減らさないように継続して実施	○新型コロナウイルスも落ち着きを見せたため、人数制限などの規制を解除し、コロナ禍前と同様の体制にて各種イベントを実施 ○各種イベントの周知を徹底し、保護者が気軽に参加できる雰囲気を出すとともに、認知度の向上に向けた取り組みを実施
	■親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」	こども課	○		
	■児童遊園等整備事業	こども課	○		
	■ほっと♡カフェwith子育てマイスター	こども課	× 新型コロナウイルスにより利用者の参集が難しくなったため廃止		
(3)人間性・社会性を育む体験活動の推進	■わくわく体験塾	学校教育課	○	○保育園を取り巻く環境改善のため、市職員が保育所を訪問し現場で働く職員の意見要望を直接聞くことで、効率的で最も効果のある取り組みの検討に役立てる取り組みを開始	○今後も、教育・保育を取り巻く環境改善のために、現場の声を大切にしながら、最も有効となる取り組みの検討
	■保育園訪問	こども課	◎ 市職員が現場にて働く職員の意見・要望を聴く取り組みを開始		
	■高齢者施設訪問	こども課	× 新型コロナウイルス及びその後の感染症予防対策のため廃止		
(4)家庭や地域の教育力の向上	■学校支援ボランティアの育成	学校教育課	○	○新型コロナウイルスの影響により、一部個別対応を実施したり、オンライン併用のハイブリッド形式で対策を講じ、取り組みの定着を図るため、継続的に実施 ○オンラインでの参加が可能となったことで、切迫早産の母親など、対面での参加が難しかった市民に対しても支援の範囲を拡大	○学習人材バンクの学校派遣や自主講座が増加傾向にあるため、今後も取り組みを拡大し、学校以外の場である家庭や地域の教育力の向上を目指す ○オンラインによる開催の拡大など、今後に必要な人に必要な支援が届くよう、開催方法等を工夫しながら取り組みを拡大
	■マタニティ・ブックスタート、ブックスタート、ブックステップ	こども課	○		
	■子育て支援講座(パパママ学級など)	こども課	◎ 従来の対面実施に加えて、オンラインでの参加も可能に変更		
	■交通安全教育指導者の育成	都市環境課	○		
	■学習人材バンク、まちづくり百科の周知・拡充	まちづくり課	◎ 学習人材バンクの学校派遣及び自主講座どちらの開催数も増加		
(5)子育て家庭への経済的支援の推進	■子育て応援カード・コミュニティバス専用カードの交付	こども課	○	○中学生までを対象にコミュニティバスの無償化を実施するなど、子育て家庭への経済的負担軽減に貢献する経済的支援を継続的に実施 ○市民からの要望に応じ、交付する紙おむつ用ごみ袋のサイズ変更を可能にするなど、市民の声に耳を傾けた形で必要な支援を行うよう、取り組み内容の改善を実施	○令和7年度以降の奨学生募集に向けた奨学金制度の拡充の検討など、今後も教育に関わる経済的支援の継続・拡充を実施 ○行った取り組みに対する評価を実施し、その取り組みが経済的負担軽減に与える効果を判断しながら、社会情勢に沿う形での支援改善を検討
	■児童手当	こども課	○		
	■子ども医療費助成・インフルエンザ予防接種の助成	こども課	○		
	■学校給食費の補助	教育総務課	○		
	■奨学金制度の充実	学校教育課	○		
	■紙おむつ用ごみ袋の交付	こども課	◎ 市民からの要望を参考に、紙おむつ用ごみ袋のサイズを選択可能に変更		
※凡例【◎:計画より拡大実施・○:計画通り実施・△:計画より縮小実施または検討のみ・×:廃止または未実施】☒					

【基本目標2】安心して子どもを産み育てることができる環境づくり					
基本的な施策	取り組み	実施主体	評価※	前計画(R2～R6)の施策評価	本計画(R7以降)の施策方向性
(1)安心して妊娠・出産ができる環境の整備	■ネウボラみつけ(見附市保健福祉センター)	こども課	○	○これまでの取り組みを継続しつつ、その対象範囲を産婦にまで拡充するなど、出産前後での幅広い支援を目的として取り組みを拡大	○今後も引き続き、出産前後での切れ目ない継続的な支援に向けた取り組みを実施
	■不妊治療費助成・不育症治療費助成	こども課	◎ 不妊治療費助成について、R4度から市単独事業として特定不妊治療費だけでなく一般不妊治療費も対象要件に拡大		
	■妊婦健康診査料助成・妊産婦医療費助成・妊婦歯科健診	こども課	◎ 妊婦のみでなく産婦に対する助成も開始		
	■妊婦訪問	こども課	○		
(2)子どもや母親の健康の確保	■新生児・産婦訪問(助産師)	こども課	○	○乳児一般健康診断を廃止し、7・8カ月健診を新設するなど、事業を統合していくことで、市民にとって分かりやすく利用しやすいように事業内容を集約・再編する取り組みを一部実施 ○これまでの産後ケアに加えて、新たに日帰りで利用可能な産後ケアを開始するなど、ライフスタイルの変化に対応した柔軟な取り組みを新設	○子育て家庭のワーク・ライフ・バランスを考慮しつつ、子どもや母親の健康を確保するうえで適切な取り組みを継続的に実施 ○今後、休日在宅当番医として協力いただける診療所の減少が懸念されるため、引き続き診療所の誘致に取り組むとともに、医師会等と連携して協力可能な診療所の確保などを実施
	■こんにちは赤ちゃん訪問(母子保健推進員：ひまわりさん)	こども課	× 個人情報保護の観点により廃止		
	■訪問型産後ケア(看護型・ヘルパー型)助成・通所型産後ケア	こども課	◎ 日帰り型の産後ケアを新設		
	■4か月健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	こども課	◎ 7・8カ月検診を新設		
	■離乳食教室	こども課	○		
	■乳児一般健康診査	こども課	× 7・8カ月検診の新設により廃止		
	■2歳児歯科健診	こども課	○		
	■就学時健康診断	学校教育課	○		
	■休日在宅当番医	健康福祉課	○		
(3)子育て支援の情報提供・相談体制の充実	■みつけ子育てガイドの配布	こども課	○	○これまでメールや紙媒体で行っていた情報提供を、見附市公式LINEの運用開始に伴い廃止・機能移管することで、時代のニーズに併せて柔軟に見直し ○ガイドブックの配布や発達相談教室の開催は継続することで、子育て支援の情報提供や相談体制の充実化を推進	○今後も継続して情報提供を実施していくと同時に、オンラインと対面の併用など、個々に応じた相談体制の充実も検討
	■子育て支援サイト「スマイルみつけ」	こども課	○		
	■子育て応援メール「スマイル」	こども課	◎ 市公式LINEへの機能移転		
	■子育て安心はがき	こども課	◎ 市公式LINEへの機能移転		
	■7～8か月児すくすく相談会	こども課	× 新型コロナウイルスにより利用者の参集が難しくなったため廃止		
	■発達相談	こども課	○		
	■子育て支援センター(きらきらマミー)	こども課	○		
(4)安心して外出できる環境の整備	■おもいやり駐車場制度	健康福祉課	○	○おもいやり駐車場の利用案内を積極的に実施し申請時の交付が可能となったため利便性が向上 ○赤ちゃんの駅についても申請があれば積極的な登録を行い、外出時に安心して立ち寄れる環境の整備を促進	○おもいやり駐車場の利用推進や赤ちゃんの駅の登録推進に向けた取り組みを継続的に実施し、その他に歩道除雪などの除雪対策について支援の拡大を計画
	■赤ちゃんの駅登録施設の拡充	こども課	○		
	■除雪対策(歩道除雪)	建設課	◎ 除雪路線範囲を拡大		
※凡例【◎:計画より拡大実施・○:計画通り実施・△:計画より縮小実施または検討のみ・×:廃止または未実施】					

【基本目標3】子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり					
基本的な施策	取り組み	実施主体	評価※	前計画(R2～R6)の施策評価	本計画(R7以降)の施策方向性
(1)地域における子育て支援サービスの充実	■きらきらマミー・ネーブル	こども課	○	○子育て支援センター(きらきらマミー)を核として子育て支援サービスを提供する環境を整備したほか、子育て支援センターまでの移動が困難な子育て家庭に対しては、出張する形で抜け目ない支援を実施	○これまでと同様、子育て支援センターを核として、子育て家庭に対して継続的な支援取り組みを実施・検討
	■きらきらマミー・今町	こども課	○		
	■きらきらマミー・新町	こども課	○		
	■出張！子育て支援センター	こども課	○		
(2)子育て支援のネットワークづくり	■子育てマイスターの育成	こども課	× 子育てマイスターの高齢化及びホットカフェの廃止に伴い廃止	○子育てマイスターの高齢化や個人情報保護の観点などの社会情勢を考慮しながら、実情に沿う形での支援取り組みを検討・実施	○ファミリー・サポート・センターを継続的に運用し、子育て支援ネットワークづくりを推進する他、社会情勢やライフスタイルを注視しつつ、必要と思われる取り組みについて継続的に検討
	■母子保健推進員(ひまわりさん)養成講座	こども課	× 個人情報保護の観点により廃止		
	■ファミリー・サポート・センター	こども課	○		
(3)配慮を必要とする子ども・家庭への支援	■初期療育「つぼみ」・療育教室「のびのび」	こども課	◎ 年長向けステップアップ教室を新設	○これまでの初期療育や療育教室に加えて、新たに年長向けのステップアップ教室を開始し、幅広い年齢の子どもを持つ親に必要な支援を実施 ○進級指導教室の拡充や指導者の育成を進め、子育て家庭だけでなく、指導者など周囲の環境にも支援を展開 ○配慮が必要な子どもや家庭に対し、経済的な負担を軽減するため、各種経済支援取り組みを継続して実施	○特別児童扶養手当の2級の受給者が増加傾向にあることなどの社会的背景を踏まえ、必要な経済的支援を整え、継続して支援を実施するとともに、配慮や支援を必要とするこども・子育て家庭に対して効果のある取り組みを検討 ○こどもの発達や障がいに関わる教育相談の窓口について、今後は専門的検査を実施できる心理士を雇用し、客観的なデータをもとに相談できる体制を整備することなどを課題として認識・検討 ○児童生徒個人が抱える様々なニーズに応じた支援を行っていくために、今後も計画的に通級指導教室の新設や指導者の育成などの取り組みを実施
	■ことばの相談室「すこやか」	こども課	○		
	■つくし会		× 福祉サービスの充実と低年齢での入園児の増加による市民ニーズの変化に伴い廃止		
	■養育医療費給付制度	こども課	○		
	■就学援助制度	学校教育課	○		
	■すくすく園児応援チーム	こども課	○		
	■かがやきファイル	こども課	○		
	■教育相談窓口「わたぼうし」	学校教育課	○		
	■通級指導教室	学校教育課	◎ 進路指導教室の拡充と指導者の育成を実施		
	■親の会の紹介(見附市手をつなぐ育成会・見附市自閉症親の会「メロディー」)	こども課	○		
	■育成医療・小児慢性特定疾病医療費・精神通院医療(自立支援医療)	健康福祉課	○		
	■見附市精神障害者医療費助成・重度心身障害者医療費助成	健康福祉課	○		
	■特別児童扶養手当・児童扶養手当	健康福祉課	◎ 特別児童扶養手当2級の受給者が増加傾向		
	■障害児福祉手当	健康福祉課	○		
	■ひとり親家庭等医療費助成	こども課	○		
	■自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付金	こども課	○		
	■就労自立促進事業	こども課	○		
	■ひとり親家庭等日常生活支援事業	こども課	× 新潟県の事業がR3年度に廃止になったことに伴う廃止		
	■見附市母子福祉会「かるがも会」	社会福祉協議会	○		
	(4)子どもの安全の確保	■見附市通学路交通安全プログラム	教育総務課		
■交通安全教室の開催		都市環境課	○		
■交通安全街頭指導所		都市環境課	○		
■防犯訓練の実施		市民税務課	△		
■青色防犯パトロール活動		市民税務課	○		
■防犯灯の新設・更新補助制度		建設課	◎ 市内からの設置要望が増加傾向		
※凡例【◎:計画より拡大実施・○:計画通り実施・△:計画より縮小実施または検討のみ・×:廃止または未実施】					

【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり					
基本的な施策	取り組み	実施主体	評価※	前計画(R2～R6)の施策評価	本計画(R7以降)の施策方向性
(1)多様な教育・保育環境の整備	■一時保育	こども課	△	○乳幼児の一時預かりの利用可能人数を増員し、園児の土日利用を可能とする一方で、公立保育園では一時保育を廃止にするなど、社会情勢を鑑みながら子育て家庭が求める取り組みへの見直し・再編 ○延長保育など必要と考えられる取り組みについては、継続的に実施	○社会情勢を十分に考慮し、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスに即した形での支援を検討
	■乳幼児の一時預かり	こども課	◎ 利用可能人数の増員・園児の土日利用可能化		
	■延長保育・土曜日保育	こども課	○		
	■病後児保育室「にじ」	こども課	○		
(2)育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保	■子育て支援サイト「スマイルみつけ」・子育て応援メール「スマイル」(再掲)	こども課	○	○乳児保育の利用人数が増加傾向にあるため、これに対応して利用可能人数の引き上げを実施するなど社会情勢を鑑みて必要な取り組みを実施	○他の取り組みとの影響を考慮しつつ適切な連携を図り、今後の取り組みの在り方について検討
	■乳児保育	こども課	◎ 利用可能人数の増員		
(3)子育てしやすい雇用環境の整備	■新潟県ハッピー・パートナー企業の周知	地域経済課	◎ 登録の支援制度を新設した結果、登録企業数が増加	○新潟県ハッピー・パートナー企業登録への支援を実施するなど、事業者が必要とする行政支援を実施することで、子育てしやすい雇用環境の創造を支援	○見附市HPの他、公式LINEなどのSNS媒体を活用することで今後も継続的な支援の周知及び情報発信を実施
	■HPや広報見附による啓発	地域経済課	◎ 各種支援制度についてHPやLINEなどの媒体で情報発信		
(4)男女共同参画による子育ての推進	■父子手帳のダウンロード	こども課	× 母子手帳に父親記載欄が追加されてことに伴い廃止	○男女共同参画による子育ての推進について、国や新潟県の動向に注視しつつ、対応するように取り組みの継続・廃止を実施	○国や新潟県の動きを注視しつつ必要な取り組みを検討
	■おやこひろば～パパとあそぼう!!～(再掲)	こども課	○		
	■パパママ学級(再掲)	こども課	○		
※凡例【◎:計画より拡大実施・○:計画通り実施・△:計画より縮小実施または検討のみ・×:廃止または未実施】					

第5章 こども・子育てを取り巻く現状の総括・課題

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

5.1 見附市のこども・子育てを取り巻く現状の整理・総括

見附市の現況や各アンケート調査・ニーズ調査結果及び第2期見附市子ども・子育て支援事業計画の評価を踏まえて、見附市のこども・子育てを取り巻く現況を以下に整理・総括します。
なお、令和5年10月2日～10月16日に実施した見附市子ども・子育て条例制定に向けたアンケートより得た現況結果についても、以下に併せて整理しています。

	地域の現況	見附市こども・子育て条例制定に向けたアンケート (R5.10実施) 対象:市内在住の小学生～18歳	幼児を対象とした ニーズ調査	こども・若者を対象とした ニーズ調査	子育て家庭を対象とした ニーズ調査	第2期見附市こども・子育て支援事業計画の評価	総括
子どもを産み育てる環境	○市の人口は緩やかな減少傾向にある ○市の人口のうち、高齢者人口(65歳以上人口)は増加推移し、年少人口(14歳以下人口)は減少推移しているために、少子高齢化が進行 ○児童人口(17歳以下人口)は就学前人口・小学生人口・中学生人口ともに減少推移 ○39歳以下の年齢階級別未婚率は、男女ともに増加傾向	—	—	○社会人以降において、見附市が結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かって取り組んでいると感じる割合が低下	○精神的・身体的負担感は妊娠期間、0～6歳の区分で高い ○市の実施する子育て支援事業について、妊娠期間の満足度が低い ○妊娠期間は、保育園などの入園環境や交流の場、情報環境、相談窓口等の体制支援を求めている ○大きなこどもを持つ保護者は、医療費助成や高校・大学などへの就学に係る経済的支援を求めている	○見附市独自の特色ある事業にも取り組み、充実した教育・保育体制を構築 ○教育・保育の質の向上に継続的に実施 ○子育て家庭への経済的負担軽減に貢献する経済的支援を継続的に実施 ○市民の声に耳を傾けた形で必要な支援を行うよう、取り組み内容の改善を実施	●社会人の若者を中心に、見附市が結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かって取り組んでいると感じにくい ●39歳以下の年齢階級別未婚率は、男女ともに増加傾向 ●子育てに対する負担は、妊娠期間より生まれた後のほうが大きく、こどもの年齢が上がるにつれて増加 ●見附市の実施する子育て支援事業及び子育て環境への満足度について、妊娠期間が最も低く、こどもが生まれた後に高い満足度
子どもの成長を育む環境	○三世代世帯数が減少推移する一方で、核家族世帯が増加推移し、市内の核家族化が進行 ○6歳または18歳未満のこどものいる世帯のいずれにおいても、世帯数が減少推移	○自分以外の人とコミュニケーションを取りやすい内容、場所、時間を希望 ○自宅や親戚宅など、家族とともに過ごす空間に安心を感じている ○自らが地域社会や家族に大切にされており、こどもを大切にする地域性が、こども自身が自分を大切にするきっかけにつながっていることが推察	○「何をしているときが一番楽しいか」という質問に対して、遊びに関連した意見が多い ○「住んでいるまちにあったらいいものはなにか」という質問に対して、自然や生き物、遊園地・テーマパークに関連した意見が最も多い ○公園や遊具、遊び場の整備を求める意見が多い	○見附市の施策に自分自身の意見が反映されていると感じる割合が低い ○こども・若者が成長するにつれ、自分自身を好きと感じる割合が低下 ○社会人以降において、自分らしさがあると感じる割合が大きく低下	○義務教育以降の進学に係る経費や、通塾・習い事など学校以外の教育費への支出が負担となっている ○こどもが成長するにつれて、経済的負担感は増加する傾向にある	○これまでの取り組みを継続しつつ対象範囲を拡充するなど、出産前後での幅広い支援を目的として取り組みを拡大 ○事業の統合や再編により、市民にとって分かりやすく利用しやすいように事業内容を集約・再編する取り組みを実施	●こども・若者が見附市の施策に自分の意見が反映されていると実感しにくい ●こども・若者が友人や家族と遊んだり、コミュニケーションをとれる環境の整備を希望 ●子育て家庭は、教育や進学に係る負担感の軽減を希望 ●子育て家庭は、こどもの成長の過程を通して一貫した支援や負担軽減の環境を希望
子育てを支える環境	○市内保育園・幼稚園・認定こども園の利用者数は平成30年以降は減少推移 ○保育園の利用状況については、定員数に対してすべての児童の受け入れ実施 ○見附市特別支援学校の児童・生徒数は令和4年まで増加傾向	○地域を超えてこどもを見守り大切にする風土が浸透していることが示唆 ○地域や大人と関わり、社会に役に立つことができていると実感しやすい環境づくりが重要 ○家の外でも、マナーある大人たちに見守られ、安心して遊び過ごせる環境を希望	—	○こどもの世話や看護について頼れる人がいると感じている割合が高い	○核家族化や夫婦共働きなどの流れの中で、親族や地域が子育て家族を支え合う環境が構築されている ○地域コミュニティとのつながりや保護者間でのつながりの中で、子育て当事者が気軽に相談しやすい環境・関係性が構築されている ○SNSやチャットなど、非対面による相談体制の確保を求める傾向	○子育てマイスターの高齢化や個人情報保護の観点などの社会情勢を考慮しながら、実情に沿う形での支援取り組みを検討・実施 ○配慮が必要な子どもや家庭に対し、経済的な負担を軽減するため、各種経済支援取り組みを継続して実施	●こどもや若者の多くが自分の住む地域に好意的である一方で、よりきれいで過ごしやすくマナーの守られた環境を希望 ●こどもが社会で役立つことをしたいと感じており、実感しやすいような環境づくりが必要 ●こども・若者の中でこどもの世話や看護について頼れる人がいると感じている割合が高い ●子育て世代は、行政に対して対面だけでなくSNSやチャットなど、時代にあった形での子育て支援を希望
子育てと仕事の両立環境	○50歳以下就業率は男女とも横ばい推移の一方で、50歳以上就業率の割合は男女ともに増加推移	—	—	—	○妊娠期間の方は、こどもが産まれた後も今の仕事を継続することを希望する傾向 ○3歳以上のこどもがいる方は、勤務先や職場の理解・協力が得られる環境を希望する傾向	○乳幼児の一時預かりの利用可能人数を増員するなど、社会情勢を鑑みながら子育て家庭が求める取り組みへの見直し・再編 ○新潟県ハッピー・パートナー企業登録への支援を実施するなど、子育てしやすい雇用環境の創造を支援	●子育て家庭は、こどもが産まれた後も仕事の継続を希望しており、こどもの成長とともに職場の理解や協力を求めている

5.2 見附市のこども・子育てを取り巻く課題

現況の整理・総括の結果より、見附市のこども・子育てを取り巻く課題を以下に整理します。

	総括	課題
子どもを産み育てる環境	●社会人の若者を中心に、見附市が結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かって取り組んでいると感じにくい ●39歳以下の年齢階級別未婚率は、男女ともに増加傾向 ●子育てに対する負担は、妊娠期間より生まれた後のほうが大きく、こどもの年齢が上がるにつれて増加 ●見附市の実施する子育て支援事業及び子育て環境への満足度について、妊娠期間が最も低く、こどもが生まれた後に高い満足度	①各種こども・若者施策の検討や策定にあたって、こどもや若者の声に耳を傾ける →こどもや若者自身の意見を聴き、尊重しながら各種こども・若者施策に反映することが必要
子どもの成長を育む環境	●こども・若者が見附市の施策に自分の意見が反映されていると実感しにくい ●こども・若者が友人や家族と遊んだり、コミュニケーションをとれる環境の整備を希望 ●子育て家庭は、教育や進学に係る負担感の軽減を希望 ●子育て家庭は、こどもの成長の過程を通して一貫した支援や負担軽減の環境を希望	②未就学児を育てる親を対象とした、精神的・身体的負担感軽減 →特に、母親の負担軽減のために専門家訪問や子育て支援センターなどのきめ細やかな支援が必要 ③出産直後および小学生以上を対象とした、経済的支援強化 →特に年齢の高いこどもを持つ保護者に対して、医療費助成や高校以降の進学・学びの選択肢が広がることに寄与できる経済的支援が必要
子育てを支える環境	●こどもや若者の多くが自分の住む地域に好意的である一方で、よりきれいで過ごしやすくマナーの守られた環境を希望 ●こどもが社会で役立つことをしたいと感じており、実感しやすいような環境づくりが必要 ●こども・若者の中でこどもの世話や看護について頼れる人がいると感じている割合が高い ●子育て世代は、行政に対して対面だけでなくSNSやチャットなど、時代にあった形での子育て支援を希望	④勤務先や職場のこども・子育てに対する理解・協力の促進 →産後の職場復帰への理解や、こどもが成長するにつれて、こどもの世話などで休暇を取得する機会が増えることへの理解が必要 ⑤妊娠中や妊娠前の方を対象としたこども・子育て施策の丁寧な説明による理解促進 →同時に相談も行い、こども・子育てに対する安心感を持ってもらうことが必要
子育てと仕事の両立環境	●子育て家庭は、こどもが産まれた後も仕事の継続を希望しており、こどもの成長とともに職場の理解や協力を求めている	⑥妊娠前から産後・育児期に至るまでを対象とした、こども・子育てに関する相談環境の整備 →対面・非対面の両面で相談・サポート体制を整備し、こども・子育てに関して、気軽に相談しやすい環境を整備することが必要 ⑦こどもや若者が安心して過ごすことができ、地域とのつながりやコミュニケーションの中で成長することができる環境の確保 →こどもや若者が地域に安心や安らぎを感じ、コミュニケーションの中で成長できる環境の整備が必要 ⑧こどもや若者が自分らしさを大切にし、貧困や家庭の環境、経済的な理由によって夢や目標をあきらめることを防ぐ環境の確保 →こどもや若者が経済的理由や貧困によって、自身の想いや学びの機会をあきらめることなく、明るい将来を信じて成長できる環境の整備が必要

第6章 計画の基本理念・目標

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

6.1 計画の基本理念

「見附市こども計画」の策定にあたり、見附市の未来を担うこども一人ひとりが、かけがえのない存在であり、主体的に生きる権利を持つ存在であることを、こども自身を含めて市民全員が確認し、共通認識を持つことを目指します。また、地域みんなが子育てに関心を持ち、こども・若者・子育て家庭を社会の「どまんなか」に置きながら、すべてのこどもが心身ともに健やかにのびやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる笑顔あふれる社会の実現を目指していきます。このために、見附市こども・子育てどまんなか条例にて定める理念を実現するために、みんなで子ども・若者・子育て家庭を応援するまちを目指します。

基本理念

みんなで子育て
こどもどまんなか 笑顔かがやくまち みつけ



- こどもの権利を尊重します。
 - こどもの思いや意見を大切にして、一緒に考えます。
 - 安心して子育てができる環境づくりをします。
 - みんなが、それぞれの役割を理解してこどもや子育てを応援します。
- (見附市こども・子育てどまんなか条例 基本理念より)

6.2 計画の目標

基本理念の実現のため、課題を踏まえたうえで、以下の5つの目標を定めます。

基本目標1 こどもや若者の声と想いを尊重し、こどもをどまんなかに据えた上で、よりよい取り組みに活かしていきます

こどもや若者の声に耳を傾け、こどもや若者自身がどまんなかに立って、その意見を基に、よりよいこども・若者施策を目指すことができる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 すべてのこどもや若者が自分らしさや生き方に誇りをもち、夢や目標にむかって挑戦できるまちを目指します

こどもや若者の生き方や価値観を尊重し、社会との関わりの中で、自立し、誇りをもって生きていくための力を応援し、育む取り組みを進めます。

こどもや若者が生まれ育った環境や経済的負担で夢や目標をあきらめることが無いよう、教育的支援や経済的支援の検討に取り組みます。

基本目標3 すべての世代が安心してこどもを産み育てることができ、生まれてくるこどものすこやかで心豊かな成長を育む環境を整えます

子育て家庭が孤立することなく、負担を軽減し、楽しさを実感できるよう、心に寄り添う相談体制を充実させ、適切な情報提供に取り組みます。

生まれ育った環境等によって左右されることなく、すべてのこどもを見つめ必要な人に必要な支援が届くような取り組みを進めます。

子育て家庭が親子で参加して遊び学べる場や機会を提供し、日常では体験することが難しい機会や学習を通して、親子の絆の深化を図ります。

基本目標4 すべての人がこどもを想い、子育て家庭をみんなで見守り支え合う地域性を育みます

子育て家庭が不安や負担を感じながらも、社会から孤立することの無いよう、家庭と地域が一体となって子育てを支援する拠点を強化し、多様なニーズに対応していきます。

子育てを家庭や個人の問題として片づけず、地域で見守り、支え合うことにより安心して子育てができるような環境の推進に取り組みます。

基本目標5 すべての家族がワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と子育てに明るさをもてる環境を整えます

妊娠・出産後に女性が希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、子育て家庭の働き方の見直しを進め、男女が共に働き、子育てができる取り組みを進めます。

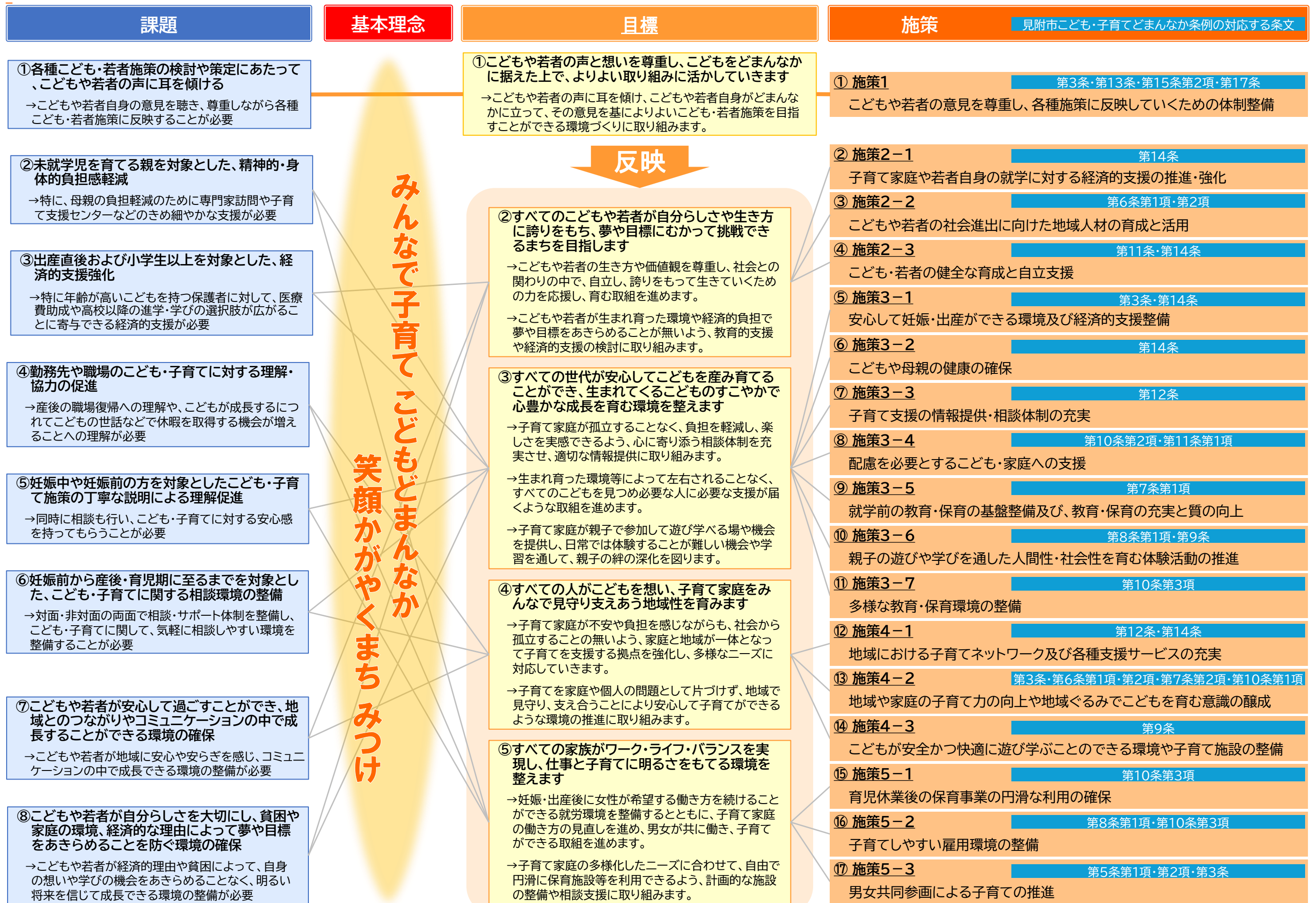
子育て家庭の多様化したニーズに合わせて、自由に円滑に保育施設等を利用できるよう、計画的な施設の整備や相談支援に取り組みます。

第7章 目標達成のために行う事業

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

7.1 課題・基本理念・目標・施策の対応関係

6 章で設定した 5 つの目標を達成するために、次ページに示す 17 の施策に取り組みます。



7.2 施策の取り組み

前ページに示す 17 の施策について、包括された取り組み内容を示します。

施策	取り組み
施策1 こどもや若者の意見を尊重し、各種施策に反映していくための体制整備	1-1 幼児を対象とした遊び等を通じての意見聴取と事業への反映 1-2 小学生キッズサポーターからの意見聴取と事業への反映 1-3 インターネット上のフォーム等を活用したこども・若者からの意見聴取 1-4 ふれあい懇談会等を通じたこどもの意見交換機会の創出 1-5 見附市子ども・子育て地域協議会の開催と事業への反映
施策2-1 子育て家庭や若者自身の就学に対する経済的支援の推進・強化	2-1-1 子育て応援カード・コミュニティバス専用カードの交付 2-1-2 児童手当 2-1-3 こども医療費助成・インフルエンザ予防接種の助成 2-1-4 学校給食費の補助 2-1-5 見附市奨学金制度 2-1-6 紙おむつ用ごみ袋の交付
施策2-2 こどもや若者の社会進出に向けた地域人材の育成と活用	2-2-1 みつけjobチャレ教育 2-2-2 将来のライフデザインを希望をもって描けるようセミナー等の開催 2-2-3 中学生の地域スポーツ・文化クラブ活動環境の整備 2-2-4 中学生の実用英語技能検定(英検)受験料支援 2-2-5 バトナム・ダナン市への中学生派遣 2-2-6 若者の新たな交流機会や活動支援に資する活動・企画・実施
施策2-3 こども・若者の健全な育成と自立支援	2-3-1 フリースクールとの連携 2-3-2 放課後デイサービスとの連携 2-3-3 スクールカウンセラー配置事業 2-3-4 SNSツール等を用いたこども・若者相談環境の整備
施策3-1 安心して妊娠・出産ができる環境及び経済的支援整備	3-1-1 ネウボラみつけ(見附市保健福祉センター) 3-1-2 不妊治療費助成・不育症治療費助成 3-1-3 妊産婦健康診査料助成・妊産婦医療費助成・妊産婦歯科健診 3-1-4 妊婦訪問
施策3-2 こどもや母親の健康の確保	3-2-1 新生児・産婦訪問(助産師)) 3-2-2 産前サポート・産後サポート 訪問型産後ケア・通所型産後ケア・日帰り型産後ケア 3-2-3 養育支援訪問 3-2-4 子育て短期支援事業 3-2-5 子育て世帯訪問支援事業 3-2-6 新生児聴覚検査費用助成 3-2-7 1か月児健康診査・4か月健康診査・7～8か月児健診 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・各種予防接種 3-2-8 離乳食教室 3-2-9 2歳児歯科健診 3-2-10 就学時健康診断 3-2-11 休日在宅当番医
施策3-3 子育て支援の情報提供・相談体制の充実	3-3-1 こども家庭センター 3-3-2 みつけ子育てガイドの配布 3-3-3 子育て支援サイト「スマイルみつけ」 3-3-4 見附市公式SNSの活用による子育て応援支援 3-3-5 発達相談

施策	取り組み
施策3-4 配慮を必要とすることも・ 家庭への支援	3-4-1 初期療育「つぼみ」・療育教室「のびのび」・ 年長向けステップアップ教室
	3-4-2 ことばの相談室「すこやか」
	3-4-3 養育医療費給付制度
	3-4-4 就学援助制度
	3-4-5 すくすく園児応援事業
	3-4-6 かがやきファイル
	3-4-7 教育相談窓口「わたぼうし」
	3-4-8 通級指導教室並びに指導者の育成
	3-4-9 親の会の紹介(見附市手をつなぐ育成会・発達相談メロディー)
	3-4-10 自立支援医療(育成医療・精神通院医療)・小児慢性特定疾病医療費
	3-4-11 見附市精神障害者医療費助成・重度心身障害者医療費助成(県障)
	3-4-12 特別児童扶養手当・児童扶養手当
	3-4-13 障害児福祉手当
	3-4-14 子育て短期支援事業※再掲
	3-4-15 子育て世帯訪問支援事業※再掲
	3-4-16 ひとり親家庭等医療費助成
	3-4-17 自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付金
	3-4-18 就労自立促進事業
	3-4-19 養育費確保支援事業
	3-4-20 見附市母子福祉会「かるがも会」
施策3-5 就学前の教育・保育の基盤整備及び、 教育・保育の充実と質の向上	3-5-1 保育士研修の実施
	3-5-2 すくすく園児応援事業※再掲
	3-5-3 放課後児童クラブ指導員の研修会の実施
	3-5-4 図書館での児童の読書活動の推進(お話し会)
	3-5-5 スクールカウンセラー配置事業※再掲
施策3-6 親子の遊びや学びを通した人間性・ 社会性を育む体験活動の推進	3-6-1 子育て支援センターにおけるイベントの開催
	3-6-2 親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」
	3-6-3 児童遊園等整備事業
	3-6-4 わくわく体験塾
	3-6-5 保育園訪問
施策3-7 多様な教育・保育環境の整備	3-7-1 一時保育
	3-7-2 延長保育・土曜日保育
	3-7-3 子育て短期支援事業※再掲
	3-7-4 病後児保育室「にじ」
施策4-1 地域における子育てネットワーク 及び各種支援サービスの充実	4-1-1 ファミリー・サポート・センター
	4-1-2 学校町子育て支援センター
	4-1-3 今町子育て支援センター
	4-1-4 新町子育て支援センター
	4-1-5 出張！子育て支援センター

施策	取り組み
<u>施策4-2</u> 地域や家庭の子育て力の向上や地域ぐるみでこどもを育む意識の醸成	4-2-1 学校支援ボランティアの育成 4-2-2 マタニティ・ブックスタート、ブックスタート、ブックステップ 4-2-3 子育て支援講座(パパママ学級など) 4-2-4 交通安全教育指導者の育成 4-2-5 学習人材バンク、まちづくり百科の周知・拡充 4-2-6 地域コミュニティの活動支援 4-2-7 放課後の居場所づくり 4-2-8 市民活動団体との協働によるイベントの実施
<u>施策4-3</u> こどもが安全かつ快適に遊び学ぶことのできる環境や子育て施設の整備	4-3-1 見附市通学路交通安全プログラム 4-3-2 交通安全教室の開催 4-3-3 交通安全街頭指導所 4-3-4 市内中学生以下コミュニティバス無料化 4-3-5 青色防犯パトロール活動 4-3-6 防犯灯の新設・更新補助制度 4-3-7 おもいやり駐車場制度 4-3-8 赤ちゃんの駅登録施設の拡充 4-3-9 除雪対策(歩道除雪) 4-3-10 子どもの居場所 プレイラボみつけ 4-3-11 子育て関連施設における環境改善 4-3-12 公園施設(遊具など)の新設・更新又は改修
<u>施策5-1</u> 育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保	5-1-1 未満児保育 5-1-2 子育て支援サイト「スマイルみつけ」※再掲 5-1-3 見附市公式SNSの活用による子育て応援支援※再掲
<u>施策5-2</u> 子育てしやすい雇用環境の整備	5-2-1 子育てしやすい職場づくり支援
<u>施策5-3</u> 男女共同参画による子育ての推進	5-3-1 おやこひろば～パパとあそぼう!!～ 5-3-2 子育て支援講座(パパママ学級など)※再掲

7.3 取り組みの詳細

各施策に包括された取り組みの詳細を示します。

【基本目標1】こどもや若者の声と想いを尊重し、こどもをどまんやかに据えた上で、よりよい取り組みに活かしていきます					
施策		取り組み		実施主体	取り組み内容
施策 1	こどもや若者の意見を尊重し、各種 施策に反映していくための体制整備	1-1	幼児を対象とした遊び等を通じての意見聴取と事業への反映	こども課	幼児から意見の聞き取りを行うにあたり、発達段階を考慮した意見発出を行いやすい方法で聴取を実施
		1-2	小学生キッズサポーターからの意見聴取と事業への反映	こども課	プレイラボみつけ「小学生キッズサポーター」を通じ、プレイラボのみならず施策全般への意見聴取を実施
		1-3	インターネット上のフォーム等を活用したこども・若者からの意見聴取	こども課	こども・若者の声を聞くためのフォームを適宜開設
		1-4	ふれあい懇談会等を通じたこどもの意見交換機会の創出	企画調整課 こども課	これからのまちづくりについて市長と市民の皆様と語り合う「ふれあい懇談会」を月1回程度実施 こども・子育て等もテーマに設定し、こどもや若者、子育て世代からの意見交換の場を創出
		1-5	見附市子ども・子育て地域協議会の開催と事業への反映	こども課	こどもや若者、子育て当事者から聴取した意見について協議会で審議を行うとともに、事業への反映を行う
【基本目標2】すべてのこどもや若者が自分らしさや生き方に誇りをもち、夢や目標にむかって挑戦できるまちを目指します					
施策		取り組み		実施主体	取り組み内容
施策 2-1	子育て家庭や若者自身の就学に対する経済的支援の推進・強化	2-1-1	子育て応援カード・コミュニティバス専用カードの交付	こども課	協賛企業から、カードを持つ方に割引や特典などのサービスを提供していただき、子育て世帯の経済的負担を減らそうとするもの。また、市の一部事業でも割引を実施 カードの提示により、コミュニティバスの料金が100円から50円の半額に割引
		2-1-2	児童手当	こども課	児童を養育している方に児童手当を支給
		2-1-3	こども医療費助成・インフルエンザ予防接種の助成	こども課	保険適用内の医療費について、自己負担額(2割または3割)のうち、下記の一部負担金を除いた金額を助成 各年の10月1日から3月31日までの間に対象児童が受けた季節性のインフルエンザワクチン予防接種について、接種費用の一部を助成
		2-1-4	学校給食費の補助	教育総務課	対象となるこどもの人数から2人分を差し引いた人数に対して、年間の学校給食費相当額を上限として補助
		2-1-5	見附市奨学金制度	学校教育課	12名程度を目安として、月額3万円を貸与 ※奨学生が卒業後、見附市内に住所を有し、かつ市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度有
		2-1-6	紙おむつ用ごみ袋の交付	こども課	3歳まで(3歳のお誕生月の前月分まで)の分、市指定燃えるごみ袋小サイズを360枚、または、市指定燃えるごみ袋中サイズを140枚と小サイズを10枚合わせたものを交付
施策 2-2	こどもや若者の社会進出に向けた地域人材の育成と活用	2-2-1	みつけjobチャレ教育	学校教育課	起業家教育の実践による、こどもの起業家精神や起業家的資質・能力の育成
		2-2-2	将来のライフデザインを希望をもって描けるようセミナー等の開催	こども課	将来の様々なライフイベント(進学、就職、結婚、子育てなど)について知り、将来の人生について考えるきっかけづくりを行う
		2-2-3	中学生の地域スポーツ・文化クラブ活動環境の整備	まちづくり課	これまで学校が主体となってきた部活動を地域スポーツクラブや文化クラブ活動に移行するなどによる新たな活動環境を整備 ※施設整備の対象は見附市公共施設等総合管理計画におけるスポーツ・レクリエーション系施設及び市民文化系施設とする
		2-2-4	中学生の実用英語技能検定(英検)受験料支援	学校教育課	英語の学力向上、英語に対する学習意欲の向上をめざし、全中学1年生と全中学3年生の英語検定受験料を補助
		2-2-5	ベトナム・ダナン市への中学生派遣	まちづくり課	言語や文化、国民性の違いに触れることで、異文化に対する理解を深め、国際的な感覚を養うことを目的に、ベトナム・ダナン市へ中学生を派遣
		2-2-6	若者の新たな交流機会や活動支援に資する活動・企画・実施	都市環境課	見附駅周辺を拠点とした中高生等の若者向けの交流やまちづくり活動への参画を促すための支援活動
施策 2-3	こども・若者の健全な育成と自立支援	2-3-1	フリースクールとの連携	学校教育課	不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールと連携を進める
		2-3-2	放課後等デイサービスとの連携	健康福祉課	支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を実施
		2-3-3	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	カウンセリング、学習支援、集団生活への適応指導、体験活動等を、組織的かつ計画的に実施
		2-3-4	SNSツール等を用いたこども・若者相談環境の整備	こども課	不安や悩みごとを抱えるこども・若者の支援を進めるため、身近なコミュニケーションツールであるSNSを用いて、内容問わず気軽に相談することができる相談環境を整備

【基本目標3】すべての世代が安心して子どもを産み育てることができ、生まれてくるこどものすこやかで心豊かな成長を育む環境を整えます

施策		取り組み		実施主体	取り組み内容
施策 3-1	安心して妊娠・出産ができる環境及び経済的支援整備	3-1-1	ネウボラみつけ(見附市保健福祉センター)	こども課	子育て世代包括支援センターとして、ワンストップ総合相談窓口を設置し、妊娠・出産・子育てについての各種相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を行い、必要な支援につなぐ
		3-1-2	不妊治療費助成・不育症治療費助成	こども課	不妊治療に要した費用に対し、1回8万円(上限額)を助成 ※年齢制限はなく、1子につき6回まで助成 ※入院費、食事代、容器代、病衣代、文書料は助成対象外
				こども課	医療機関で受けた保険診療対象内外の不育症治療等にかかる費用に対し、自己負担額のうち、一部負担金を除いた2分の1の額(1円未満の端数は切捨て)を助成
		3-1-3	妊産婦健康診査料助成・妊産婦医療費助成・妊産婦歯科健診	こども課	妊産婦健康診査料助成:産科で定期健診を受けるときの健診料の一部を助成 妊産婦医療費助成:妊産婦が医療機関に支払う医療費の一部を助成 妊産婦歯科健診:市の実施する妊婦歯科健診が無料で受診可能
		3-1-4	妊婦訪問	こども課	助産師又は保健師が妊産婦及び新生児または乳児の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児に必要な指導や相談を実施
施策 3-2	こどもや母親の健康の確保	3-2-1	新生児・産婦訪問(助産師)	こども課	助産師又は保健師が妊産婦及び新生児または乳児の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児に必要な指導や相談を実施
		3-2-2	産前サポート・産後サポート 訪問型産後ケア・通所型産後ケア・日帰り型産後ケア	こども課	パパママ学級、健幸スマイルスタジオ等:妊娠中から出産後の母親の心身の安定のための相談、支援、仲間づくりを行い、安心して妊娠、出産、育児ができるようサポートを実施
					訪問型産後ケア(看護型):助産師が自宅へ訪問し、沐浴授乳指導育児相談などを実施
					訪問型産後ケア(ヘルパー型):シルバー人材センター会員が自宅へ訪問し、家事のお手伝いや育児のサポートを実施※1時間あたり1,140円の費用のうち半額を見附市が助成(1人10時間まで)
					通所型産後ケア:助産師による授乳育児相談、赤ちゃんの体重測定などを実施
			日帰り型産後ケア:医療機関や助産所で沐浴乳房ケア授乳指導育児相談などが可能		
		3-2-3	養育支援訪問	こども課	子育てに対して強い不安、孤独感等を感じている家庭、養育支援が特に必要と思われる家庭に対して、助産師等が家庭を訪問し、安心して育児をしていくための養育に関する相談、指導、助言、支援を実施
		3-2-4	子育て短期支援事業	こども課	保護者が疾病や仕事の理由、または育児不安や育児疲れにより家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、施設や里親等でこどもの預かりを実施
		3-2-5	子育て世帯訪問支援事業	こども課	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事、育児等を支援
		3-2-6	新生児聴覚検査費用助成	こども課	新生児の聴覚障害の早期発見を目的として、検査に要した費用に対し、1回5千円(上限額)を助成
		3-2-7	1か月児健康診査・4か月健康診査・7～8か月児健診 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・各種予防接種	こども課	こどもの病気の予防と病気の早期発見、健康保持と増進を目的として各種健康診査、予防接種を実施
		3-2-8	離乳食教室	こども課	基本に沿って不安なく離乳をすすめられるよう、離乳食のすすめ方や調理デモンストレーション、調理体験を実施
3-2-9	2歳児歯科健診	こども課	こどもの歯科疾患の予防と早期発見、健康保持と増進を目的として実施		
3-2-10	就学時健康診断	学校教育課	医師による内科・眼科・耳鼻科・歯科の検診、視力・聴力検査や簡単な知能検査などを実施		
3-2-11	休日在宅当番医	健康福祉課	休日等に市内の開業医が交替で救急患者を診療		
施策 3-3	子育て支援の情報提供・相談体制の充実	3-3-1	こども家庭センター	こども課	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を担うこども家庭センターを中心に、適切な情報提供と連携体制の構築により、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、切れ目のない継続的な支援を実施 こどもに関わる園、学校、地域等が連携し、適切な支援が必要なこども及び家庭の早期の気付きや支援を実施 児童虐待防止に関する家庭や園、学校、地域等社会全体の理解と関心を深めるため、広報、啓発活動を実施
		3-3-2	みつけ子育てガイドの配布	こども課	産前産後の行政手続き内容や、見附市内で実施している子育て関連施策、教育施設や公共施設(公園や遊び場など)の案内が記載されたガイドブックを配布
		3-3-3	子育て支援サイト「スマイルみつけ」	こども課	産前産後の行政手続き内容や、見附市内で実施している子育て関連施策、教育施設や公共施設(公園や遊び場など)の案内が記載された子育て支援専用サイトを公表
		3-3-4	見附市公式SNSの活用による子育て応援支援	こども課	見附市LINE公式アカウントなどのSNSを活用しながら、子育て応援支援を実施
		3-3-5	発達相談	こども課	就学前のこどもの発達に関する心配事等について発達支援相談員、保健師等が相談に対応
施策 3-4	配慮を必要とするこども・家庭への支援	3-4-1	初期療育「つぼみ」・療育教室「のびのび」・年長向けステップアップ教室	こども課	こどもの苦手なところや支援が必要なところを見極め、適切な支援が受けられるよう助言、家族がこどもを理解し、こどもに合った関わり方や支援方法を助言
		3-4-2	ことばの相談室「すこやか」	こども課	ことばの遅れや未熟さ、発音が不明瞭、なめらかに話せないなどの様子がみられる就学前のこどもを対象にした相談室の設置
		3-4-3	養育医療費給付制度	こども課	未熟児で医師が入院治療の必要を認めた場合に、指定養育医療機関に入院療養をした医療費の一部を見附市が助成
		3-4-4	就学援助制度	学校教育課	経済的な理由で小・中学校でかかる費用にお困りの保護者に、学用品費や給食費、新入学学用品費等を援助

施策 3-4	配慮を必要とするこども・家庭への支援	3-4-5	すくすく園児応援事業	こども課	公認心理師、嘱託指導主事、保育士指導員、発達支援相談員、保健師等がチームを組み、市内の保育園、認定こども園を定期的に訪問し、集団生活でのこどもの発達を支援
		3-4-6	かがやきファイル	こども課	一人ひとりに必要な支援が途切れなく提供されることを目的として、こどもの成長過程や特性を時系列で記入し、保育園や学校の先生と共有できるファイルの配布
		3-4-7	教育相談窓口「わたぼうし」	学校教育課	就学前のこどもや学校に通学する児童生徒の発達・障害に関わる相談窓口の設置
		3-4-8	通級指導教室並びに指導者の育成	学校教育課	通級指導教室：こどもの発達や集団行動に心配のある場合に、個別にサポートすることを目的とした体制 指導者育成：こどもの発達や集団行動に心配のあるこども達に寄り添い適切な指導が出来る指導者の育成
		3-4-9	親の会の紹介（見附市手をつなぐ育成会・発達相談メロディー）	こども課	子育てに関する不安や、こどもの発達や障害に関する悩み、相談事を抱える保護者に対して親の会を紹介
		3-4-10	自立支援医療（育成医療・精神通院医療）・小児慢性特定疾病医療費	健康福祉課	育成医療：身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、医療費の一部を助成
					精神通院医療：精神障害者の通院医療等に要する費用の90％を公費で負担※医療保険の種別にかかわらず自己負担は医療費の10％
					小児慢性特定疾病医療費：認定疾病及びその疾病に付随して発現する傷病について、診察、医学的処置、治療、投薬などの医療の給付が入院・通院とともに受けられる他、医師の処方箋や指示書に基づく院外処方投薬や訪問看護も対象
		3-4-11	見附市精神障害者医療費助成・重度心身障害者医療費助成（県障）	健康福祉課	県障：身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を対象に医療費の一部を助成
		3-4-12	特別児童扶養手当	健康福祉課	精神疾患の入院治療にかかる医療費（保険適用分）の自己負担額の3割を助成
			児童扶養手当	こども課	精神又は身体（内科的疾患を含む）に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護、養育する父又は母に支給
		3-4-13	障害児福祉手当	健康福祉課	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長のために、児童が育成される家庭の生活の安定と自立のために支給
		3-4-14	子育て短期支援事業※再掲	こども課	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給
		3-4-15	子育て世帯訪問支援事業※再掲	こども課	保護者が疾病や仕事の理由、または育児不安や育児疲れにより家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、施設や里親等でこどもの預かりを実施
		3-4-16	ひとり親家庭等医療費助成	こども課	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事、育児等を支援
		3-4-17	自立支援教育訓練給付費	こども課	保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成
			高等職業訓練促進給付金		ひとり親家庭の母または父が、適職に就くために必要な資格や技能を取得するにあたり、指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給
		3-4-18	就労自立促進事業	こども課	ひとり親家庭の母または父が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関において6か月以上修業することが必要とされているカリキュラムの受講期間について、生活負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため訓練促進費を支給
		3-4-19	養育費確保支援事業	こども課	見附市とハローワーク三条が協力して、早期就職のための自立を応援
		3-4-20	見附市母子福祉会「かるがも会」	社会福祉協議会	養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を補助
施策 3-5	就学前の教育・保育の基盤整備及び、教育・保育の充実と質の向上	3-5-1	保育士研修の実施	こども課	おしゃべり場、日帰り旅行など親子イベント、各種講座の実施、困った時の相談支援や子育てのサポート
		3-5-2	すくすく園児応援事業※再掲	こども課	市内全保育施設を対象とした公開保育及び検討会の実施、オンライン研修を含む様々な研修への参加
		3-5-3	放課後児童クラブ指導員の研修会の実施	こども課	公認心理師、嘱託指導主事、保育士指導員、発達支援相談員、保健師等がチームを組み、市内の保育園、認定こども園を定期的に訪問し、集団生活でのこどもの発達を支援
		3-5-4	図書館での児童の読書活動の推進（お話し会）	まちづくり課	指導員向けに発達障害の児童への対応研修会（公認心理士等の講義）や、指導員同士のグループワーク意見・情報交換会を実施
		3-5-5	スクールカウンセラー配置事業※再掲	学校教育課	①読書環境の充実、②読書活動についての理解と促進、③関係機関との連携強化
施策 3-6	親子の遊びや学びを通した人間性・社会性を育む体験活動の推進	3-6-1	子育て支援センターにおけるイベントの開催	こども課	カウンセリング、学習支援、集団生活への適応指導、体験活動等を、組織的かつ計画的に実施
		3-6-2	親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」	こども課	子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助
		3-6-3	児童遊園等整備事業	こども課	初めて赤ちゃんを育てている母親のためのプログラムで、仲間づくり、親子の絆づくり、少し先を見通した育児の基礎知識の学習
		3-6-4	わくわく体験塾	学校教育課	子育て家庭が親子で参加して遊び学べる場や機会を提供
		3-6-5	保育園訪問	こども課	市内企業による小学生への体験講座を小学生の夏休みに毎年実施
					保育園を取り巻く環境改善のため、市職員が保育所を訪問し現場で働く職員の意見要望を直接聞くことで、効率的で効果のある取り組みの検討に役立てる

施策 3-7	多様な教育・保育環境の整備	3-7-1	一時保育	こども課	保育園等に通っていない児童を預けたいというニーズに応えるため1日や時間単位での預かりを実施
		3-7-2	延長保育・土曜日保育	こども課	延長保育:保護者の就労形態等の多様化に対応するため、基本の保育時間の前後(朝夕)の開園時間を延長して保育を実施 土曜日保育:保護者の土曜日の勤務などで保育を必要とする場合に保育を実施
		3-7-3	子育て短期支援事業※再掲	こども課	保護者が疾病や仕事の理由、または育児不安や育児疲れにより家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、施設や里親等でこどもの預かりを実施
		3-7-4	病後児保育室「にじ」	こども課	病気の回復期(病状が安定していて、回復に向かっている時期)で、医師から病後児保育が可能と診断されたこどもの預かりを実施し、育児と仕事の両立を支援
【基本目標4】すべての人がこどもを想い、子育て家庭をみんなで見守り支えあう地域性を育みます					
施策		取り組み		実施主体	取り組み内容
施策 4-1	地域における子育てネットワーク及び各種支援サービスの充実	4-1-1	ファミリー・サポート・センター	こども課	地域において「育児の援助を受けたい者(依頼会員)」と「援助を提供する者(提供会員)」との相互援助活動に関する連絡、調整
		4-1-2	学校町子育て支援センター	こども課	幼児、児童向けの遊具の設置と、保護者向けの施設の併設(授乳室など)+イベントの開催
		4-1-3	今町子育て支援センター	こども課	幼児向けの遊具の設置と、保護者向けの施設の併設(授乳室など)+イベントの開催
		4-1-4	新町子育て支援センター	こども課	幼児向けの遊具の設置と、保護者向けの施設の併設(授乳室など)+イベントの開催
		4-1-5	出張!子育て支援センター	こども課	子育て支援センターが市内各地域に訪問して、楽しいイベントを開催
施策 4-2	地域や家庭の子育て力の向上や地域ぐるみでこどもを育む意識の醸成	4-2-1	学校支援ボランティアの育成	学校教育課	学校・地域が連携し、地域ぐるみで学校を支援するボランティアの育成
		4-2-2	マタニティ・ブックスタート、ブックスタート、ブックステップ	こども課	マタニティ・ブックスタート:「えほん券」を母子健康手帳とあわせて渡し、えほんコーナーや赤ちゃんコーナーを紹介、絵本を1冊プレゼント
					ブックスタート:年齢に応じた絵本の紹介、「見附のこどもの本」と絵本のプレゼント
					ブックステップ:年齢に応じた絵本の紹介、「見附のこどもの本」と絵本のプレゼント
					妊娠期や産後の早い時期のサポートと発達の気になるこどもの早期支援
		4-2-3	子育て支援講座(パパママ学級など)	こども課	幼児交通安全教育指導者研修会への参加
		4-2-4	交通安全教育指導者の育成	都市環境課	生涯学習事業
		4-2-5	学習人材バンク、まちづくり百科の周知・拡充	まちづくり課	地域コミュニティにて実施している見守り活動やこどもと地域がつながる活動等を含む活動の支援
4-2-6	地域コミュニティの活動支援	まちづくり課	地域コミュニティと協働して平日の放課後等のこども達の居場所づくりとしてふるさとセンターの一部を小学生に開放		
施策 4-3	こどもが安全かつ快適に遊び学ぶことのできる環境や子育て施設の整備	4-2-7	放課後の居場所づくり	こども課	市民活動団体と協力し、こども向けイベントや多世代交流につながるイベントを実施
		4-2-8	市民活動団体との協働によるイベントの実施	まちづくり課	小学校、PTA、地域による交通安全指導、通学路の変更や規制の検討、見守り活動、道路管理者や関係機関による対策工事、注意喚起表示・標識等の設置
		4-3-1	見附市通学路交通安全プログラム	教育総務課	交通安全指導を促進するほか、広報活動や各種啓発活動を推進
		4-3-2	交通安全教室の開催	都市環境課	園児が地域の方とともに啓発活動を実施
		4-3-3	交通安全街頭指導所	都市環境課	子どもたちの活動範囲が広がること、地域の魅力発見や郷土の愛着心を育むことにつながることを期待して、市内在住の中学生以下を対象に、見附市コミュニティバスの運賃を令和5年7月1日より無料化
		4-3-4	市内中学生以下コミュニティバス無料化	都市環境課	自家用車での防犯パトロールや通学時の見守りを実施
		4-3-5	青色防犯パトロール活動	市民税務課	LED防犯灯の新設やLED防犯灯への更新、柱の新設・更新・移設
		4-3-6	防犯灯の新設・更新補助制度	建設課	障害者等駐車スペースにおける不適正な駐車を防止するため身体障害者等に県が利用証を交付し、利用時にはそれを車内に掲げることにより、適正に利用してもらうための制度
		4-3-7	おもいやり駐車場制度	健康福祉課	地域の事業者等に呼びかけ、乳幼児を抱える保護者等が気軽におむつ替え、授乳等ができる環境整備を図り、乳幼児を抱える保護者等が安心して外出できるまちづくりを行う
		4-3-8	赤ちゃんの駅登録施設の拡充	こども課	見附市が管理する道路等の公共空間において、市民団体や地域住民が自発的に歩道の除雪作業
		4-3-9	除雪対策(歩道除雪)	建設課	主に小学生(特に高学年)が放課後や休日に自由に過ごせる、遊びと学びの場。子どもたちの意見を反映した施設として開設
		4-3-10	子どもの居場所 プレイラボみつけ	こども課	保育園、子育て支援センター等の施設における安全性や快適性、利便性の向上に向け整備や改修を実施
4-3-11	子育て関連施設における環境改善	こども課	見附市が整備している公園施設(遊具など)の新設・更新又は改修		
4-3-12	公園施設(遊具など)の新設・更新又は改修	建設課			
【基本目標5】すべての家族がワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と子育てに明るさをもてる環境を整えます					
施策		取り組み		実施主体	取り組み内容
施策 5-1	育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保	5-1-1	未満児保育	こども課	共働き家庭等の増加に伴い増加する0～2歳児の保育需要に応えるため体制を確保
		5-1-2	子育て支援サイト「スマイルみつけ」※再掲	こども課	産前産後の行政手続き内容や、見附市内で実施している子育て関連施策、教育施設や公共施設(公園や遊び場など)の案内が記載された子育て支援専用サイトを公表
		5-1-3	見附市公式SNSの活用による子育て応援支援※再掲	こども課	見附市LINE公式アカウントなどのSNSを活用しながら、子育て応援支援を実施
施策 5-2	子育てしやすい雇用環境の整備	5-2-1	子育てしやすい職場づくり支援	地域経済課	従業員の仕事と育児の両立と、安心して働き続けることができる職場環境づくりに積極的に取り組む市内企業等を支援
施策 5-3	男女共同参画による子育ての推進	5-3-1	おやこひろば～パパとあそぼう!!～	こども課	父とこどもと一緒に楽しめるイベント開催
		5-3-2	子育て支援講座(パパママ学級など)※再掲	こども課	妊娠期や産後の早い時期のサポートと発達の気になるこどもの早期支援

7.4 本計画におけるこども・若者施策と貧困対策

国の示す根拠法令である「こども大綱」では、「こどもや若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げています。これに併せて、すべてのライフステージに共通して取り組む施策の中に、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」及び「こどもの貧困対策」が挙げられています。

併せて、本計画は「見附市子ども・若者計画」及び、「見附市子どもの貧困対策推進計画」に位置付けており、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援及び、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとしています。

そこで、本計画内で整理した見附市のこども・若者のおかれた現況並びに目標・施策・取り組みのうち、こども・若者施策及び貧困対策に特に関係の強いものを再度整理して示します。

7.4.1 こども・若者施策について

(1) 現況と課題

3章に示すこども・若者を対象としたニーズ調査結果より、見附市の取り組む各種こども施策に関して、自分自身の意見が聴いてもらえていると感じる傾向にある割合は、専門学生・大学生で最も高く、65%となっています。一方で、社会人・その他では34%と最も低く、他の区分に比べて大きく減少しています。また、高校生、専門学生・大学生等、社会人・その他の各41%、34%、66%が、自分自身の意見が聴いてもらえていると感じない傾向にあります。

また、見附市がこどもまんなか社会の実現に向かって取り組んでいる都市だと思う傾向にある人の割合は社会人・その他で最も低く、61%となっており、時間軸が進むにつれて思うと答える割合が減少する傾向にあります。

さらに、自分にはらしさがあるかについては、小学生から専門学生・大学生等まではあると感じる傾向が高い一方で、社会人・その他においては、他の区分と比較して自分らしさを感じる傾向にある割合が低く、72%となっています。

このことより、本市の課題として、各種こども・若者施策の検討や策定にあたり、こどもや若者の意見を聴き、尊重しながら各種こども・若者施策に反映させていく必要があります。また、こどもや若者の生き方や価値観を尊重し、社会の中で誇りをもって生きていくための力を応援していきながら、こどもや若者が自分らしさや生き方に誇りをもち、夢や目標に向かって挑戦できるまちを目指す必要があります。

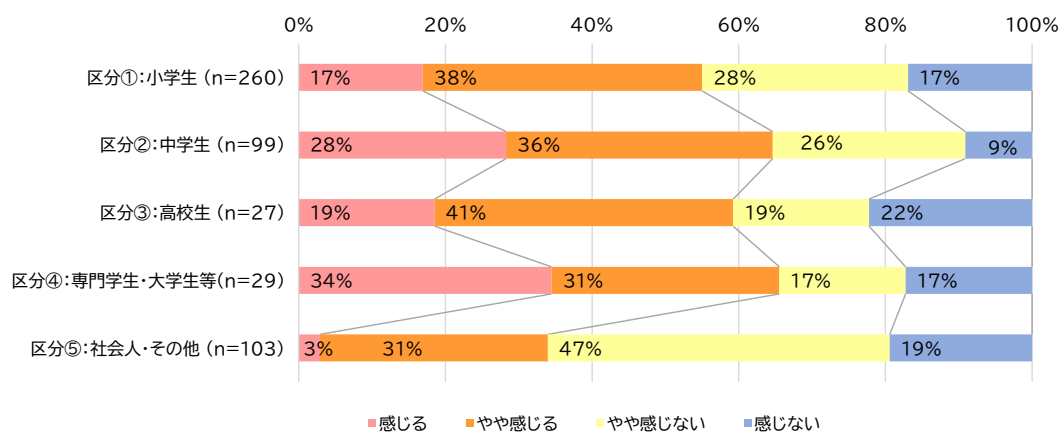


図 施策に自分自身の意見が反映されていると感じるかに対する回答（再掲）

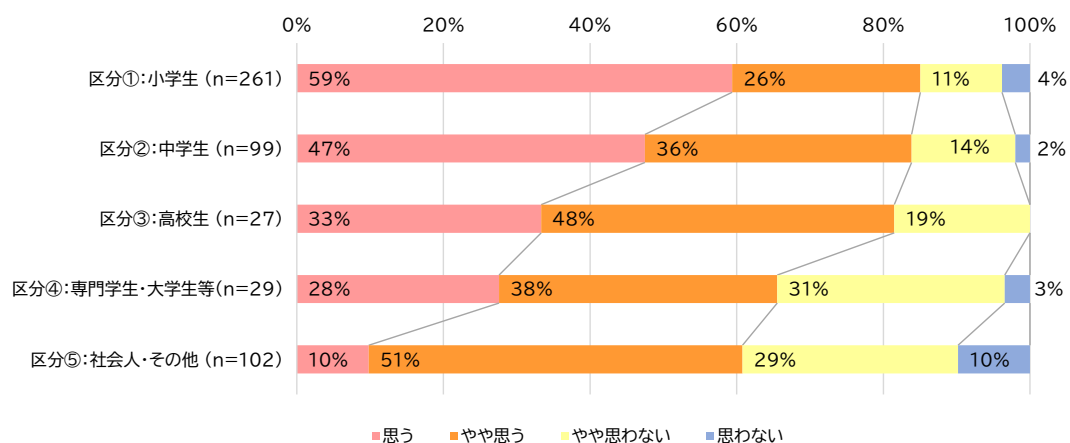


図 こどもまんなか社会の実現に向かっていていると思うかに対する回答（再掲）

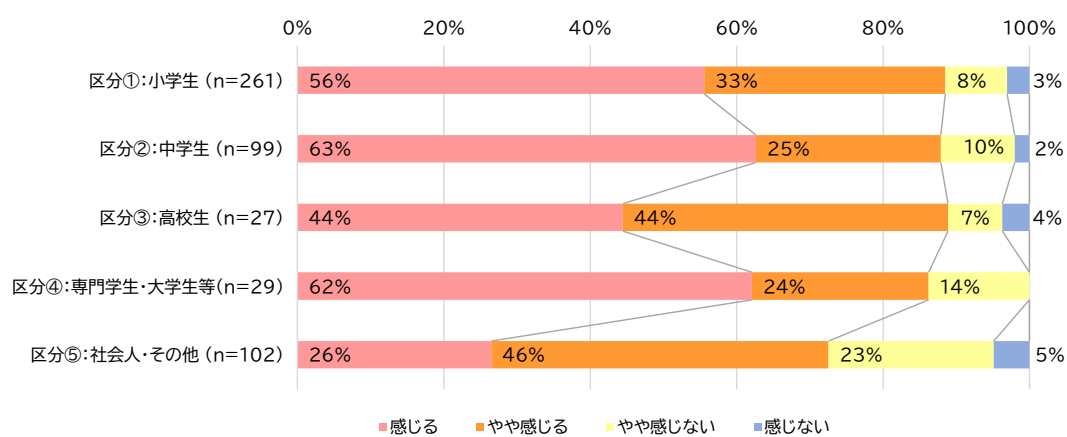


図 自分らしさがあると感じるかに対する回答（再掲）

(2) 課題解決に向けた目標及び施策

課題を受けて、本計画では、以下の通り基本目標並びに対応する施策を定め、また、7章にて示す他の目標及び対応する施策にも反映させることで、こどもや若者自身の意見を基により良いこども・若者施策を目指すことができる体制を整えます。

課題①

各種こども・若者施策の検討や策定にあたって、こどもや若者の声に耳を傾ける

課題⑦

こどもや若者が安心して過ごすことができ、地域とのつながりやコミュニケーションの中で成長することができる環境の確保

課題⑧

こどもや若者が自分らしさを大切にし、貧困や家庭の環境、経済的な理由によって夢や目標をあきらめることを防ぐ環境の確保

目標①

こどもや若者の声と想いを尊重し、こどもをどまんなかに据えた上で、よりよい取り組みに活かしていきます。

反映

目標②

すべてのこどもや若者が自分らしさや生き方に誇りをもち、夢や目標にむかって挑戦できるまちを目指します。

反映

目標③から目標⑤及び対応する施策

施策①

こどもや若者の意見を尊重し、各種施策に反映していくための体制整備

施策②-1

子育て家庭や若者自身の就学に対する経済的支援の推進・強化

施策②-2

こどもや若者の社会進出に向けた地域人材の育成と活用

施策②-3

こども・若者の健全な育成と自立支援

図 こども・若者施策に関する課題・基本目標・施策（再掲）

(3) 課題解決に向けた具体的取り組み

課題解決に向けて、以下の具体的取り組みを定めています。その上で、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、かつ、こども自身が意見が施策に反映されていると実感を持つことができる環境を目指します。

施策	取り組み	取り組み内容
施策1	1-1	幼児を対象とした遊び等を通じての意見聴取と事業への反映 幼児から意見の聞き取りを行うにあたり、発達段階を考慮した意見発出を行いやすい方法で聴取を実施
	1-2	小学生キッズサポーターからの意見聴取と事業への反映 プレイラボみつけ「小学生キッズサポーター」を通じ、プレイラボのみならず施策全般への意見聴取を実施
	1-3	インターネット上のフォーム等を活用したこども・若者からの意見聴取 こども・若者の声を聞くためのフォームを適宜開設
	1-4	ふれあい懇談会等を通じたこどもの意見交換機会の創出 これからのまちづくりについて市長と市民の皆様と語り合う「ふれあい懇談会」を月1回程度実施 こども・子育て等もテーマに設定し、こどもや若者、子育て世代からの意見交換の場を創出
	1-5	見附市子ども・子育て地域協議会の開催と事業への反映 こどもや若者、子育て当事者から聴取した意見について協議会で審議を行うとともに、事業への反映を行う
施策2-1	2-1-1	子育て応援カード・コミュニティバス専用カードの交付 協賛企業から、カードを持つ方に割引や特典などのサービスを提供していただき、子育て世帯の経済的負担を減らそうとするもの。また、市の一部事業でも割引を実施 カードの提示により、コミュニティバスの料金が100円から50円の半額に割引
	2-1-2	児童手当 児童を養育している方に児童手当を支給
	2-1-4	学校給食費の補助 対象となるこどもの人数から2人分を差し引いた人数に対して、年間の学校給食費相当額を上限として補助
	2-1-5	見附市奨学金制度 12名程度を目安として、月額3万円を貸与 ※奨学生が卒業後、見附市内に住所を有し、かつ市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度有
	2-2-1	みつけjobチャレ教育 起業家教育の実践による、こどもの起業家精神や起業家的資質・能力の育成
施策2-2	2-2-2	将来のライフデザインを希望をもって描けるようセミナー等の開催 将来の様々なライフイベント(進学、就職、結婚、子育てなど)について知り、将来の人生について考えるきっかけづくりを行う
	2-2-4	中学生の実用英語技能検定(英検)受験料支援 英語の学力向上、英語に対する学習意欲の向上をめざし、全中学1年生と全中学3年生の英語検定受験料を補助
	2-2-5	ベトナム・ダナン市への中学生派遣 言語や文化、国民性の違いに触れることで、異文化に対する理解を深め、国際的な感覚を養うことを目的に、ベトナム・ダナン市へ中学生を派遣
	2-2-6	若者の新たな交流機会や活動支援に資する活動・企画・実施 見附駅周辺を拠点とした中高生等の若者向けの交流やまちづくり活動への参画を促すための支援活動
	2-3-1	フリースクールとの連携 不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールと連携を進める
施策2-3	2-3-3	スクールカウンセラー配置事業 カウンセリング、学習支援、集団生活への適応指導、体験活動等を、組織的かつ計画的に実施
	2-3-4	SNSツール等を用いたこども・若者相談環境の整備 不安や悩みごとを抱えるこども・若者の支援を進めるため、身近なコミュニケーションツールであるSNSを用いて、内容問わず気軽に相談することができる相談環境を整備

※こども・若者施策に関係が強いと思われる取り組みを抜粋

図 こども・若者施策に関する取り組み（再掲）

7.4.2 こども・若者の貧困について

(1) 現況と課題

3章に示す子育て家庭への調査結果より、こどもに係る経済的状況については、妊娠期間からこどもが成長する過程にかけて、負担に感じる・やや負担に感じると回答する人が増加していく傾向にあります。

また、子育て環境に求められる要素について、児童手当などの経済的支援の割合が高い傾向にあるほか、こどもが成長するにつれて、高校や大学などへの進学に係る費用の経済的支援を求める割合が高くなっています。

さらに、見附市の令和6年度児童扶養手当現況届におけるひとり親世帯の状況では、対象世帯における親の就業率が母子世帯で90.1%、父子世帯で100%と高い割合となっており、また、こどもが養育費を受け取っていない割合についても、母子世帯で66.8%、父子世帯で100%と、県と比較しても高い割合となっています。

このことより、本市の課題としては、経済的理由など様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援や相談体制を提供する環境を整えるため、令和5年度にこども家庭センターを設置し、子育て家庭等への適切な支援を行うことと併せて、養育費確保支援事業も取り組みを開始し、こどもや若者が貧困や家庭の環境、経済的な理由によって夢や目標をあきらめることを防ぐ環境を整える必要があることなどが挙げられます。

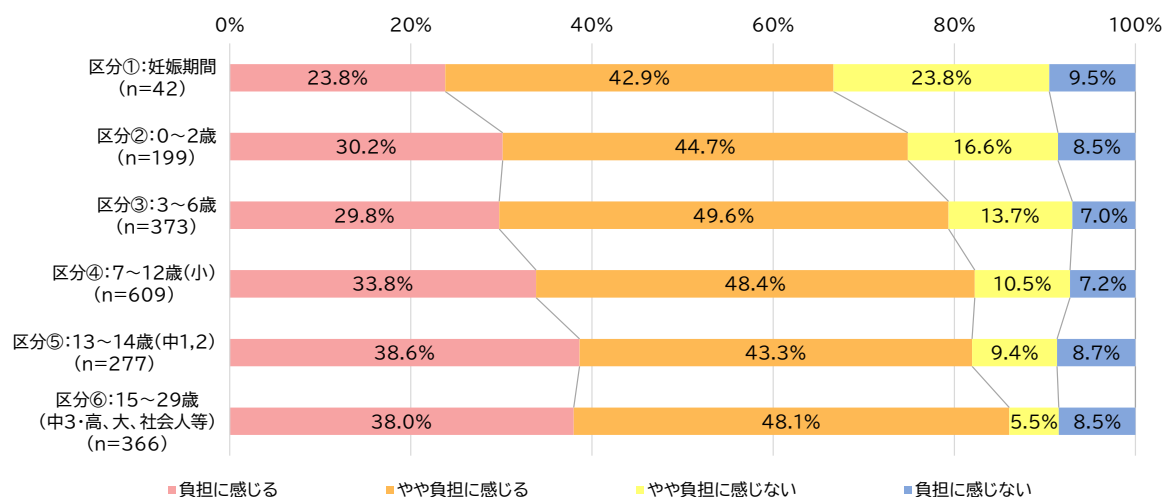


図 こどもに係る経済的状況に対しての負担感（再掲）

	単位(%)	実経児 し済童 た的手 環支当 境援な がど 充の	境援費へ高 が用の校 充の進や 実経学大 し済に学 た的係な 環支るど
区分①:妊娠期間	(n=49)	65.3	40.8
区分②:0～2歳	(n=198)	64.1	38.4
区分③:3～6歳	(n=372)	60.2	48.7
区分④:7～12歳(小)	(n=608)	57.4	62.8
区分⑤:13～14歳(中1,2)	(n=275)	57.1	74.2
区分⑥:15～29歳(中3・高、大、社会人等)	(n=363)	53.2	78.2

図 子育て環境の改善に求められている要素（再掲）

	新潟県		見附市	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
対象世帯数(世帯)	538	44	253	8
内、親の就業率(%)	93.2	93.2	90.1	100
内、こどもが養育費を受け取っていない割合(%)	33.0	78.9	66.8	100

※新潟県：令和6年度新潟県ひとり親家庭等就労実態調査

※見附市：令和6年度見附市児童扶養手当受給者現況届

図 ひとり親家庭の状況

(2) 課題解決に向けた目標及び施策

課題を受けて、本計画においては、以下の通り基本目標並びに対応する施策をそれぞれ定め、こどもや若者が生まれ育った環境や経済的負担で夢や目標をあきらめることが無いよう、教育的支援や経済的支援を提供できる体制を整えます。

課題③

出産直後および小学生以上を対象とした、経済的支援強化

課題⑥

妊娠前から産後・育児期に至るまでを対象とした、こども・子育てに関する相談環境整備

課題⑧

こどもや若者が自分らしさを大切にし、貧困や家庭の環境、経済的な理由によって夢や目標をあきらめることを防ぐ環境の確保

目標②

すべてのこどもや若者が自分らしさや生き方に誇りをもち、夢や目標にむかって挑戦できるまちを目指します

目標③

すべての世代が安心してこどもを産み育てることができ、生まれてくるこどものすこやかで心豊かな成長を育む環境を整えます

施策②-1

子育て家庭や若者自身の就学に対する経済的支援の推進・強化

施策②-3

こども・若者の健全な育成と自立支援

施策③-1

安心して妊娠・出産ができる環境及び経済的支援整備

施策③-2

こどもや母親の健康の確保

施策③-3

子育て支援の情報提供・相談体制の充実

施策③-4

配慮を必要とするこども・家庭への支援

施策③-7

多様な教育・保育環境の整備

※こども・若者の貧困に関係が強いと思われる施策を抜粋

図 こども・若者の貧困に関する課題・基本目標・施策（再掲）

(3) 課題解決に向けた具体的取り組み

課題解決に向けて、以下の具体的取り組みを定めています。その上で、困難を早期に把握し必要な支援につなげる取り組みやサービスを提供し、必要な人に対して必要な支援が届く体制を整えていきます。併せて、各種教育的支援や経済的支援の整備・広報を図りながら、こどもや若者が貧困や家庭の環境、経済的な理由によって夢や目標をあきらめることを防ぐ環境を整えていきます。

施策	取り組み	取り組み内容
施策2-1	2-1-2 児童手当	児童を養育している方に児童手当を支給 対象となるこどもの人数から2人分を差し引いた人数に対して、年間の学校給食費相当額を上限として補助
	2-1-4 学校給食費の補助	12名程度を目安として、月額3万円を貸与 ※奨学生が卒業後、見附市内に住所を有し、かつ市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度有
	2-1-5 見附市奨学金制度	不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールと連携を進める
施策2-3	2-3-1 フリースクールとの連携	不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールと連携を進める
	2-3-3 スクールカウンセラー配置事業	カウンセリング、学習支援、集団生活への適応指導、体験活動等を、組織的かつ計画的に実施
施策3-2	3-2-3 養育支援訪問	子育てに対して強い不安、孤独感等を感じている家庭等、養育支援が特に必要と思われる家庭に対して、助産師等が家庭を訪問し、安心して育児をしていくための養育に関する相談、指導、助言、支援を実施
	3-2-4 子育て短期支援事業	保護者が疾病や仕事の理由、または育児不安や育児疲れにより家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、施設や里親等でこどもの預かりを実施
	3-2-5 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がある家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事、育児等を支援
施策3-3	3-3-1 こども家庭センター	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を担うことも家庭センターを中心に、適切な情報提供と連携体制の構築により、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、切れ目のない継続的な支援を実施 こどもに関わる園、学校、地域等が連携し、適切な支援が必要なこども及び家庭の早期の気付きや支援を実施 児童虐待防止に関する家庭や園、学校、地域等社会全体の理解と関心を深めるため、広報、啓発活動を実施
施策3-4	3-4-4 就学援助制度	経済的な理由で小・中学校でかかる費用にお困りの保護者に、学用品費や給食費、新入学学用品費等を援助
	3-4-6 かがやきファイル	一人ひとりに必要な支援が途切れなく提供されることを目的として、こどもの成長過程や特性を時系列で記入し、保育園や学校の先生と共有できるファイルの配布
	3-4-7 教育相談窓口「わたぼうし」	就学前のこどもや学校に通学する児童生徒の発達・障害に関わる相談窓口の設置
	3-4-12 特別児童扶養手当	精神又は身体(内科的疾患を含む)に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護、養育する父又は母に支給
	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長のために、児童が育成される家庭の生活の安定と自立のために支給
	3-4-13 障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給
	3-4-15 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がある家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事、育児等を支援
	3-4-16 ひとり親家庭等医療費助成	保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成
	3-4-17 自立支援教育訓練給付費	ひとり親家庭の母または父が、適職に就くために必要な資格や技能を取得するにあたり、指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関において6か月以上修業することが必要とされているカリキュラムの受講期間について、生活負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため訓練促進費を支給
	3-4-18 就労自立促進事業	見附市とハローワーク三条が協力して、早期就職のための自立を応援
	3-4-19 養育費確保支援事業	養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を補助
施策3-7	3-7-1 一時保育	保育園等に通っていない児童を預けたいというニーズに応えるため1日や時間単位での預かりを実施
	3-7-2 延長保育・土曜日保育	延長保育:保護者の就労形態等の多様化に対応するため、基本の保育時間の前後(朝夕)の開園時間を延長して保育を実施 土曜日保育:保護者の土曜日の勤務などで保育を必要とする場合に保育を実施

※こども・若者の貧困に関係が強いと思われる取り組みを抜粋

図 こども・若者の貧困に関する取り組み（再掲）

第8章 こども計画における量の見込みと確保方策

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

8.1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、教育・保育提供区域を設定することとしています。見附市は県内 20 市のうち最も面積が小さく、市内は車等で十分移動が可能と考えます。また、地区別に区域を設定すると、就学前児童数が少ない地区があること、居住地外地区の保育園を利用している現状から、市全体を 1 区域と設定することとします。

8.2 幼児期の教育・保育

幼児期の教育・保育事業について、現在の利用状況および第 3 章に記載の子育て家庭を対象としたニーズ調査の結果より把握される利用希望を踏まえ、国から示されている算出の手引きに基づき、教育・保育事業の必要事業量（＝量の見込み）を算出し、その提供体制の確保と内容、その実施時期を明らかにします。

(1) 保育の必要性の認定について

保護者の申請を見附市が受け付け、下記の事由に基づき保育の必要性を認定したうえで、給付します。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満 3 歳から小学校就学前の子どもであって、幼稚園等での教育のみを受ける子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満 3 歳から小学校就学前の子どもであって、保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育

■保育を必要とする事由

以下のいずれかの事由に該当すること
○就労(月48時間以上) ○妊娠、出産(保育の期間は「出産月の2か月前」から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで」の期間) ○保護者の疾病、障害 ○同居または長期入院などしている親族の介護、看護 ○災害復旧 ○求職活動(起業準備含む) ○就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む) ○虐待やDVの恐れがあること ○育児休暇取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、利用が必要であること ○その他市町村が認める場合

(2) 児童数の推計

見附市の人口推移の推計にあたり、平成28年度から令和6年度までの住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計を行いました。

■児童の年齢別人口および将来推計人口

						
年齢	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	218	203	198	191	187	182
1歳	225	225	210	204	197	193
2歳	228	227	227	212	206	199
3歳	233	232	232	232	216	210
4歳	252	234	234	233	233	217
5歳	251	254	236	236	235	235
0～5歳	1,407	1,375	1,337	1,308	1,274	1,236
6～11歳	1,860	1,778	1,750	1,655	1,581	1,517
12～17歳	1,933	1,958	1,899	1,925	1,889	1,884
総人口	38,408	37,987	37,548	37,099	36,640	36,168

(3) 幼児期の教育・保育量の見込み

① 3号認定（0歳）

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		82 人	84 人	84 人	86 人	84 人
実績	4月1日実績	40 人	30 人	49 人	38 人	27 人
	年度末実績	101 人	83 人	104 人	95 人	(27 人)
確保 内容	保育園	47 人	37 人	37 人	38 人	10 人
	認定こども園	38 人	27 人	43 人	40 人	16 人
	地域型保育	9 人	13 人	10 人	11 人	0 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	7 人	6 人	14 人	6 人	1 人
計画比		123.2%	98.8%	123.8%	110.5%	(32.1%)

※令和6年度は4月1日実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		92 人	90 人	86 人	85 人	82 人
提供量合計		100 人	98 人	98 人	98 人	98 人
確保 方策	保育園	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
	認定こども園	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	地域型保育	8 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

3号認定（0歳児）は令和3年度を除き、見込み量を上回りました。出生数は減少し続けているものの、3号認定（0歳児）の認定数は概ね100人前後で推移しています。保育園利用者数に占める3歳未満児童の割合（令和6年：32.3%）が一定割合で推移している他、認定こども園利用者数に占める3歳未満児童の割合（令和6年：33.3%）が令和3年以降増加傾向にあることから、今後も同様の数で推移するものと考えられます。

保育園、認定こども園、地域型保育並びに企業主導型保育施設の地域枠にて、今後もすべてのニーズに対応していきます。

② 3号認定（1歳）

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		187 人	179 人	178 人	178 人	172 人
実績	4月1日実績	144 人	170 人	154 人	155 人	159 人
	年度末実績	169 人	188 人	177 人	189 人	(178 人)
確保 内容	保育園	89 人	90 人	86 人	75 人	79 人
	認定こども園	57 人	76 人	59 人	77 人	72 人
	地域型保育	15 人	14 人	21 人	20 人	8 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	8 人	8 人	11 人	17 人	19 人
計画比		90.4%	105.0%	99.4%	106.2%	(103.5%)

※令和6年度は4月1日実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		165 人	154 人	149 人	144 人	141 人
提供量合計		199 人	196 人	196 人	196 人	196 人
確保 方策	保育園	83 人	83 人	83 人	83 人	83 人
	認定こども園	92 人	92 人	92 人	92 人	92 人
	地域型保育	9 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

3号認定（1歳）は概ね180人から190人の間で推移しており、保育園、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育施設の地域枠にてすべてのニーズに対応しています。

3号認定（0歳）の認定数が、概ね100人前後で推移していることから、今後も大幅な増減は無いものと考えられます。引き続き、保育園、認定こども園、地域型保育並びに企業主導型保育施設の地域枠にて、すべてのニーズに対応していく他、保育園及び認定こども園における有資格者の継続的な確保に努めます。

③ 3号認定（2歳）

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		193 人	186 人	184 人	184 人	178 人
実績	4月1日実績	220 人	202 人	218 人	216 人	198 人
	年度末実績	195 人	182 人	191 人	178 人	(198 人)
確保 内容	保育園	109 人	108 人	103 人	97 人	81 人
	認定こども園	55 人	47 人	62 人	50 人	94 人
	地域型保育	24 人	23 人	15 人	20 人	9 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	7 人	4 人	11 人	11 人	14 人
計画比		101.0%	97.8%	103.8%	96.7%	(111.2%)

※令和6年度は4月1日実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		186 人	181 人	175 人	171 人	167 人
提供量合計		201 人	197 人	197 人	197 人	197 人
確保 方策	保育園	86 人	83 人	83 人	83 人	83 人
	認定こども園	92 人	92 人	92 人	92 人	92 人
	地域型保育	13 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	10 人	15 人	15 人	15 人	15 人

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

3号認定（2歳）は概ね190人前後で推移しており、保育園、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育施設の地域枠にてすべてのニーズに対応しています。

3号認定（1歳）の認定数が、概ね180人から190人の間で推移していることから、これに対応する形で、今後は180人程度で大幅な増減は無いものと考えられます。引き続き、すべてのニーズに対応する受け入れ態勢を維持します。

④ 保育利用率の目標値設定

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされていることから、以下に見附市の保育利用率を掲げます。なお、保育利用率の目標値は、「見込み量（3号認定）÷各年度推計人口（0～2歳）×100（小数点以下第2位を四捨五入）」により算出した数値とします。

■実績（0歳）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数	226人	223人	219人	214人	209人
見込み量	82人	84人	84人	86人	84人
保育利用率	36.3%	37.7%	38.4%	40.2%	40.2%
実績	児童数	223人	230人	215人	218人
	保育利用者数	101人	83人	104人	95人
	保育利用率	45.3%	36.1%	48.4%	43.6%
計画比	123.2%	98.8%	123.8%	110.5%	—

※年度末実績のため令和6年度実績は未確定

■計画（0歳）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数	203人	198人	191人	187人	182人
見込み量	92人	90人	86人	85人	82人
保育利用率	45.3%	45.5%	45.0%	45.5%	45.1%

■実績（1，2歳）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数	505人	456人	449人	442人	433人
見込み量	380人	365人	362人	362人	360人
保育利用率	75.2%	80.0%	80.6%	81.9%	83.1%
実績	児童数	503人	483人	465人	453人
	保育利用者数	364人	370人	368人	367人
	保育利用率	72.4%	76.6%	79.1%	81.0%
計画比	95.8%	101.4%	101.7%	101.4%	—

※年度末実績のため令和6年度実績は未確定

■計画（1，2歳）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数	452人	437人	416人	403人	392人
見込み量	351人	335人	324人	316人	308人
保育利用率	77.6%	76.6%	77.9%	78.4%	78.6%

⑤ 2号認定（3～5歳）

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		668 人	628 人	574 人	537 人	499 人
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	39 人	37 人	34 人	32 人	29 人
	上記以外	629 人	591 人	540 人	505 人	470 人
実績	4月1日実績	772 人	757 人	721 人	689 人	657 人
	年度末実績	784 人	774 人	732 人	698 人	(657人)
確保 内容	幼稚園および預 かり保育(1号)	—	—	—	—	—
	認定こども園	250 人	269 人	258 人	269 人	290 人
	保育園	449 人	426 人	401 人	373 人	357 人
	地域型保育	85 人	79 人	66 人	47 人	0 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	0 人	0 人	7 人	9 人	10 人
	上記以外	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計画比		117.4%	123.2%	127.5%	130.0%	(131.7%)

※令和6年度は4月1日実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		627 人	610 人	609 人	595 人	577 人
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	上記以外	623 人	606 人	605 人	591 人	573 人
提供量合計		727 人	714 人	714 人	714 人	714 人
確保 方策	認定こども園	385 人	385 人	385 人	385 人	385 人
	保育園	325 人	325 人	325 人	325 人	325 人
	地域型保育	13 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	企業主導型保育 施設の地域枠	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	上記以外	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

2号認定（3歳～5歳）は、見込み量を上回る数で推移しましたが、保育園、認定こども園、地域型保育にてすべてのニーズに対応しました。

今後も、保育園や認定こども園等を中心に、ニーズの変化に柔軟に対応できる確保体制を維持するとともに、幼児期の教育、保育の質の向上に取り組んでいきます。

⑥ 1号認定（3～5歳）

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		236 人	220 人	198 人	187 人	176 人
実績	4月1日実績	149 人	128 人	101 人	89 人	76 人
	年度末実績	189 人	166 人	133 人	125 人	(76 人)
確保 内容	幼稚園	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	認定こども園	189 人	166 人	133 人	124 人	75 人
計画比		80.1%	75.5%	67.2%	66.8%	(43.2%)

※令和6年度は4月1日実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		92 人	90 人	89 人	87 人	85 人
提供量合計		110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
確保 方策	認定こども園	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

1号認定（3歳～5歳）は、減少傾向の推移となりました。これは、核家族化や女性の就業率の増加、出生数の減少によるものと考えられます。

今後も、上記要因により1号認定の数は減少するものと考えられますが、引き続き認定こども園にてすべてのニーズに対応できるよう、環境整備を図ります。

8.3 地域こども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画の基本指針等に基づき、地域こども・子育て支援事業の量の見込みを設定します。

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者、妊娠している方が、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等から適切なものを選択できるよう、情報提供および必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

見附市では、①基本型、③母子保健型を実施してきましたが、令和5年4月に「こども家庭センター型」を開設し、③母子保健型の機能を④こども家庭センター型に内包して実施しています。現在見附市では、①基本型、④こども家庭センター型を実施しています。

子育て家庭や妊産婦が身近な場所での相談や情報提供等必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連絡調整、連携、共同の体制づくりを行います。

① 基本型

見附市では「プレイラボみつけ」において基本型を実施し、併せて学校町子育て支援センターを令和6年度から地域子育て相談機関(基本型に位置付け)とし、子育て世帯の相談に応じています。この地域子育て相談機関は、こども家庭センターが行政機関であるため、直接相談することに抵抗のある子育て家庭もあり得ることから、気軽に利用や相談に対応できる窓口として設置し、必要に応じてこども家庭センターと連携を図っています。

② 特定型

行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

③ 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築します。

④ こども家庭センター型

妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援に取り組み、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目のない子育て支援体制を構築します。

⑤ 妊婦等包括相談支援事業型

妊産婦等に対して面談等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う本事業を本市においては、④こども家庭センター型に内包し実施しています。

■実績（対象児童年齢 0～6歳）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	328 件	306 件	293 件	277 件	264 件
実績(合計)	2 か所 1,162 件	2 か所 1,173 件	2 か所 1,755 件	3 か所 1,661 件	3 か所 (815 件)
相談件数	1,144 件	1,157 件	1,735 件	1,626 件	(786 件)
支援プラン作成	18 件	16 件	20 件	35 件	(29 件)
実績(基本型) (R6～:地域子育て相談機関として 1か所設置)	1 か所 262 件	1 か所 241 件	1 か所 213 件	2 か所 229 件	2 か所 99 件
相談件数	262 件	241 件	213 件	229 件	99 件
支援プラン作成	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
実績(特定型)	—	—	—	—	—
実績(～R4:母子保健型) (R5～:こども家庭センター型)	1 か所 900 件	1 か所 932 件	1 か所 1,542 件	1 か所 1,432 件	1 か所 716 件
相談件数	882 件	916 件	1,522 件	1,397 件	687 件
支援プラン作成	18 件	16 件	20 件	35 件	29 件
計画比	354.3%	383.3%	599.0%	599.6%	(95.8%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1,730 件	1,730 件	1,730 件	1,730 件	1,730 件
確保方策(実施か所数)	3ヶ所 1730件	3ヶ所 1730件	3ヶ所 1730件	3ヶ所 1730件	3ヶ所 1730件
基本型	1ヶ所 100件	1ヶ所 100件	1ヶ所 100件	1ヶ所 100件	1ヶ所 100件
相談件数	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件
支援プラン作成	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
地域子育て相談機関	1ヶ所 230件	1ヶ所 230件	1ヶ所 230件	1ヶ所 230件	1ヶ所 230件
相談件数	230 件	230 件	230 件	230 件	230 件
支援プラン作成	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
こども家庭センター型	1ヶ所 1400件	1ヶ所 1400件	1ヶ所 1400件	1ヶ所 1400件	1ヶ所 1400件
相談件数	1360件	1360件	1360件	1360件	1360件
支援プラン作成	40 件	40 件	40 件	40 件	40 件

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

利用者支援事業は、令和3年度以降で増加傾向となっています。特に、支援プラン作成実績は、令和3年度から令和5年度にかけて2倍以上に増加しています。

これまでも、こども課や子育て支援センターにて情報提供や保健師等による子育てに関する相談・支援を実施してきたほか、切れ目のない子育て支援体制の拠点として、ネウボラみつけにて、母子保健型の利用者支援事業に取り組んできました。

令和5年4月以降は、こども家庭センターを開設し、新たに子ども家庭支援員を配置しました。こども家庭センター型の利用者支援事業に取り組むことで、基本型とも連携し、今後も、子育て家庭が安心して利用・相談できる環境の整備に向けて、妊娠期から育児期までの切れ目のない子育て支援体制の整備を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域の身近な場所で、乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■実績（推計対象年齢 0～2歳）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	366 人回	340 人回	334 人回	328 人回	321 人回
実績	213 人回	230 人回	188 人回	199 人回	(160 人回)
計画比	58.2%	67.6%	56.3%	60.7%	(49.8%)

※令和6年度は10月実績まで

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	552 人回	535 人回	511 人回	497 人回	483 人回
確保 方策	施設数	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
	提供量合計	600 人回	600 人回	600 人回	600 人回

■子育て支援センター一覧

施設名	利用対象者	利用時間
学校町子育て支援センター	就学前の乳幼児とその保護者	9:00～16:00
今町子育て支援センター	就学前の乳幼児とその保護者	9:00～12:00, 13:00～16:00
新町子育て支援センター	3歳までの乳幼児とその保護者	9:00～12:00, 13:00～15:30
ちきんえっぐ	就学前の乳幼児とその保護者	9:00～16:00

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

地域子育て支援拠点事業は、概ね 200 回前後で推移しています。

児童数の減少が進む中で、今後も提供量には不足が生じないものと考えられることから、引き続き現状の施設で対応していきます。

(3) 妊産婦健康診査

妊婦の健康保持および増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠・産後期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

母子手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票（14 回分）・産婦健康診査受診票をあわせて交付します。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量(届出者数)	2,667 人回	2,631 人回	2,584 人回	2,525 人回	2,466 人回
実績	2,612 人回	2,694 人回	2,521 人回	2,596 人回	(826 人回)
計画比	97.9%	102.4%	97.6%	102.8%	(33.5%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	2,332 人回	2,267 人回	2,190 人回	2,142 人回	2,087 人回
確保方策	産科医療 機関委託	産科医療 機関委託	産科医療 機関委託	産科医療 機関委託	産科医療 機関委託
提供量合計	2,847 人回	2,768 人回	2,674 人回	2,616 人回	2,548 人回

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

妊産婦健康診査は、概ね見込み量と同程度の実績推移となりました。

今後も市内の参加医療機関と連携を図りながら、全妊産婦が受診できるように周知・広報に努めていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育て支援に関する情報提供や相談対応を行っています。生後2か月までに助産師（一部保健師同行）による新生児・産婦訪問指導と兼ねて実施し、育児支援チェックリストによる産後うつの早期発見と早期支援に努めています。

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量(訪問数)		226 人回	223 人回	219 人回	214 人回	209 人回
実績	対象者数	225 人	230 人	208 人	219 人	(70 人)
	訪問数	225 人	230 人	208 人	219 人	(70 人)
訪問率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	(100%)
計画比		99.6%	103.1%	95.0%	102.3%	(33.4%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量(出生数)		203 人	198 人	191 人	187 人	182 人
確保方策		保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問
	提供量合計	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、助産師（一部保健師同行）による新生児・産婦訪問指導と兼ねて実施する中で、令和2年度から令和5年度にかけて、すべての年度で訪問率100%となりました。

今後も、訪問率100%の維持を目指すとともに、訪問の結果から支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなどの継続的な支援に努め、産後うつの早期発見や早期支援に努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要と思われる家庭に対して、その養育が適切に行われるよう、保健師または助産師が当該自宅において養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。併せて、要保護児童対策地域協議会の機能強化を目的として、関係機関等との連携を図っていきます。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量(延べ訪問数)	294 回	308 回	294 回	280 回	266 回
実績(延べ訪問数)	254 回	315 回	46 回	83 回	(50 回)
計画比	86.4%	102.3%	15.6%	29.6%	(18.8%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量(述べ訪問数)	308回	308回	308回	308回	308回
確保方策	保健師・ 助産師・ ヘルパー訪問	保健師・ 助産師・ ヘルパー訪問	保健師・ 助産師・ ヘルパー訪問	保健師・ 助産師・ ヘルパー訪問	保健師・ 助産師・ ヘルパー訪問
提供料合計	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%	訪問率100%

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

養育支援訪問事業は、令和4年度以降に見込み量を大きく下回ったものの、すべてのニーズに対応してきました。

今後も、関係機関との連携を図りながら必要な支援を適切に実施する他、児童相談所等の関係機関との連携も強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努めていきます。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。併せて育児や家事の援助については子育て経験のあるシルバー人材センター会員（ヘルパー）が自宅に訪問しお手伝いします。

この事業は、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、令和6（2024）年4月1日から施行されている事業であることから、実績値の掲載は行わず、計画期間における計画値を掲載いたします。

また、見込み量の算出にあたっては、子育て援助支援事業や養育支援訪問事業等の既に実施している事業の利用率を基に算出し、これと同数の提供量を満たす環境整備を図ることを確保方策としています。

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		137 回	134 回	131 回	127 回	124 回
確保 方策	施設数	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	提供量合計	137 回	134 回	131 回	127 回	124 回

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等の理由により家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、施設等でこどもを預かります。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	180 人日	180 人日	180 人日	180 人日	180 人日
実績	0 人日	15 人日	48 人日	81 人日	(5人日)
計画比	0.0%	8.3%	26.7%	45.0%	(2.8%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	180 人日	180 人日	180 人日	180 人日	180 人日
確保 方策	施設・里親数	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
	提供量合計	840 人日	840 人日	840 人日	840 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、見込み量を大きく下回ったものの、事業の利用を希望する子育て家庭のすべてのニーズに対応できる環境を整備してきました。

引き続き、支援を必要としている人が困難な状況を抱え込むことが無いよう、施設を中心とした一時的にこどもを預かる環境の整備を進めていきます。

(8) 子育て援助支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者を会員とし、地域において「育児の援助を受けたい者（依頼会員）」と「援助を提供する者（提供会員）」との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日
実績	1,069 人日	1,165 人日	979 人日	437 人日	(337人日)
依頼会員数	144 人	128 人	115 人	98 人	105 人
提供会員数	80 人	76 人	77 人	72 人	71 人
両方会員数	9 人	9 人	9 人	12 人	11 人
計画比	74.2%	80.9%	68.0%	30.3%	(23.4%)

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1,165 人日	1,165 人日	1,165 人日	1,165 人日	1,165 人日
依頼会員数	128 人	128 人	128 人	128 人	128 人
提供会員数	76 人	76 人	76 人	76 人	76 人
両方会員数	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確保 方策					
施設数	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
提供量合計	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

子育て援助支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、令和3年度を境に利用実績の減少傾向が続いています。

一方で、市の広報等により事業の周知を図ると共に、依頼会員や提供会員の登録を促す中で、会員による相互補助を推進していきます。

なお、出生数の減少が進む中で、今後も提供量に不足が生じないものと考えられることと、事業の周知等により、会員による相互補助を推進していくことを考慮し、令和3年度の実績値を見込み量として設定しました。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になってしまった乳幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に保育預かりを行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園において、3～5歳の在園児を対象に、通常の教育時間後や、土曜日、日曜・祝日または長期休暇中などに、保護者の希望に応じて預かり保育を実施します。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	38,220 人日	36,920 人日	35,620 人日	34,060 人日	32,760 人日
実績	3,827 人日	3,662 人日	5,337 人日	5,394 人日	(3,633人日)
1号認定	3,827 人日	3,662 人日	5,337 人日	5,394 人日	3,633 人日
計画比	10.0%	9.9%	15.0%	15.8%	(11.1%)

※令和6年度は10月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	3,845 人日	3,743 人日	3,737 人日	3,650 人日	3,535 人日
1号認定	3,845 人日	3,743 人日	3,737 人日	3,650 人日	3,535 人日
確保 方策					
施設数	7ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所
提供量合計	7,000 人日	8,000 人日	8,000 人日	8,000 人日	8,000 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績は、やや増加傾向となっています。

認定こども園への入園児数が増加している一方で、出生数が減少していることにより、今後はなだらかな減少傾向に転じるものと考えられます。

在園児を対象とする一時預かりであることから、今後も各園で十分な提供体制を確保していきます。

② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

定期的に保育を利用していない未就園児を対象に、保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に育児が困難な場合に、保育園や一時預かり実施施設において、一時的な預かりを実施します。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	1,215 人日	1,135 人日	1,072 人日	1,026 人日	978 人日
実績	615 人日	619 人日	558 人日	529 人日	(261人日)
計画比	50.6%	54.5%	52.1%	51.6%	(26.7%)

※令和6年度は10月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	483 人日	470 人日	470 人日	459 人日	444 人日
施設数	6 ヶ所	6 ヶ所	6 ヶ所	6 ヶ所	6 ヶ所
提供量合計	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
確保 方 策	保育園	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
	子育て支援センター	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
	ファミリー・サポート・センター	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用実績は、減少傾向となっているものの、令和5年度には529人日の利用がありました。

出生数の減少及び保育園及び認定こども園への入園児数の増加により、一時預かり事業の利用者数は今後も減少傾向にあると考えられますが、今後も十分な体制を確保し、状況に応じて柔軟に対応していきます。

(10) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において保育を実施する事業です。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	128 人	120 人	113 人	108 人	103 人
実績	406 人	417 人	492 人	426 人	(336人日)
計画比	317.2%	347.5%	435.4%	394.4%	(326.2%)

※令和6年度は10月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	324 人	320 人	316 人	314 人	311 人
確保 方策	施設数	17 ヶ所	17 ヶ所	17 ヶ所	17 ヶ所
	提供量合計	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

延長保育の利用者数は、見込み量を大きく上回りました。

一方で、令和4年度以降は減少傾向の推移となっており、今後も対象児童数の減少に伴って、延長保育事業の利用者数は減少していくものと考えられます。

今後も、子育て家庭の就労形態の多様化や長時間の通勤等に伴うニーズに柔軟に対応できるような体制を確保していきます。

(11) 病児・病後児保育事業

病気または病気回復期で、集団保育が困難なこどもを専用スペース等で一時的に預かり、保育および看護ケアをします。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	259 人日	242 人日	216 人日	213 人日	208 人日
実績	138 人日	252 人日	159 人日	250 人日	(64人日)
利用数	138 人日	252 人日	159 人日	250 人日	64 人日
実施施設数	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
計画比	53.3%	104.1%	73.6%	117.4%	(30.8%)

※令和6年度は10月末までの実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	230 人日	223 人日	218 人日	213 人日	206 人日
確保 方策	施設数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	提供量合計	3,900 人日	3,900 人日	3,900 人日	3,900 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

病児・病後児保育の利用実績は、令和3年度と令和5年度に見込み量を上回ったものの、すべてのニーズに対して対応してきました。

現在、見附市内の計3ヶ所にて病児・病後児保育事業を実施しており、全てのニーズに対して受け入れることの出来る環境を整備しています。

引き続き、子育て家庭が使用しやすい体制の整備に努めると共に、今後も保護者のニーズに柔軟に対応できるような病児・病後児保育のあり方を検討していきます。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休みにおいて、小学校の余裕教室や公民館等の施設を利用し、指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

■実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	381 人	391 人	387 人	376 人	359 人
低学年	329 人	341 人	334 人	326 人	307 人
高学年	52 人	50 人	53 人	50 人	52 人
実績	449 人	439 人	489 人	506 人	(533人日)
1年生	151 人	153 人	177 人	152 人	175 人
2年生	154 人	123 人	147 人	168 人	118 人
3年生	104 人	116 人	102 人	116 人	115 人
4年生	31 人	35 人	46 人	34 人	34 人
5年生	5 人	9 人	11 人	30 人	10 人
6年生	4 人	3 人	6 人	6 人	10 人
計画比	117.8%	112.3%	126.4%	134.6%	(148.5%)

※令和6年度は4月1日時点の実績

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	372 人	351 人	339 人	332 人	329 人
1年生	124 人	115 人	115 人	115 人	115 人
2年生	104 人	106 人	98 人	98 人	98 人
3年生	91 人	80 人	81 人	75 人	75 人
4年生	34 人	33 人	29 人	29 人	27 人
5年生	12 人	12 人	12 人	10 人	10 人
6年生	5 人	5 人	5 人	5 人	4 人
確保 方策					
施設数	13 ヶ所	13 ヶ所	13 ヶ所	13 ヶ所	13 ヶ所
提供量合計	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日

■評価および今後の提供体制と確保の考え方

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用実績は、見込み量を大きく上回っており、令和4年度以降は500人前後となっています。

今後は、少子化による児童数の減少によって、利用者数も減少傾向となることが予想されますが、引き続き保護者のニーズに柔軟に対応するとともに、事業の拡充を図っていきます。

(13) 児童福祉法改正による新事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されていることから、量の見込みを設定します。記載にあたっては、実績値の掲載は行わず、本計画期間における見込み量を掲載いたします。

見附市では、令和5年4月に「こども家庭センター」を開設し、母子保健と児童福祉が連携・協働し、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、子ども家庭支援員等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

なお、見込み量については、子育て援助支援事業や養育支援訪問事業等の既に実施している事業の利用率を基に算出し、これと同数の提供量を満たす環境整備を図ることを確保方策としています。

a) 子育て世帯訪問支援事業（再掲）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。併せて育児や家事の援助については子育て経験のあるシルバー人材センター会員（ヘルパー）が自宅に訪問しお手伝いします。

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		137 回	134 回	131 回	127 回	124 回
確保 方策	施設数	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	提供量合計	137 回	134 回	131 回	127 回	124 回

b) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

なお、見附市では、当該事業は実施していませんが、身近で気軽に利用できる安全・安心な居場所であるプレイラボみつけなど、こどもの居場所を提供していくとともに、こども家庭センターにおいて全てのこどもや子育て家庭等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行いながら、適切に支援していきます。

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		16 人	16 人	15 人	15 人	15 人
確保 方策	施設数	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	提供量合計	16 人	16 人	15 人	15 人	15 人

c) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

見附市では、従来から親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」を実施しており、本事業として位置付けています。

■親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」利用実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
親子の絆づくりプログラム 「赤ちゃんがきた！」実績	0 組	30 組	27 組	31 組	(9組)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		22 組	22 組	21 組	21 組	20 組
確保 方策	施設数	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	提供量合計	22 組	22 組	21 組	21 組	20 組

(14) 子ども・子育て支援法改正による新事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業が新たに創設され、令和7年4月から施行されることから、これらの事業についても、量の見込みを設定します。なお、記載にあたっては、実績値の掲載は行わず、本計画期間における見込み量を掲載いたします。

また、見込み量の算出にあたっては、妊娠届出数や本事業の対象となりうる未就園児数を基に算出し、これと同数の提供量を満たす環境整備を図ることを確保方策としています。

a) 妊婦等包括相談支援事業

見附市においては、利用者支援事業の「こども家庭センター型」に内包して実施しています。

b) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所やこども園等において、満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を提供する環境を整えるとともに、こども自身とそのこどもを育てる子育て家庭の状況や子育て環境を把握しながら、適切な情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	12 人日	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日
確保方策	12 人日	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日

c) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。見附市では、こども家庭センターにおいて産後1年未満の母子を対象に実施し、また令和6年度からは「日帰り型」の支援を助産院、医療機関に委託し実施しています。家族形態の多様化やハイリスク妊産婦の増加等の理由から「宿泊型」についても検討していきます。

■実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績(合計)		234件	215件	255件	277件	(128件)
	訪問型	11ヶ所 80件	6ヶ所 59件	10ヶ所 115件	7ヶ所 105件	7ヶ所 76件
	通所型	1ヶ所 154件	1ヶ所 156件	1ヶ所 140件	1ヶ所 172件	1ヶ所 44件
	日帰り型	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	3ヶ所 8件
	宿泊型	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件	0ヶ所 0件

※令和6年度は8月末までの実績

■計画

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		303 人日	299 人日	296 人日	293 人日	290 人日
確保方策		303 人日	299 人日	296 人日	293 人日	290 人日
	訪問型	5ヶ所 100件	5ヶ所 95件	5ヶ所 90件	5ヶ所 85件	5ヶ所 80件
	通所型	1ヶ所 140件	1ヶ所 135件	1ヶ所 130件	1ヶ所 125件	1ヶ所 120件
	日帰り型	3ヶ所 35件	3ヶ所 38件	3ヶ所 42件	3ヶ所 46件	3ヶ所 50件
	宿泊型	2ヶ所 28件	2ヶ所 31件	2ヶ所 34件	2ヶ所 37件	2ヶ所 40件

(15) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子ども支援対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会）が地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化、専門性向上を図ります。なお、記載にあたっては、実績値の掲載は行わず、本計画期間における見込み量を掲載いたします。

■計画

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	代表者会議：原則年1回開催 実務者会議：原則年4回開催 個別ケース検討会議：必要に応じて随時開催 児童虐待防止に関する関係機関向けの研修：年1回以上 地域住民への周知を図る取組：年1回以上				

(16) 実費徴収に係る給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている下記項目について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ①食事の提供に要する費用（新制度末移行幼稚園に限る）
- ②日用品、文房具等の購入に要する費用等について

今後、対象者数や実際に負担する実費徴収する額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで事業実施について検討していきます。

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等の事前協議を受け、相談、助言などを行い、参入者の施設経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

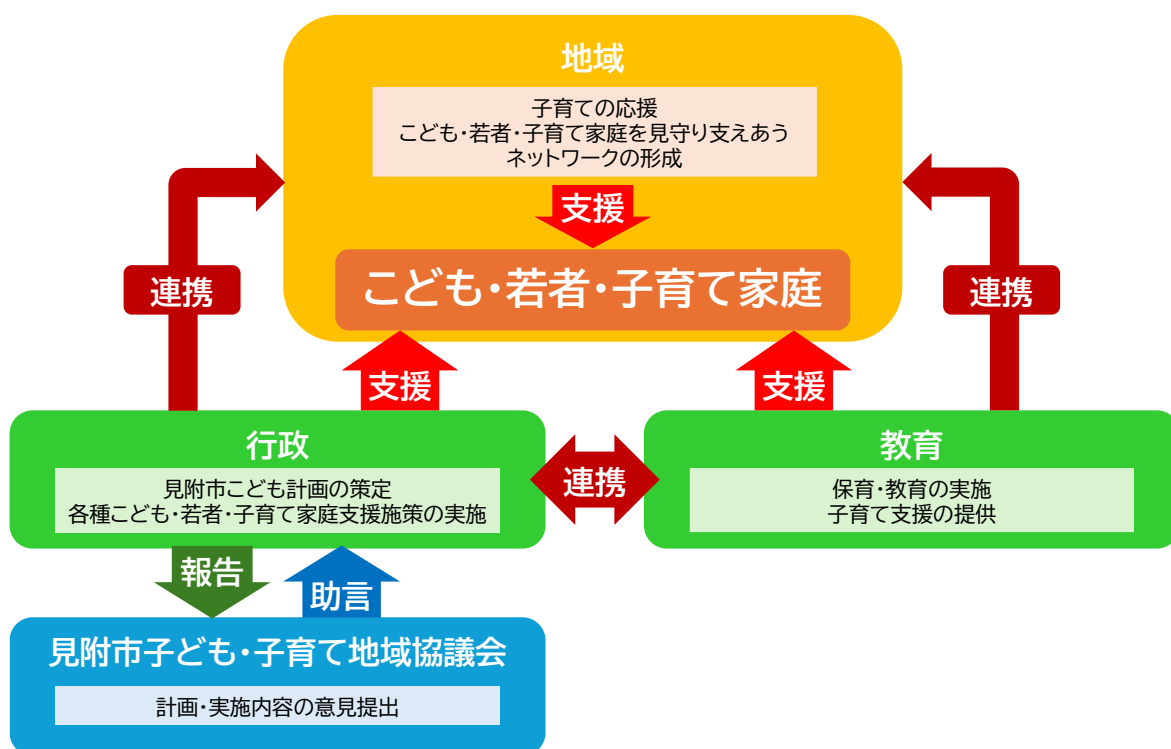
第9章 計画の推進方法

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

9.1 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制のなかで施策・事業を実践していくことはもちろん、その進捗状況を定期的に評価・点検し、結果を今後の事業実施に反映していくことが大切です。

こども・若者・子育て家庭を支援するために、地域、行政、教育・保育施設事業者等がそれぞれの役割を担い、連携し一体となって子育て支援を推進していきます。



(1) 地域や関係団体等との連携

こどもの健やかな成長と若者の健全な育成を支援していくため、庁内の関連する部局との連携を強化することで全庁的な推進体制を整備し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

さらに、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携により子育て支援を進めていきます。

また、地域全体でこども・若者の子育て家庭を支援する環境を整備していくため、計画の内容についてホームページや広報等により周知・啓発を行います。

(2) 広域調整や県との連携

認定こども園や病児・病後児保育などにより、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合、または障がいのあるこどもや要保護児童への対応など、専門的な支援を必要とする場合については、周辺市町や県との連携・調整を図ります。

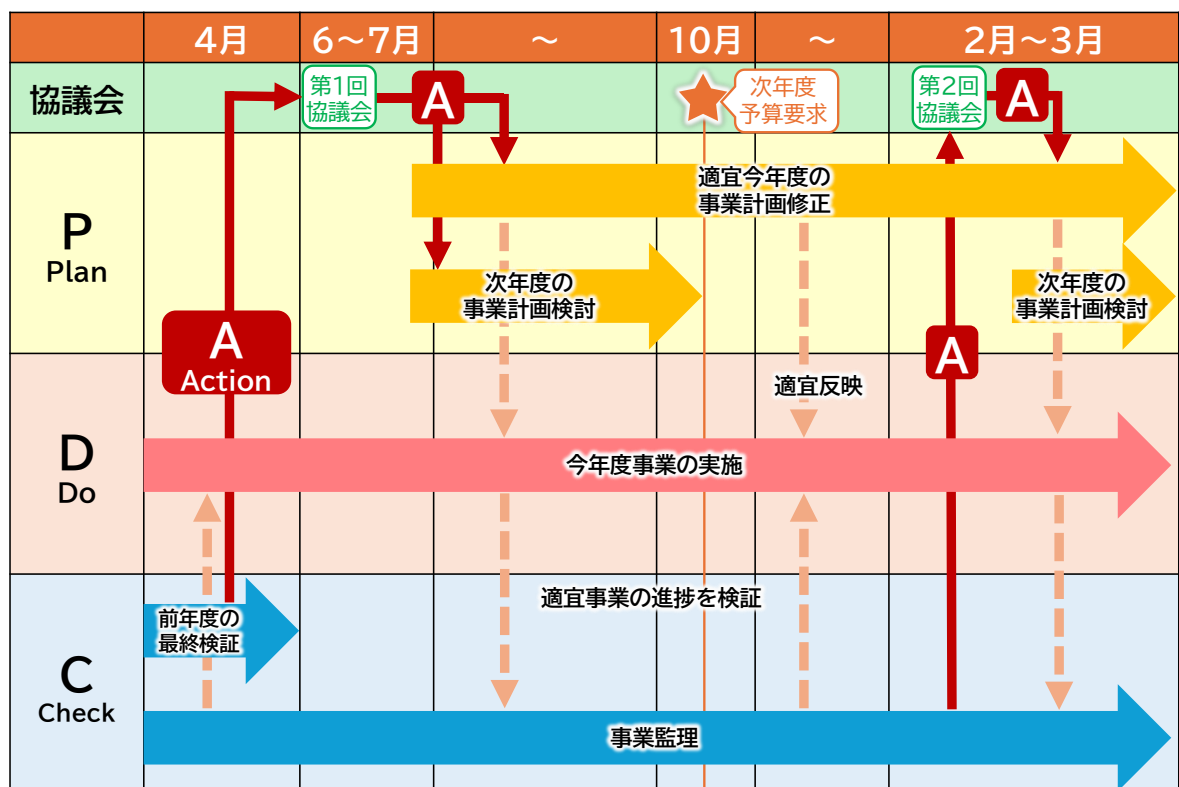
また、幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員、子育て支援員等の資質向上に係る研修や、児童虐待防止対策、こどもの貧困対策、障がい児施策など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や県等との連携により、さらに充実した取り組みを進めます。

9.2 PDCA サイクルによる計画の推進

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに従い年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、見附市子ども・子育て地域協議会において、評価を行うものとします。特に、前年度の最終検証（Check）を元に、協議会での意見を踏まえ（Action）、次年度の事業計画に反映（Plan）します。また、当該年度事業の実施中（Do）は、事業監理をしながら適宜検証（Check）を行い、改善（Action）と事業計画（Plan）への反映を行います。

本計画は、計画の進捗状況に応じて中間見直しを行います。

※ PDCA サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）→Plan（計画）…のサイクルを繰り返し行うことで、継続的に施策の改善を促す方法を指します。



9.3 評価指標と目標値の設定

本計画の目標に対応する評価指標として、アウトカム指標・アウトプット指標を設定します。

計画期間の最終年度である令和 11 年度のアウトカム指標の目標達成を目指して、各施策を推進します。推進体制の進捗状況の監理の観点からアウトカム指標を補足する指標としてアウトプット指標を設けますが、上位計画や関連計画の更新、市の施策の実施状況などをふまえ適宜見直しを行います。

対応する目標	アウトカム指標			アウトプット指標		
	評価指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
【基本目標1】 こどもや若者の声と想いを尊重し、 こどもをどまんなかに据えた上で、 よりよい取り組みに活かしていきます	各種こども施策に関して、自分自身の意見が聴いてもらえていると感じるこども・若者の割合※1 本市が「こどもどまんなか社会」の実現に向かって いる都市だと感じるこども・若者の割合※1	こども:58% 若者 :49% こども:84% 若者 :61%	こども:70% 若者 :60% こども:90% 若者 :70%	こども・若者と見附市の意見交換機会の 開催回数	—	2回
【基本目標2】 すべてのこどもや若者が自分らしさや 生き方に誇りをもち、夢や目標にむ かって挑戦できるまちを目指します	自分自身が好きと感じているこども・若者の割合 ※1	こども:88% 若者 :73%	こども:90% 若者 :80%	「みつけjobチャレ教育」を支援するための 「みつけjobチャレ教育実行委員会」の開催回数	3回	維持
	自分には自分らしさがあると感じているこども・ 若者の割合※1	こども:88% 若者 :78%	こども:90% 若者 :85%	みつけこどもビジネスアイデアコンテストの 実施回数	1回	維持
	自分の将来に明るい希望をもっているこども・ 若者の割合※1	こども:85% 若者 :65%	こども:90% 若者 :75%	ライフデザインセミナー等の実施回数	—	4回
【基本目標3】 すべての世代が安心してこどもを産み 育てることができ、生まれてくるこども のすこやかで心豊かな成長を育む環境 を整えます	本市が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」 の実現に向かっている都市だと感じるこども・ 若者の割合※1	63%	70%	産後ケアの利用者数	277 人/年度※5	290 人/年度
	本市がこどもを産みやすく、育てやすい環境で あると思う保護者の割合※2	79%	90%	児童扶養手当受給家庭のうち、 養育費を受け取っている割合	32.2%	増加
	小学3年生以下の放課後児童クラブ 入会希望者に対する登録児童の割合	100%	維持	プレイラボみつけ利用児童数	32,242 人/年度※5	増加
	保育園待機児童数	0人	維持	利用者支援事業の実施か所数	3か所	維持
【基本目標4】 すべての人がこどもを想い、子育て家 庭をみんなで見守り支えあう地域性を	子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所が ある保護者の割合※3	79%	90%	県ハッピーパートナー企業パパ・ママ 子育て応援プラスの認定取得事業者数	19 事業者	35 事業者※6
【基本目標5】 すべての家族がワーク・ライフ・ balan スを実現し、仕事と子育てに明るさをも てる環境を整えます	育児休暇を取得したことがある保護者の割合※4	母親:60% 父親:10%	母親:80% 父親:80%			

※1 こども：こども・若者を対象としたアンケートにおける 17 歳以下の回答において、5 段階の内、肯定的な上位 2 段階（感じる、やや感じる、好き、やや好き等）の回答割合を、①11 歳以下（小学生相当）・②14 歳以下（中学生相当）・③17 歳以下(高校生相当)の 3 区分ごとに算出し、各区分人口(R6.4.1 現在)で加重平均をとったもの

若者：こども・若者を対象としたアンケートにおける 18 歳以上の回答において、5 段階の内、肯定的な上位 2 段階（感じる、やや感じる、好き、やや好き等）の回答割合を、①21 歳以下（大学生相当）・②22 歳以上の 2 区分で算出し、その平均値を算出したもの

※2 保護者を対象としたアンケートにおける、「思う」「やや思う」の合計

※3 保護者を対象としたアンケートにおける、「子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人や場所がある」と回答した割合

※4 保護者を対象としたアンケートにおける、「こどもの保護者にあたる母親・父親が過去に育児休暇を取得したことがある」と回答した割合

※5 令和 5 年度実績

※6 過年度からの累計値

第10章 付属資料

MITSUKESHI KODOMO KEIKAKU

10.1 見附市こども・子育てどまんなか条例

本計画は、見附市こども・子育てどまんなか条例第 15 条に基づき、こども施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

以下に、見附市こども・子育てどまんなか条例の全文を掲載します。

見附市こども・子育てどまんなか条例

令和 6 年 3 月 2 1 日

条例第 2 号

全てのこどもは、見附市の明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、一人ひとりが様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権や児童の権利に関する条約の 4 つの原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」等が保障されなければなりません。また、こども自身がその権利について自覚し、自分の存在に自信と誇りを持つことが大切です。そして、自分の権利が守られることで、全ての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。

おとなは、こどもが権利を保障され、社会の一員として自分の意見を自由に表明することができる存在であることを理解し、こどもに伝えていくことが必要です。こどもの権利について、こども自身を含めて、市民全員が共通認識を持つことが大切です。そして、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その意見を受けとめ、大切にし、こどもにとって何が最も良いことなのかを考え、自立に向けて成長を支えていくために、こどもに関する取組や施策を強く進めていく必要があります。

見附市ではこれまでも、学校と家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」の理念のもとで、おとなが総がかりでこどもの育ちを支える取組を推進してきました。

改めて、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、市民全員が子育てへの関心をさらに高め、こども・子育てを社会の「どまんなか」におきながら、保護者、行政はもとより、地域、事業者等社会全体でこどもや子育てを支え、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育て支援に関する施策を総合的に推進し、もって「みんなで子育て こどもどまんなか 笑顔かがやくまちみ

つけ」の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
- (2) 保護者 父母等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設等の施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こども・子育て支援施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 希望する誰もが安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保すること。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章 地域社会等の役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利について理解し、家庭がこどもの心身の成長や人

格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

- 2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てをするよう努めるものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域のこどもに関心を持ち、地域においてこどもと積極的に交流し、地域との関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

- 2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、自分の権利及び他人の権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

- 2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、家庭及び地域と積極的に交流・協働するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

第3章 こども・子育てを支える環境づくり

(こどもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供
- (2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険等からこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境の整備
- (3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設の整備

(保護者や子育て家庭への支援)

第10条 市は、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。
- 3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービス等

の充実や、事業者に対して、子育てとの調和のとれた働き方等の啓発を図ります。

（支援を必要とするこどもへの支援）

第11条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とするこどもに対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめ等の防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

（相談体制）

第12条 市は、こども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

（こどもの社会参加）

第13条 市は、市の施策についてこどもが意見を表明することができるようにする等、こどもが社会参加をする場や機会を設けるものとします。

（切れ目のない支援）

第14条 市は、市民が安心してこどもを生み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

第4章 こども・子育てを支える施策の推進

（計画の策定）

第15条 市は、こども・子育て支援施策についての計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 市は、計画の策定に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

（実施状況の評価）

第16条 市は、計画の適正な進行管理を行うため、施策の実施状況の評価し、その結果に基づき必要な措置を講じます。

（推進体制の整備）

第17条 市は、計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

（財政上の措置）

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

（広報及び啓発）

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、広く広報及び啓発を行います。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

10.2 見附市子ども・子育て地域協議会委員名簿

本計画の策定にあたっては、「見附市子ども・子育て地域協議会」にて、こども・子育ての支援の施策等について協議を実施しました。

(敬称略)

	区分	氏名	役職等
1	学識経験者	小池 由佳	新潟県立大学教授
2	私立幼稚園・認定こども園	北澤 潔	認定こども園代表 認定こども園 ホップこども園園長
3	私立保育園	岩崎 優子	保育事業研究会
4	小学校	前田 友晴	今町小学校 校長
5	市民委員	矢島 古波	公募委員
6	市民委員	小山 源之輔	公募委員
7	行政	近藤 芳生	教育部長兼教育総務課長
8	行政	鈴木 浩	こども課長

※任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日（2年間）

発行:見附市教育委員会こども課
〒954-8686 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
TEL 0258-62-1700
URL <https://www.city.mitsuke.niigata.jp>